

同(藤尾正行君紹介)(第八二六号)
同(武藤山治君紹介)(第八二二号)
同(神田大作君紹介)(第九〇〇号)
栃木県鹿沼市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(森山欽司君紹介)(第八二七号)
同(稲葉誠一君紹介)(第九〇一号)
栃木県那須町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(森山欽司君紹介)(第八二八号)
同(稲葉誠一君紹介)(第九〇二号)
栃木県藤原町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(森山欽司君紹介)(第八二九号)

栃木県足尾町の寒冷地手当引上げ等に関する請

願(森山欽司君紹介)(第八三〇号)
同(稻葉誠一君紹介)(第九〇五号)

福島県河東村の寒冷地手並引上げ等に関する調査報告書

福島県湯川村の寒地手当引上げ等に關する請願(八田貞義君紹介)(第八五〇号)

宿鳥鼎埴川町の寒冷地手並引上げ等に関する請願（八田貞義君紹介）（第八五一号）

北海、近滑川市等の寒河江町、山形県上り等に因て、
請願(芳賀貢君紹介)(第八五三号)

宮城県岩出山町の寒冷地手当引上げ等に関する
青頭（内海英男君紹介）（第八五五号）

岐阜県明智町の寒冷地手当引上げ等に関する請願（金子一平智昭介）（第八五六号）

岐阜県大和村の寒冷地手当引上げ等に関する請願（金子一平君紹介）（第八五七号）

同(野田卯一君紹介)(第九〇六号)
同(武藤嘉文君紹介)(第九〇七号)

同(大野明君紹介)(第九五八号)

板木町日光市の寒冷地手当上り、冬に閑する。願(森山欽司君紹介)(第八六三号)

同(種葉誠一君紹介)(第九〇四号)
山形市等の寒冷地手当引上げ等に関する請願

島根県仁多町の寒冷地手当引上げに関する請願
(渡辺三郎君紹介)(第八九六号)

(大橋武夫君紹介)(第八九七号)
恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願
(三原朝雄君紹介)(第九〇八号)
恩給・共済年金受給者に対する処遇改善に関する請願(三原朝雄君紹介)(第九〇九号)
金鰻勲章制度の復活に関する請願(福田篤泰君紹介)(第九二九号)
恩給及び共済年金の給付改善促進に関する請願(田邊誠君紹介)(第九五六号)
自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を現職勤務期間に加算に関する請願(加藤陽三君紹介)(第九五九号)
は本委員会に付託された。

恩給法等の一部を改正する法律案等の成立促進に関する陳情書(山口市春日町七の二敵島会長 中田正作(第一一〇号))
同問題の早期解決に関する陳情書(高知県幡多郡西土佐村議会議長井上浪秋(第一一一号))
天皇陛下御在位五十年奉祝国民大会開催に関する陳情書(仙台市荒巻字北鷹ヶ森一の九七守家完(第一一二号))
国家公務員の職務に対する精励及び能率向上に関する陳情書(東京都北区上中里町一の四の五一太田財政研究所長太田政記(第一一二号))
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

度及び給与の適正を期する等のため、
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、国防衛に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、榮典に関する事項
以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により国政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

上げまして昭和五十年八月から、昭和四十九年度における国家公務員の給与改善率により二九・三%増額するとともに、昭和五十一年一月から、恩給と公務員給与との水準差の補てんを完結するため、さらに六・八%を上乗せすることとし、この両者を合わせ、恩給年額を三八・一%増額しようとするものであります。
その第二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。
これは、今回の恩給年額の増額措置に伴いまして、長期にわたる老齢者の普通恩給の最低保障額を三十二万一千六百円から四十二万二円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を大幅に引き上げようとするものであります。
その第三点は、扶養加給額の引き上げであります。

十月二日
軍人恩給等の改善に関する陳情書(盛岡市厨川二の二の九軍恩連盟盛岡支部長佐藤治郎(第一一〇号))
傷病恩給等の改善に関する陳情書外一件(下関市赤間町三の五西森芳夫外一名(第一二二号))
元日本赤十字社従軍救護員に対する恩給適用等に関する陳情書(柳井市伊保庄国立柳井療養所内田代清子(第三号))
靖国神社法の制定促進に関する陳情書(津山市議會議長神崎裕康(第四号))
同和对策審議会答申の完全実施等に関する陳情書(奈良県山辺郡郡村議會議長前川善教(第五号))

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第七号)

○藤尾委員長 次に、恩給法等の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、及び特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。
順次、趣旨の説明を求めます。植木総務長官。

これは、傷病恩給及び公務関係扶助料に係る扶養加給額を、現職公務員の扶養手当相当額に引き上げようとするものであります。
その第四点は、八十歳以上の高齢者の恩給の算出率の特例であります。
八十歳以上の高齢者の普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、普通恩給の最短期限を超えて実在職年の年数が十年に達するまでの一年について、基礎俸給の三分の一に相当する額を普通恩給年額に加えることによつて、その処遇の改善を図ろうとするものであります。
その第五点は、六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給に対する最低保障の適用であります。
六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給で、これまで最低保障の適用を受けていなかった者についても、六十五歳以上の者と同様に最低保障を適用することにより、傷病者の優遇を図ろうとするものであります。

福祉庁の設置促進に関する陳情書(多賀城市八幡三の一六の三四三橋晴雄(第六号))
行政管理庁における行政相談の充実強化に関する陳情書(東京都北区上中里町一の四の一五太田財政研究所長太田政記(第一〇一号))
恩給法等の一部を改正する法律案の成立促進等に関する陳情書外四件(和歌山市黒田二〇二井尻邦夫外四名(第一〇八号))
同月二十一日
軍人恩給等の改善に関する陳情書(沼津市吉田町三五の二沼津市軍恩連盟会長矢田金作(第一〇九号))

○藤尾委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
本会期中、国の行政の改善を図り、公務員の制

○植木国務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。
これは、実施時期を昨年よりさらに一カ月繰り

その第六点は、旧軍人に対する一時恩給の支給範囲の拡大であります。
引き続き実在職年が三年以上七年未満の旧軍人またはその遺族に対する一時恩給または一時扶助料は、下士官以上として六月以上在職することが

支給要件とされておりありますが、この支給要件を廃止し、その対象を兵にまで拡大することとし、引き続き戦中職年が三年以上ありながら、従来一時恩給等を支給されなかった旧軍人またはその遺族に対し一時恩給または一時扶助料を支給しようとするものであります。

その第七点は、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和であります。

現在、七十歳以上の老齢者、七十歳未満の傷病者または妻子に給する普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、旧軍人等の加算年を年額計算の基礎に算入いたしておりますが、今回は、七十歳以上という年齢要件を五歳引き下げ、六十五歳以上七十歳未満の老齢者の普通恩給または扶助料についてもこの措置を及ぼすことにより、戦地等で勤務された方々に対する処遇の範囲を広げようとするものであります。

その第八点は、特別加給の増額であります。

増加恩給受給者の中でも特に重症である第二項症以上の受給者に対しては現在、年額七万二千元の特別加給が支給されておりますが、重症者という特殊事情を考慮しまして、その額を十二万円に引き上げようとするものであります。

以上のほか、準公務員期間の通算要件の緩和、低額の仮定俸給年額の引き上げ等所要の改善を行うことにしております。

なお、以上の措置は、さきに述べましたように六・八%の増額を昭和五十一年一月から実施するほか、すべて昭和五十年八月にさかのぼって実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案は、前国会に提案しました内容を変更することなく提案するものであります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、及び特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月十三日、一般職の職員の給与について、俸給表及び諸手当の改定等を内容とする人事院勧告が行われたのでありますが、政府としては、その内容を検討した結果、人事院勧告どおり、本年四月一日からこれを実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたこととあります。

第二は、医療職俸給表(一)に特二等級を新設することとしたこととあります。

第三は、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に支給する支給月額の限度額を十三万円から十四万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師または歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する、支給月額の限度額を二万五千円から三万円に引き上げ、同時に支給期間の限度を二十年から三十五年に延長することとしたこととあります。

第四は、扶養手当について、配偶者についての支給月額を五万円から六万円に引き上げるとともに、配偶者以外の扶養親族についての支給月額を二人までについてはそれぞれ千五百円から二千元に引き上げ、この場合において、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については四千元とするにとしたことであります。

第五は、住居手当について、公務員宿舍の入居者等を除き、月額五万円を超える家賃を支払っている職員に住居手当を支給することに改め、その

支給月額は、月額一万円以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から五万円を控除した額とし、月額一万円を超える家賃を支払っている職員にあつては、家賃の月額から一萬千円を控除した額の二分の一を六千円に加算した額に引き上げ、この場合においてその加算した額が九千円を超えるときは、九千円とするにとしたことであります。

第六は、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に支給する全額支給の限度額を月額八千円から一万円に引き上げるとともに、最高支給限度額を月額九千円から一萬五千円に引き上げることとしたこととあります。このほか、自転車等を使用して通勤する職員または交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員についてもそれぞれ通勤手当の支給月額を引き上げることとしてあります。

第七は、義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給する義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を月額九千円から一萬百円に引き上げることとしたこととあります。

第八は、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当について、その支給限度額を月額一萬五千五百円から日額一萬六千五百円に引き上げることとしたこととあります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切にかえ措置、住居手当の経過措置等について規定しております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしたこととあります。その内容を御説明いたしますと、内閣総理大臣及び國務大臣等の俸給月額は据え置くことにするとともに、内閣法制局長官等の俸給月額は七十八万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、六十八万円から五十八万五千円の範囲内で改定することとしてあります。

また、大使及び公使については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は据え置き、大使五号俸は七十八万円とし、大使四号俸及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、六十七万円から五十二万五千円の範囲内で改定することとしてあります。

なお、秘書官については、一般職の職員の給与改定に準じてその俸給月額を引き上げることとしたこととあります。

第二は、委員手当について、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を二萬八千五百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を日額一萬六千五百円にそれぞれ引き上げることとしたこととあります。

第三は、沖繩国際海洋博覧会政府代表の俸給月額を六十七万円に引き上げることとしたこととあります。

以上のほか、附則においては、この法律の施行期日、適用日等について規定しております。

以上が両法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○藤尾委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○藤尾委員長 次に、ただいま議題となつております各案中、恩給法等の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 この質疑に具体的に入ります前に、スト権問題に関しまして、けさの新聞に意外なことが載っているわけでありまして、この秋に決着をつける、結論を出すという政府方針は、昨年すでに確認をした五項目の中にあります。きょう、私どもの党の国対でも、関係のあるあらゆる機会を通じて政府の物の考え方を承つておこう、実はこういうことになっておりますから、きょうは恩給と給与とを審議するわけでありまして、スト権つまり労働基本権というのはその前提でございまして、そういう意味で承りたいのであります。

昨年、二階堂官房長官と総評大木事務局長の間でいろいろな取り交わしがございました。時間がございせんからここで詳しい中身は省略をいたしますが、そこで、二つの機関ができています。片や公労協の機関があるわけでありまして、そこに専門委員懇談会などもできています。もう一方は公労協以外の公務員関係にかかわる、つまり労働基本権の問題を所管するわけでありまして、まずそれはどういう機関で、いままで何回ぐらいおやりになっているのか、まずちょっと承りたいわけでありまして。

○植木国務大臣 公務員問題連絡会議がございまして、これは総務長官が座長となりまして、関係各省庁の次官をもつて構成をいたしております。この下には幹事会がございまして、関係各省庁のそれぞれの課長クラスの者が集まっております。ございまして、今日まで三十二、三回開かれております。事務段階と申しますか、ただいま申し上げました幹事会におきましていろいろ細部にわたりました詰めを行っております。

これは、先生御承知のとおり、運用面において改善すべきもの、それから法律によるもの、引き続き協議すべきものというように、大きく申しまして三つに分けられておりますが、すでに

前国会におきまして法律案として御提案をしたものもございまして、運用面において改善をしておるものもあるわけでございます。ごく最近では、十月の十三日に各省庁の次官にお集まりをいたしまして、いろいろ検討すべき問題点について協議をしたところでございまして。

○大出委員 給与というのは、本来団体交渉の中心課題であります。また退職年金等につきましても、私が組合をやつておる時代に、実は参議院側から、いま大分県宇佐市長をやつておられます永岡光治、日ノ貿易協会の事務局長をやつておられる横川正市、当時の両参議院議員の連名で法案を議員立法で出しまして、二国会にわたつてこれが尾を引きまして、結果的に大蔵省の岸本給与課長と私との話で、岸本給与課長が各省に文書を流しまして、全通の案に基づく参議院側からの提案もこれありということと各省審議が始まりました。共済移行という形に突はなつたわけでありまして、私、当時の当事者の一人でありまして、それだけに、これまで労働基本権の問題と深くかかわり合ひを持つておりました、人事院の方々の立場などもありまして、基本権が回復をする、団交権が付与されることになりまして、賃金勧告というものは消えていくわけでありまして、当然別な何かの機関をつくらなければならぬ、こういうかかわり合ひがあるわけでありまして、だから当然、そうだとすれば、所管をなさつて公務員問題連絡会議で基本権に触れた議論がなければならぬわけでありまして、そこらのところは一体どういうことになっておるわけでございますか。

○植木国務大臣 答申の中にあります処理の機関の問題につきましては、いま御指摘がありましたように、非常に重要な問題でございまして、協議をいたしております。団結権の問題、それから団体交渉に当たりましての各省庁における交渉——既制度のほかに、新たに別のいわば政府が一本の窓口としての制度を設けるべきかどうかというようなことについて真剣に意見を交わしている

ところでございます。まだ結論を見るに至っておりませんけれども、協議をいたしております。

○大出委員 ちよつといまの点、別な窓口というのですが、そのところはちよつといまのみ込みにくいのですけれども、もうちよつと御説明いただけませんか。団交権あるのは別な窓口、そこら一体どういうことになるのですか。

○植木国務大臣 ただいま申し上げましたものは、紛争が起きましたときに各省庁におきましてそれと交渉があるわけでございますが、それを処理いたしますための制度というものが確立されてしまふべきではないかという御意見があるわけでございます。その点についての協議をしていくというのが具体的なところでございまして。

○大出委員 けさのこの新聞に「スト権結論、延期固まる」という、これは政府の発表と書いてあるのがあるのですが、それに触れました前に、まず一つは、本年四月に開かれましたILOの、公務員ですね、公務の専門総会、この争議権の解決について、「個々の労働団体がその正当なる利益を守るために通常用いることのできる他の諸手段を公務員団体に必要とするために、国内的諸条件に適切な方法において当事者間の交渉を通じてもしくは調停、あっせん及び任意仲裁などの両者が合意した独立かつ公平な機関を通じて求めることを規定すべきである」という提案がございまして、これは前回は日本側は留保して、承諾をしなかったですね。ところが今回は日本側もこれは賛成。国際的な大勢ですから、万やむを得ず日本側も賛成でございまして、賛成せざるを得ないという御判断で今年ははつきり賛成したわけですね。

そこで、このILOの九十二号勧告を受けた専門総会、この論議の後段で一つの結論を出しているわけでありまして、「調停、あっせん及び任意仲裁などの両者が合意した独立かつ公平な機関を通じて求めることを規定すべきである」ということになっておるわけですね。これを尊重して、つまり制度改正をしなければならぬという趨勢なんです。

ね。いまちよつと触れておられる問題は、これは国際会議で政府が賛成をしておるわけでありまして、そうだとすると、基本権というものを片や踏まえて、何かしかこれは政府が物を考えなければならぬ立場になっておると思ひますが、そこらのところは一体どういうふうな受けとめておられるわけですか。

○植木国務大臣 人事局長からお答えいたさせていただきます。

○秋富政府委員 公務員問題連絡会議は、先生十分御承知のとおり、四十八年九月三日の答申の処理のために開催するわけでありまして、ただいま総務長官から答え申し上げましたように、紛争ができた場合にこれをどういうふうな処理するのがふさわしいかということについて答申も指摘ございまして、その問題を検討しているわけでございます。

それから先ほど御指摘の、ことしの四月にILOにおいて第二回の公務員問題合同会議がありまして、これにつきましてはいろいろな御意見があったわけでございます。そのニュアンスはそれぞれいろいろございまして、日本側としては、これに賛成いたしましたわけでありまして、この問題についての今後の運びということにつきましては、いずれことしの秋にございまして、理事會とかあるいは来年ある理事會というところにおいて、さらにこの問題がILOの場においていろいろと議論がされると思ひますが、これに賛成して、われわれといたしましてはそれに備えまして現在いろいろと検討を重ねておるわけでございます。

○大出委員 これは労使があるわけでありまして、理事會に出かけていくとすれば、政府の態度はどうなのかというのを、結論を出さなければいけませんね。その意味の検討と、こういうことになりませんか。

○秋富政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 それは大体いつごろまでに——これ

はいま、いろんなニュアンスがある、それはございましょう、労使の意見もあるわけですから。ニュアンスはいろいろありますけれども、それにもかかわらず日本政府が賛成をしたという現実は明確なもので、日本政府が賛成をしたのですから、今回は、あなたはお認めになつてゐると思うのですがね。だとすれば、具体的にそれをどうするかということについて政府の方針を決めるのはあたりまえで、いつごろまでにお決りになるおつもりですか。

○秋富政府委員 これは各国におきましてそれぞれの沿革もあるいは制度も違つてゐる問題でございまして、大体、公務員の定義という問題も明確にすべきであるということもILOの場において指摘されて、これは事務局でさらに検討するということもございまして、各国でそれぞれ実情、実態あるいは沿革が違つてゐるわけですが、私たちといたしまして、そういうたつた事務局におきましての作業ということもございまして、私といたしましても、今後のまたILOの審議の時期ということともならみ合わせてこの問題をさらに検討を重ねていきたいと考えております。

○大出委員 じゃ、そこから先に入りますと議論になりますから、長くならずから、きょうの時間もございまして、気を付けて物を聞きます。

そこで聞いておきたいのでありますが、新聞の報ずるところによりますと、これは朝日新聞でありますけれども、朝日のみならず、各紙がいろいろ書いておられるわけですが、きょうの朝刊が、こゝで政府は、二十七日の夜というときでございまして、これは、きょう、十一月中に最終結論を出すわけにいかない。つまり、労働基本権、特にスト権の問題ですね。これは運動いたしますから、皆さんの方と関係がないわけじゃない。その限りは、基本権問題も扱う座長でございますが総務長官は、おやりになつてゐるわけでありまして、一体こゝで言つてゐる——私どもは秋までに結論を出すというこゝでございまして、私も実は山下元利

当時の副長官とも話は當時いたしました、秋に結論を出す。秋というのは一体いつだといつたら十一月末なんですね。日本の四季でいいますと、十二月というのは冬なんですね。秋という、秋のおしめは十一月の末日なんですね。したがつて、私も全通という組織の出身でありますけれども、つまり、十一月中にストライキなどという言い方は妥協でない、政府との間の約束があるのだから、したがつて、十一月いっぱいはいさういふ物の考え方を出すべきではないのかという意見は私も自分の組織には述べて、だから十二月ということになつてゐるわけですね、想定をしておりますのは、だからそれまでに、国民に迷惑をかけることがあつたらん本旨ではないわけでありまして、何らかの結論はお互いに出さなければならぬ、こういう場面なんですね。これは公務員共闘の諸君も例外ではございません。昨日公務員共闘の皆さんは、組織改編を含めまして会議をお持ちになつて、いままでも総理府に対して文書でいろいろな要求を出しておりますけれども、改めてもう一遍、さつぱりおたくの方でやつておる機

関が進展を見えないといふことも踏まえて、文書を出そう、こういう動きになつておるわけですが、近日中に恐らく総務長官に意見を求めるというこゝになるのだと思つてゐるわけでありまして、これまた秋の決着といふことを前提にして物を考へておるわけでありまして、関係がないわけではない。そういう意味で、この見送りといふ物の考え方、大変なこれは不信であり、背信であるといふ考え方には私は立つわけでありまして、そのこゝろは一体、関係の一人であり、かつ公務員一般の方の機関の責任あるお立場にある総務長官でございまして、こちらの方で十一月という時期には何かしらの実行行動を考へて進めておるわけでありまして、一体どういふふうにかの点は御説明をいただけるのか、まずもつてひとつ承つておきたいのであります。

○植木国務大臣 三公社五現業の職員のスト権問題につきましては、御承知のとおり、官房長官が

座長となりまして関係関係協議会を持つてゐるわけでございます。私もその一員でございまして、新聞報道を私も拝見をいたしましたけれども、私自身はその報道につきまして関知いたしておりません。

それから、ただいまこの委員会が始まります前に、予算委員会におきまして総理に対して御質問がございまして、新聞報道にはかくかく出ているが、政府としてはどういふ姿勢であるかという意味の質問に對しまして、総理は重ねて、今秋中に結論を出したいといふ答弁をしておられました。したがうしまして、私といたしましては、今秋中にその件についての結論を出すというのが政府の姿勢であるといふふうにかゝつてゐるところでござい

○大出委員 そうすると、この新聞はこゝういふふうに出した、この秋、つまり十一月末までに結論を出すといふ政府の方針は変わつていない、こゝう受け取つていい、そういうことですね。それが一つ。

ということになると、総務長官が所管されておられる公務員問題連絡会、こちらの方もこれは直接絡んでおる問題でございまして、実は何がしかの物を言つてもらふと困るわけでありまして、そこで、これはもうすぐにおわかりをいただきたいとおこゝでございまして、先ほどちよつと私が触れました。これは本年四月でございまして、私も、ILOの公務員専門総会でプランシャールILO事務総長の話をしておる中身からいたしましても、「世界的に見て、公務員の権利保障が民間労働者と区別しない方向に向かいつつあり」とこれは各国そうで、実は三十二年春蘭で、前

總理である田中角榮氏が郵政大臣で、東京駅前中央郵便局にストライキを私が打たした関係で私の首を切つたわけでありまして、三十二年でございまして、この五月の二十八日に総評と私の所屬している全通、連名で、私は原告でございまして、ILOに提訴をした、それが百七十九号事件と言われる事件でございまして、ドラ

イヤー調査団まで来ることになった。かくて公制審ができる、先ほどのお話の結論が出た、こゝういふことなのであります。つまり、三十二年以来の長い争ひの中で、国際的に私もいふんなくさんの国を歩きましたが、実情をよく知つておりますけれども、まさにプランシャール事務総長が言つておられますように、「公務員の権利保障が民間労働者と区別しない方向に向かいつつあり」向かいつつあるんだ、現実に。フランスなんかは片つ端からストライキをやつておるわけですから「多くの国で政府は公務員のストライキに対する禁止がもはや正当とされなものである」との見解に到達しつつある。さらに労使関係は全体として対話と参加の方向に大きく向かいつつある。これはこの四月の公務員専門総会におけるILOの事務総長の報告なんです。こゝまで来ているわけですから、これは何も三公社五現業だけを指しているわけではない。

そうすると、皆さんの所管をしておられる方も、労働基本権に關して何らかの結論を、いま総務長官がお答えになつたこの十一月の秋に決着をつける政府の方針がかわらぬものであるとすれば、三公社五現業の方は官房長官が主宰をしておられますけれども、総務長官が主宰をしておる方の一般公務員の方々に對して一体どういふふうな物の考え方で進めになるのかといふ、あるいは結論をどういふふうにお出しになるのかといふ、あるいはあわせて、何らかの結論を出そうとお考へなにかどうか、そのこゝろをはつきりさせていたいただきたい。

○植木国務大臣 非現業の公務員につきましてのスト権の問題につきましては、これはすでに御答弁申し上げておりますように、三論併記の形で公制審から答申が出されまして、したがうしまして、現行制度のまゝ、すなわちスト権は認めないといふことでは一応政府の態度が現在まで決まつてゐるということはお承知であると存じます。その他の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、連絡会議におきましていろいろ詰

めているところをごいまして、すでに法律案を二法案提案をいたしまして御審議を仰いでいるというふうな状況であります。

これは、非現業職員に關しましては、ことしの秋という時期的な制約と申しますか、期限というものが切られてはおられないわけですが、しかし私どもとしては、先ほど申し上げましたようにいろいろ問題点についてできるだけ早く措置してまいりたいというところでせつ々努力を続けているのでございまして、したがって、いまして、われわれとしましては、真剣にこれに取り組んでいるということで御理解をいただきたいのでございまして。

なお、先ほどお話がございましたように、官公労の代表者の方々がすでに私に對しまして近く面会をいたしたいというお申し出がございまして、その際にもさらに十分話し合いをいたしたいと存じております。

○大出委員 三公五現のスト権を条件つきで認めざるを得ぬというのは、これはうちの堀田雄政審会長が質問したときに、総理がこれが公式見解であることをやむなく認めになりましたが、三公社の総裁いずれもが条件つきスト権付与という意思表示をなさっている。その場合に当然起こるの、他の公務員の皆さんの団体交渉権ですね。今日三公五現は団体交渉権を持っているわけでありまして、そのスト権を、いかなる条件がついたにしても、基本的に認めるとなれば、当然他の公務員についての団体交渉権というものは考えられなければ国際的にもおかしいわけでありまして。

だから、私が労働基本権という言葉を使っておりますのは、ストリートにスト権と言っているわけではなくて、片や三公五現にスト権の結論が出るとすれば、三公社の総裁の国会における正式発言もあるわけでありまして、これは皆さんがどうお考えになるかは、政党政治でございますからわかりませんが、しかし少なくとも長官が総理答弁を引用して方針変更でないとおっしゃる

なら、片や総務長官が所管をされる側の団体交渉権というものの議論が相当煮詰まってきたいなければおかしいわけでありまして、そこを承りたいのです。いかがでございますか。

○植木国務大臣 先ほどまじつとこれに触れましておきまして、しかし、これは一つの大きな検討事項として取り組んでいるというのが現実でございます。まだ結論を見ておりませんので、ただいまの状況は、検討中であるということで御了承いただきたいと思います。

○大出委員 一言だけ申し上げて次に移ります。昭和三十年なんです、私自身が権利闘争についてという提案を私の組織でいたしまして、ストライキ権がないところに満足な賃金も労働条件も確保できないのだという、あわせて私は当時総評の会議に、スト権専選特別委員会というものをつくれという提案をいたしまして、総評がスト権専選特別委員会をつくった。そこが主導して今日まで来ているわけでありまして、そちら側の決着がつくとすると、当然、当時私どもが考えたように、権利というものは必ずから闘い取るものであるという前提に立つてというふうなことになる。一般公務員の方々の方もストライキ、処分、ストライキの繰り返しに入りかねないのです。いまそういう趨勢です。だから、やはり責任ある立場で、政府の立場で二つの機関をつくったんだから、片一方が結論が出るとするならば、片一方の結論もおおむね前進方向で出てこなければ、結果的にまた三公社五現業のような形の運動の繰り返しになってしまう。また、その処分とストの繰り返しは避けなければならぬなんというふうなことを言わざるを得ないと思っております。そういう意味で総務長官の側でひとつそのところは進めていただきませんか、こう思っておりますわけでございます。最後にひとつもう一遍承っておきたいと思ひます。

○植木国務大臣 御承知のように、答申には協約の締結権には触れた部分はないが、しか

し現行の交渉権の充実を図ること、検討、努力を続けていきたいと存じます。

○大出委員 交渉権の充実を図る——本當に充実を図ればこれは団体交渉でございまして、協約締結を前提にしなければ充実が図れませんから。ただ、そこまで詰めたあとが困りでしょうから、その辺にいたしておきます。

そこで、恩給問題を幾つか承りたいのですが、最初一つ、陳情、請願等がたゞさん来ております中で一つだけこの際取り上げさせていただきますのは、郵政省の方にお見えをいただきましたが、私が郵便局に入りましては昭和十四年でございますけれども、当時は郵便局には特定局等がございまして、通信手、通信手という制度が実はございまして、この通信手、通信手という制度の沿革というのはいくつか、どういふふうにお考えでございますか。

○魚津説明員 現在の公務員制度が新しい法律によつてできるまでの郵政省の特有の制度ということとで理解しております。

○大出委員 郵政省特有じゃないんです。国鉄にも鉄道手なんというのがあります。これもやはり一つの、いまお話しした趣旨と同じ意味の身分でございます。通信手、通信手というのは郵政省特有じゃないんです。国鉄にもあります。当時は火夫なんて制度もありまして、これは後に機関助手というふうな名称変更いたしました。いろいろそういう似たような制度というのはほかにもございます。

この無集配の特定局が直轄形式になった、あるいは集配特定局が人件費等の直轄形式をとったというのはいくつございまして。

○魚津説明員 正確に記憶いたしてないのでございますが、たしか昭和十二年くらいじゃなかったかと思ひます。

○大出委員 この集配特定局が人件費本省直轄になったのが十二年でございます。無集配は二十一年でございます。つまりこの辺のところから変わつてきているわけでありまして。

時間がございせんから端的に承りますが、この特定局制度と絡みまして、特定局長さんの恩給、年金期間の通算という問題、これは長い問題案でございまして、この委員会に提案をされてまいりました。その変化というのはどういうことになったわけでございますか。

○魚津説明員 準公務員としての特定郵便局長さん、これは共済組合制度としてとらえてなかったもので、結局恩給法上の期間として取り扱ふ、こういうことに相なつた次第でございます。

○大出委員 それとの絡みがございまして、当時特定局というふうな制度——先ほどまじつと冒頭にお答えがございましたが、というふうなものと絡みまして、身分的に通信手であるとか通信手であるとかいうふうな制度がございまして、それだけに当時の通信手、通信手の身分であつた方々は、特定局長さんの全期間通算をするようになったのだ、われわれの側が放任をされておるといふのは筋が通らぬのではないかと、当時一緒に郵政省の仕事をしていたわけですから、私も昭和十四年の郵便配達でございまして、地下たび、巻ききやばんで赤自転車走つた方ですから、雨が降れば全くぬれになるというわけでございます。外勤なんです、通信手というものは、当時共済長期の適用を受けておりましたから、恩給法納金を払つておるわけじゃないので、二十年間三割三分三厘の恩給をもらつた。ところが、恩給法納金を払つておる方は三年早く十七年で三割三分三厘でやる。したがって、これはこまめに——時間がありませんから途中省略いたしますけれども、有利になると解釈ができるものは有利にしてやるべきであるという、特定局長さんでも本来ならば——私も長く恩給、共済を手がけてまいりましたが、筋論からすると納得いたしかねる面はあるんだけれども、当時の制度上の欠陥ですから、そういう意味で認めていくという

ことにしているわけですね。通信手、通信手も当時の制度上の問題なので、同じ理屈なんです。だから、そういう意味ではこの方々は抱えていくべ

きである、私はこう考えているわけですよ。

だからその意味で、まず一体、非常に不合理である通信手、通信手の方々というのはどのくらいおつて、計算上有利になる面と不利になる面がありまされども、皆さんの方に御検討いただいて久しくなるのでありますけれども、どういふことになりそうかという点を御説明いただきたいのです。

○魚津説明員 現在共済組合法による年金受給者のうち、約一万七千名、これが通信手または通信手の履歴を有している方と推定いたしております。これは個別的に調査したわけではなくて、抽出調査によつて推定をしたという意味でございます。

○大出委員 これは、私がどのくらいいるのかといつて資料を欲しいのだと言つたら、困難だといふ話でございましてから、属人的に当たれば積算はできるのじゃないかと言つたら、そのとおりだ、ただそこまでの骨折りをかけるわけにもいかぬから抽出調査でもやればわかるんじゃないかといふ言ひ方をしたのでありますけれども、皆さんの方で抽出調査をなさつたのであります。それがいまお話しした約一万四千人と、ここに書いてあります。

つまり通信手、通信手の履歴を有する者が一万七千人、そのうちでその期間の一部または全部を恩給公務員期間に算入した場合に、現在より年金の額が高くなる者が約一万四千と、こう書いてあります。皆さんからいただいた資料であります。所要経費が約二億円と推定される。もう一遍言いますが、通信手及び通信手の履歴を有する者のうちで、その期間の一部または全部を恩給公務員期間に算入した場合に、現在より年金の額が高くなる者が約一万四千と、所要経費は約二億円と推定されるという、ここに推定数字が出ています。

そこで、実は専門調査室の皆さんにお願いをして計算をしてみたい。月給十万円と仮定した場合に、基礎俸給年額は——ちよつとそこでメモしていただきたいのですが、十万円掛ける十二カ月でございますから百二十万円が俸給年額で

すね。これを基礎にいたしまして、百二十万掛ける六十分の一掛ける二十。二十年です。二十で

す。これは四十万円です。この計算は共済長期の場合であります。恩給で二十年たつた方、そつちの計算をいたしますと、百二十万円掛ける括弧五十一分の一掛ける十七——年間五十一分の一です。それから、掛ける十七プラス百五十分の一掛ける三括弧閉す。百五十分の一掛ける三というものは、十七年以後年額百五十分の一になりますから、二十年間という計算をいたしますから、掛ける三であります。そうすると、これは四十二万五千円です。共済長期の方は四十万円にしかならないけれども、恩給法納付金を払つて恩給をもらう方は四十万二千五百円になるといふ計算であります。十万円と仮定した場合、つまり、二十年というところをとりますと、共済長期を掛けになつてきた方の方々が損をします。恩給で計算をした方が得になるという算定であります。計算例がたぶんござい

ますが、時間がありませんから省略をいたします。そこから先は逆になつてまいります。つまり、共済長期の方が六十分の一ということになるからであります。

したがつて、じゃ一体この通信手、通信手の方々の勤続年数はとなりますと、大体十六、七年から十七、八年でやめていく方が非常に多いですね。任官してしまひますと、一時金をもらつて身分が變つてしまひますから。だから共済長期を払つて通信手、通信手をやつておつて身分が變わる。それが大体十七年くらいです。そうすると、そこでこの期間は一時金をもらつておしまひということになる。中には、そこで身分切りかえになつて恩給法納付金を払い始めたんだが、これも十七年たつたんで終わり。十七年共済長期を払つてきて、あと三年なければ恩給も共済年金ももらえない。ここで二十年に切りかえられた。もう十七年勤めたら三十四年ですから、それを三十年でやめてしまへば両方つかない。両方一時金、そういう方々もたくさんあるのです。私も職場におりました

たからよく知つていますけれども、たくさんあります。そういうことになつていくということになります。これは局長さんの身分通算をしたこの時期にやはり救済をする、その方向が私は望ましい、こう考へてゐるわけでありま。

この時代の方々、一生懸命——いまだ近代化されてない郵便局の中で、集配をやつて帰つてくると、いろりがあつて、炭俵の、いわゆるかまどというのを切つて、引つ張ると、炭が井げたにずつと積まれたままで、そこへ抜ける、下から新聞紙に火をつけて炭を燃すわけですが、ぼくらさんやつたのだけれども、そうでないと、全身ぬれてゐるから、二号便に行く気がしない。集配特定の方というのは、そういう時代の方々なんです。そういう苦勞をしてきた諸君。当時は地下たびですから、犬よけの、こんな上にもやるものなんかないのだから、一つ間違えれば大にかまれるということをやつてきたわけなんです。だから、やはりこれらの御苦勞を考へて、これら先輩の方々の有利な選択を考へていい時期ではないかという気が私はする。そこそこのお考え方を承りたいと思ひますが、いかがでございますか。

○魚津説明員 いま先生が御指摘されましたような観点で、私たちの方に全くそういった趣旨で、現実に通信手、通信手をやつた方が退職をされて、その方たちがいろいろ陳情をなさつておられるわけです。私たちの方といたしまして、直接恩給法上の問題というのでございまして回答する立場にないものから、そういうた声を関係のところにお伝えいたしまして、いろいろお話をしている次第でございます。

○大出委員 実はこの恩給期間となりますと、これは恩給局にも関係がないわけではない。さつき私が申し上げたように、今日、これは私の仕事のついででございますが、永岡、横川両議員の議員立法でお進めをいただいて共済移行いたしました。そういう意味で共済との関係も出てまいります。だから、きようは恩給関係の方々もおいでになるところで一遍承つておいてという気持ちもあつ

て、大蔵省の方にもお見えいただきましたが、そういうことで実は承つてゐるわけでありま。この時代の方々、私どもの大先輩が退職者の組合をおつくりになつて、方々に要望書等をお持ちになつてゐる。ここに郵政省に持ち込んで省と話し合つてゐる中身の記録がある。退職者の全国協議会、ここで郵政省とのやりとりがずっと会報に載つてゐるわけでありま。どうもいささかにベもないお答えになつております。皆さん苦しい時代に苦勞された方々なんです。私も鶴見郵便局で外勤を長くやつた人間ですけれども、よくわかる。だから、やはりこの際、こういうにべもない話でなしに、明らかに選択をすれば有利になるんだから、そこそこは考へてあげるといふ姿勢を持つていただいて、そして、それが関係の方にお話しになったときに隘路が出てくれば、その隘路は隘路でお互い努力をし合ふという姿勢が私はほしいのですけれども、いかがでございますか。

○魚津説明員 先生のおつしやるような苦勞をした方の退職者の処遇をいたしまして、心情的には理解を私たちとしてできるわけでございます。先ほど先生からもお話しございましたように、恩給法という形でとらえますならば、これは推定値でございますけれども、一万七千人のうち一万四千人が有利になるだろうという実態を考へてみますと、心情的には私たち耳を傾けるわけでございますが、現在の恩給制度あるいは共済組合制度という制度は、あるいはまた共済年金という、その扱ひが制度の中で取り入れることが果たしてできるのかどうかという点になりますと、若干私たちがとしてもむづかしいなというふうに考へております。先ほど申し上げましたように、そういう事実を主務官庁の方に御伝えいたしまして、検討願つてゐる次第でございます。

○大出委員 これは一万七千人のうち一万四千人が有利になるといふことが推定できるということであれば、大多数が有利になるといふ解釈なんです。残り三千人が悪くなるんじゃないですか

ら。そうでしょう。これは恩給局の皆さんには、

私の持論ですけれども、本来ならば現職公務員の給与の配分、その配分の仕方、本当ならば上層下層で下から高い配分をしてきたのですから、その形で仮定俸給表を改定をしていただければ、今日最低保障だなんて騒ぐ必要はない、本当のことを言うところ、ところが、一律アップの形で進んできたから上下格差は開きつぱなし、恩給の仮定俸給の面で見れば、そこに最低保障をせざるを得ない問題が起こつてきているわけです。だから、基本的な問題はそこにある。したがって、私は最低保障なら保障の面で救うものは救つていく、現段階ではそれはやむを得ないですから、だけれども、その間に矛盾があつて有利に考えられる。これは特定局長も同じですが、制度上の問題なんです。それは、たとえば国鉄で火夫といつて石炭をくべる人も、機関士と名前を変えたつて一つもありがたくなのです。名前だけの問題でしよう、中身が伴わなければ、火夫という名前はどうもシャベルで石炭を入れているんだということになるからというので機関士、それだけでは意味がないのです。やっぱ社会的な地位あるいは給与という問題に触れなければ。そういう意味で、同じ苦勞をしてきている郵便配達をしてきた諸君などから、私もその一人だけれども、だからその方々の問題なんだから、そういう意味でこれは前向きで取り組んでいただきたいのですが、いかがでございますか。もう一遍お答えいただきたい。

○魚津説明員 先ほど答弁をさせていただきましたように、心情的には私たち実態を承知した上に理解をしているわけでございますが、全体の制度との関連の中でとらえなくちゃならぬということ、関係のところ、そこ、そういう声を伝えたいという立場で、私たちのその心情を反映させていきたいと思つた次第でございます。

○大出委員 関係のところという、どこですか。

○魚津説明員 恩給局でございます。

○大出委員 目の前で恐縮なんですけれども、たまに恩給局おいでになりますので、総務長官の所

管でございますから。

いま、るる申し上げましたように、文官にせよ武官にせよ、恩給といふものはある意味で戦後処理という意味が多分に含まれてはいる。理屈に合致ぬことがないふんございまして、三十幾つ議員立法があつたりますのだから、そういう意味で特定局長さんの、つまり制度に伴う矛盾を改正でしようという時期でございますから、そこにおられて一生懸命、公共性があるという意味で言え、一番町の諸君と接触をしながら、地下たび、巻ききやばんで一軒一軒ぬれながら郵便を配つてきた諸君なんです。局長さんだけ改善をするとは、そういう同じ制度上の矛盾なんだが、それをおつぽつておくとこの筋が通らぬ、そう考えますが、いかがでございますか。総務長官、ちよつと承りたいのです。

○植木国務大臣 いろいろ沿革的に問題があると

いうふうにも思いますが、私もいま承つておりまして、心情的に理解できます。したがって、この点につきましましては、ひとつ研究をさせていただきたいと思ひます。

○大出委員 ぜひひとつお願いしたいと思ひます。

これは、特定局という制度がございまして、前島密さんが明治初年につくつた郵便制度の中で、収支対償の法といつて、町、村の有力者にお上の御用だといふことで郵便を扱わした。収支対償法といふのは一体何かといへば、政府は金を一銭も出さぬで済むといふことでございまして、だからそれが請負制度の形になつてゐる。そこに身分上の矛盾があつて、こういうことになつてゐる。特定局長さんもそうでございまして、それは、時の明治政府にすれば一番金がかからなかつたのだけれども、それだけに、そこに働いてゐる人間というのは極端に劣悪な条件になつてゐた。これが通友同志会などという戦前の労働運動が、通信省時代に今日歴史に残る活発な状態にあつた理由でもありますから、戦後処理という意味ならば、局長さん

の身分改定、通算をする、それもいいわけでありまして、さつき申し上げたように、配達している方は十二年、そうでない方は二十一年に政府直轄の形に変わつてきているわけでありまして、そういう意味で、これはぜひひとつ前向きで御検討いただけたらと思います。お願いいたしておきます。あわせて二、三点承つておきたいのであります。が、国家公務員共済組合審議会がございまして、大蔵省の方に承りたいのですが、今日至るところに退職者組合というものがたくさんできてきてゐる。非常に運動も活発になつてきてゐる。これは民主主義の世の中、それでいいわけでありまして、民衆だけに、どうかひとつこの審議会の中に、こういう退職者の代表をお加えいただけぬかという気が私にはするのですが、議論のあるところでありまして、いかがでございますか。

○岡田説明員 お答えいたします。

委員御案内のとおり、現在、国家公務員共済組合審議会というの、学識経験のある者と関係行政機関の職員、それに共済組合員の代表、この三者構成、これはわれわれの審議会に同種の、自治大臣の諮問機関である地方公務員共済組合審議会につきましても、これに地方公共団体の職員というものを加えた形でございまして、構成としては同じでございます。御指摘のとおり、特に退職者の代表という形で委員を構成してございまして、いまおつしやいました件につきましましては、一つの御議論だらうと、これは承つておきます。

ただ現実の問題としまして、これは非常に技術的な問題ですが、いかなる方をいかなる形で入れるかという問題が一つございまして、それから、そういう短所というものを補うために現実はどうしているかといふことは、実は組合の代表の方々を通じてまして退職者の意見をいろいろな形で聞きまして申し上げております。それを審議会の上に反映さしていただくという形式をとつております。かたがた、直接われわれが共済組合あるいはいまいおつしやいましたような退職者の会の方々にお会いいたしまして、そういう声を集約して、また審議会

でわれわれの方から事務当局ということでお話し申し上げるというふうなことでございまして、幾らかその短は補つてございまして、それから、審議会もいまいと同様でございまして、それから、そういう形でいま運用してございまして、われわれから見れば特段の大きな支障もないということ、現在のところそれは行つておりませんし、行つたとすれば、それは法制上の問題でございまして、なお法制上の検討等もございまして、それもあわせて、今後の検討課題とさせていただきます。と思ひます。

○大出委員 お話はわからぬわけではないのです。が、各種この種団体の方々から私も陳情をたくさんもらつておまして、入れないのは不合理である、われわれ自身の問題ではないか——ごもつともなんです。これは論理といふも明快なんです。そこで、意見を聞く意見と聞くと聞くと、いろいろ意見を言つてみても、それを持つていつてどう反映するかさつぱりわからぬと言ふ。だから、法制上の問題もあるから万やむを得ぬというならば、正式に参考人かなんかの形で呼んでもらつて意見の開陳をさせるとか、せめて何らかの措置を早急にとつてもらいたいものだといふ意見も出てくる。したがって、法制上の問題もあるとすれば、いま私が申し上げたような直接的にその諸君の物の考え方を、ただ単に陰で聞くのではなくて、公にそういうところまでまずもつて持ち込めないかといふ気がするのであります。いかがでございますか。

○岡田説明員 お答えいたします。

審議会にどういふ形で反映するかという御議論だらうと思ひます。直接といふのも一つの方法だと思ひます。ただ、現在やつておられますのは間接的かもしれないが、われわれといたしましては、それなりに一応成果を上げてゐるんじゃないかといふふうにお考えしておりますが、なお検討はいたしたいと思ひます。

○大出委員 課長さんはまだ現職だからですけれども、おやめになるときは相当の年になるのです

ね。そうすると、私どものところへあらわれる方はみんな御年輩の方なんです。御年輩の方というのは生活の中心はそこじゃない、それで生活しているのですから。そうすると、この方々は非常に熱心なわけですよ。恐らく皆さんお仲間内だっておやめになったら、私は郵政省でなければ、えらい方がおやめになって、旧局長さんなどが退職者の組合の会長になったりしておられるわけですが、そういう方々が出てこられて話をします。非常に熱心なんです。だから、やはり物の考え方はそこに集中しているのですから、その方々を納得させていただくかぬと、余世を送っておられるのですから、そういう意味の配慮が必要であらうと私は思う。だから、参加のさせ方、おっしゃるとおりであります。させ方をこれはぜひ前向きで一遍検討していただきたいのでありますが、いかがでございますか。

○岡田説明員 お答えいたします。
御趣旨を承った中で検討いたしていきたくと思ひます。

○大出委員 もう一点だけ承りますが、時間がありませんから細かいことを言いませんが、いま各自自治体が代理してやっております国民健康保険なるものは会計は非常に苦しい状態でありまして、にっちもさっちもいかない。大きな組織で、たとえば郵政省なり厚生省なりというところでやめた方が国保にどんどん入ってこられる。こういう現状なんです。それで、法改正等もありまして、一年間は使用者としての政府負担分まで払わされているわけでありませうけれども、そういう点もこれは考えなければいけません。やめたんだからといって、一年間は組合員として継続できるよいうに、こういうことにはなつたんだが、しかし、本人負担分と政府負担分と両方払わされているわけですね。やめてしまった人に両方払わせるという、これは私はずいぶん酷な話だ、こう思うのです。そうでなければ医者にかけられないから……。せつかくこういう法改正をするんなら、まずもうちょっとこのところを考えるべきではないか。

それからもう一つ、同一疾病ならば、これは五年間認められているわけですね。ところが、郵政省で長らく働いて現場をやつてきた人で、ほとととしたときはどこが悪い。通常そうですね、相当な労働ですから。だから、全部病気にしちゃつて五年間継続、そういうわけにはいかぬわけでありまして、だから私は国保の実情も考えたときに、これは厚生省、大蔵省必ずしも意見は一致しませんけれども、単位共済組合で、たとえば郵政省なら郵政省の共済組合で、その退職者を当分の間抱えていってやるというふうな制度論、これは私は合理的に検討して、その辺を考えてみる必要があるという気がするので、何でもかんでも国保にはうり込んでしまふというわけにはいいはずはない。だから毎年毎年自治体国保の値上げばかりやっていると、これは私は放任できぬと思うのです。だから、そこらのところは一体どのようなお考えなのか、この際承つておきたいのであります。

○魚津説明員 お答えいたします。
現在、退職者の退職後の医療問題につきましてはいろいろ社会問題となつております。退職後の医療給付の充実につきましては、私たちといたしまして今後一層努力をしていく必要があると考えておりますが、しかしながら、これはまた同時に、被用者保険全般の問題として検討すべきであると思ひます。現在、関係の向きにおきまして検討をしておいでになる、こういうふう聞いておりますので、その成り行きを私たちとしては関心を持って見ている次第でございます。

○大出委員 とりあえず通信手、通信手問題を主に承りましたが、いまの問題も非常に大きな問題で、何も郵政共済に限らず、国そのものが国保などの立場も踏まえて、自治体の実情等もございまして、厚生省と私は何遍かこれはやりとりをしたことでございませうけれども、全体として何らかの結論を求めなければならぬというふうに私は思つてゐる。

厚生省の方、おいでいただきましたので、一体この問題についてはどうお考えなのかをとりあえず聞かしていただきたいたのですが、いかがですか。

○中野政府委員 お答えいたします。
先生仰せの退職者医療問題、これは共済組合からの退職者、あるいは一般の健康保険組合等、あるいは政府管掌の健康保険から離脱した者、一般にある問題でございます。

先生仰せのとおり、これらの方々が国民健康保険の方に加入をいたしました。たとえば老齢になれば疾病の罹患率も高いというふうな事情も加わりまして、先生仰せのような非常にむづかしい問題を発生させつたわけでございます。この問題につきましては、過去大蔵省との間でもいろいろ意見の交換をいたしました。目下私どもの方の社会保険審議会におきましてこの退職者医療問題を検討中でございます。せんだつて十月の九日に中間的に審議の取りまとめをしたわけでございます。それから、さらに明年度の法律改正案に向けて問題の所在をさらに掘り下げて検討を続けるというところになつておりますので、できる限りの努力をしてまいりたい、かように考えております。

○大出委員 ぜひこれは解決の方向を打ち出していただきたいたと思つてゐる問題でございます。改めて承ります。

最後に、この概算要求を恩給局にお出しになつておりますが、附帯決議も当委員会でございます。また、私がこれは持論で申し上げている点もございまして、この「昭和五十一年度恩給改善主要項目 総理府恩給局」という主要項目を見ますと、大きな問題で三つばかりございまして、

一つは何かというところの配分の仕方。現職の公務員のアップ率に合わせた配分の仕方をしてもらいたというところを私は言つてきているわけでありまして、これは一体本年どういうふうにお考えなのかという点、これが一つ。

それからもう一つ、時間がありませんから三つ

並べますのでお答えいただきたいのですが、扶助料です。扶助料を、共済関係の方ではいまの半分じゃなくて七〇%ぐらいのことで検討なさつてゐるようでありまして。本来、恩給主導型でございまして、恩給と共済は本質的に違ふ、共済は共済独自のあり方があつてもいいんだという御意見もあつた。したがつて、そういう変化の中で議論が進んでゐるわけでありませうけれども、かといつて、やはり恩給主導型で今日までやつてきたのですから、私は、むしろ恩給の側で本年の概算要求等々の中でこの辺は改善をしていくべき筋合いではないかという気がいたします。ここにはただ単に「扶助料の改善」としか書いてありませんけれども、一体これはどういうふうにお考えか。

それからもう一つは実施時期の問題でございます。実は時間がありませんからよい申しませんが、本来ならばぼつぼつ改正というのは感心しないのでありますけれども、しかし財政の事情その他がございませう。ございませうから、少なくとも本年の要求、そして来年の実施も八月であつてはならないという気が私はするわけでありまして、そういう意味で、そこをどう一体どういうふうにお考えなのか、はつきりさしておいていただきたいたと思ひます。

○植木国務大臣 いま御指摘のまず第一点でございませうけれども、これは申すまでもなく一律アップをしてきたところでございませうけれども、この委員会の附帯決議もございまして、五十年に於いていろいろな考えたとこでございまして、五十一年度におきましては、検討の結果、公務員給与の改善傾向をできるだけ反映することといたしまして、恩給年額計算の基礎となる仮定俸給の年額を約七%ないし一二%増額するという考え方で予算の要求をいたしているものでございませう。

それから扶助料の問題でございませうけれども、これは私どもとしても改善をいたしたいと考えております。大正十二年以来一貫いたしまして普通

恩給年額の二分の一相当額というたてまえで来たわけですが、遺族に對しましては、老齢者の場合と同様に基礎俸給の格上げ、加算年の年額計算への算入等の優遇措置を講じております。で、実質的には普通恩給年額の二分の一を超える場合も出てきてはおります。しかしながら扶助料改善は私どもの一つの大きな課題でございます。また要請も強いことではございますが、他の公的年金の動向等も勘案しながら対処してまいりたいと思っております。五十一年度概算要求に当たりましては、五〇年度の枠の要求を行っておりますけれども、この扶助料の改善につきましても、たゞ具体的な要求内容を固めつつあるところでございます。したがって、私どもとしてはいま御指摘のような方向で努力をしていくということでは御理解をいただきたいと思います。

それから実施時期の問題でございますが、これは九月となり、また今年度からは八月にしたいとしたいというところで、いま御審議をいただいていることではございますが、私どもとしては一歩ずつ前進をしておりますので、五十一年度におきましては、御承知のような財政事情でございますけれども、さらに一カ月切り上げまして七月実施で概算要求をしております。この繰り上げにつきましても、他の公的年金制度との均衡の問題もござりますが、いま申し上げましたような要求をぜひ実現をいたしたいという考え方でございます。

○大出委員 恩給局長さん、どうですか。この恩給年額の増額のところ、いまお話がございましたが、七割ないし一二割増額しようとしていて、こうなっていますね。現職公務員の二〇・八五が出ていますね。給与配分です、つまり傾斜配分です、配分の仕方、この点は昨年の大蔵省とのいきさつもあるわけですが、現状をどういうふうにお考えでございますか。

○菅野政府委員 いま総務長官がお答え申し上げましたような趣旨で、そういう要求をいたしているところでございます。本年、たとえばいままで

のやり方と申しますかそういうことでございまして一〇・七、俸給だけで申しますと一〇・七でございますので、一律に上から下まで一〇・七というところでございまして、当委員会でも種々御審議をいただき、私どもは昨年一応暫定的に三段階というところで、結局は実現をせざるを得ないけれども、そういう要求をしたところでございまして、その三段階というのをごまかして暫定的でございます。三段階の一つ一つの中、各段階の中ではやはり一律でございまして、そういう問題点もございまして、本年はできるだけ公務員給与の改善傾向を考慮する、ほとんどそれに近いような数字を当てるということで研究をした結果が、先ほど長官がお答え申し上げましたような数字になったわけでありまして、現在、まだこれは概算要求を総理府の立場で要求した段階でございますので、大蔵省と詰める段階は後でございます。私どもとしては、こういう考えの方の方がより妥当であるという信念のもとに今後とも折衝を続けていくつもりでございます。

○大出委員 私がこれを取り上げたときに、実は技術的にむずかしいというお答えが当時返ってきたわけですが、そんなことはないじゃないか、やればできるじゃないかという話を私が例を挙げていたことがございまして。少しそのところの理論根拠を明確にして折衝したかぬと、昨年の三段階、何で大蔵省認めなかつたんだと聞いた、簡単に言ってしまうと、恩給局長はもう一つ政治的なものがあるんだから、恩給局長の責任だけではありせんけれども、ぜひひとつそういう結果にならぬように、これは総務長官、御努力をお願いしたいのでありますが、最後でありますから一言……。

○植木国務大臣 私どももいたしまして、最善の努力をいたします。

○藤尾委員長 中路雅弘君。

○中路委員 恩給の問題は、前に当委員会では附帯決議も付して全会一致で通過をさせておる問題

でありますので、本日も一、二点だけ短く御質問して終わりたいと思っております。

最初に一点お聞きしておきたいのは、いまして大出委員の方からも御質問があった問題ですが、もう一度念を押しておきたいわけですが、この問題は、私ども、党が、恩給の問題で前回から賛成するということに踏み切りました一つの点でもありますので、もう一度お尋ねしたいんですが、前回の委員会でも、四十八年以来現職公務員の給与サイドのスライドですね。一律アップの給付だったわけですが、これを上薄下厚にしていこうということが大きな課題になっていくわけでありまして、附帯決議に関連してこの問題を御質問いたしました。当時は、先ほどお話しのように三段階といたして、五十年年度予算編成に当たっては一つの案としてこの三段階で大蔵省と折衝されたわけですが、皆さんの御答弁の中でも、まだ理論的なあるいは技術的な問題が種々あるということも御答弁をされたわけですが、五十一年度の予算の概算要求の中で、従来の一律アップ方式を改めてベアスアップに基づく傾斜をとった要請をされておるわけですが、最初に、五十一年度の予算の概算要求の中で総理府の考え方として要求されている中身、考え方について、簡潔に、この場所でもう一度お伺いしておきたいと思っております。

○植木国務大臣 上薄下厚方式をとるということについては、五十年年度におきましても大蔵省と折衝したわけではございますが、恩給局でつくりました案が必ずしも成熟したものではないと思っております。そういう意味で五十年年度は見送ったわけでありまして、五十一年度で何とか実現をいたしたいという考え方で、公務員の給与の改善傾向をできるだけ反映することにしたしまして、仮定俸給の年額を約七割ないし一二割増額するという方式であります。合理的な要求ではないかという考え方です。予算要求をし、折衝を始めつつあるというところであります。

○中路委員 四十九年の委員会でも、「一律アップ方式について、最近における現職公務員の給与

改善の傾向を考慮して再検討を加える」という附帯決議がなされてはいたわけですが、五十年年度の場合、結論としてはまだそれが採用されなかったというところで、一層格差がひどくなっている、附帯決議の実現とは反することに結果としてはなっているわけですね。そういう点で私は、附帯決議の問題は当委員会でも問題になっておりますが、これは委員会の、また国会の意思でもありますが、大蔵省との折衝の中で、考えもあると思っております。だいて、ぜひとも実現をしようというところで五十一年度は努力をしようというふうに思っております。この前の御答弁でも、もちろんまだこの案は熟していなかったということではあります。御答弁では、恩給局に当たり、また総理府そのものといういたしましたもこれを柱として折衝してきたという御答弁ですから、大蔵省との折衝の問題が、総理府の案でありますけれども、これはまた附帯決議に基づいた考えでもあるわけですから、総理府の立場というだけでなく、ひとつ大臣の場合も政府関係の一員として、当委員会の質疑や附帯決議を尊重する立場から、五十一年度はぜひともこれを実現していただきたい。その点をもう一度長官からひとつ決意なりお考えを聞いておきたいと思っております。

○植木国務大臣 国会の附帯決議というものは、最大限尊重せられるべきものであると考えております。したがって、五十年年度におきましては四十九年の附帯決議に對応いたします上薄下厚方式を採用するということまで至りませんでしたが、五十一年度につきましては不退転と申しますか、重大な決意をもって臨みたいと存じますので、委員各位の御協力をお願いするところでございます。

○藤尾委員長 委員長から申し上げますが、ただいまの附帯決議の実行方につきましては、委員長といたしまして、国会の権威に関する問題でも

対象になつてくるんじゃないかと私は思うのです
が、その点の見解をひとつお聞きしておきたいと
思います。

○大嶋説明員 この問題につきましては、もと
と恩給関連の制度でございまして、恩給公務員相
当の看護婦さんといひますか看護員につきま
して、退職年金条列で措置するようにしてござ
います。実のある期間になり得るということに
なつて、それ以外の方につきましては施行法で規
定をいたしてございまして、仮に抑留期間が通
算になりましても、よく検討してみます。ちよ
つと無理ではないか、かように考えます。

○中略委員 いま自治省の方はそういう見解な
んですが、たとえば、これがもし抑留期間の通
算、加算ができるようになりますと二十八年に
なつて、地方公務員共済ですと、たしか二十年
です。二十八年にもなりますから、それがいま
言つたいろいろ矛盾の重なつた中で実際に何
の救済措置もとれないというところは、非常に心
情的にも何かの方法がないかと思つてゐるわけ
です。ひとつきょうの結論という意味じゃない
のだけれども、幾つかこういう事例で、先ほど
お話しのように、この従軍看護婦さんの場合三
千人からおられたわけですから、いろいろの形
で戦後の中でいろいろ救済されない人たちがも
ておられるわけなんです。さつき抑留期間の問
題です、期間の問題の検討とあわせて、いま私
が例示しました問題についてもひとつどういう
方法——

年金の合理的な充実、救済措置が何らか必要
であると思ひますけれども、検討を一度して
いただきたいというふうには考へてゐるわけな
んですが、その点の御検討をいただくことに
ついて、ひとつお考えだけ聞いておきたいと思
ひます。

○菅野政府委員 いま具体的な問題は共済の関
係のものもずいぶんございまして、恩給局とい
たしましては共済のことまでお答えできません
けれども、先生御指摘のような問題点につきま
しては、前からお話あるところでございます。太

変なずかしい問題をやらせておりますけれども、
いろいろの面から検討してみたいというふう
に思ひます。

○中略委員 直接恩給の対象としては、いま私
が例を挙げましたのはむづかしい問題ですが、共
済組合法の適用が可能かどうかという問題もあ
ります。含めてひとつ最後に総務長官といひま
すけれども、大臣の方から、こういった例の請願も
幾つも来つてゐますので、ひとつ研究をして
いただくことをお願いしておきたいと思ひま
す。どうでしょうか。

○植木国務大臣 今後の課題として検討して
まいります。

○中略委員 それでは時間ですので、一応終
わりたいと思ひます。

○藤尾委員長 この際、在外公館の名称及び
並びに在外公館に勤務する外務公務員の給
与に關する法律の一部を改正する法律案、防
衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する
法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部
を改正する法律案、科学技術庁設置法の一
部を改正する法律案及び許可、認可等の
整理に關する法律案の各案を議題といたし
ます。順次趣旨の説明を求めます。宮澤外務
大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に
勤務する外務公務員の給与に關する法律の
一部を改正する法律案
改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正
する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
許可、認可等の整理に關する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○宮澤外務大臣 ただいま議題となりました在
外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に關する法律の一
部を改正する法律案について、その提案理
由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、パプア・ニュー
ギニアが先般九月十六日独立したことに伴
い、同国の首都ポートモレスビーに大使館
を設置し、同大使館に勤務する職員の手当
の基準額を定めること、同地に引き続き
在留する在ポートモレスビー日本総領事館
の国名をオーストラリア・パプア・ニュー
ギニアに改めるものであります。

パプア・ニューギニアの独立につきましては、
国連も一貫して積極的立場をとつてきてお
り、わが国も国連等の場を通じてこれを支
持してきており、同国の独立と同時にこれ
を承認したところであります。わが国とパ
プア・ニューギニアとの間の経済等諸分野
における緊密な関係を踏まえ、かつ、わが
国のアジア・大洋州外交を積極的に進め
るのと見地からも同国にわが国の大使館
を早急に設置する必要があるもので、本
法案により所要の措置を講ずるものであ
ります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内
容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議
の上、速やかに御賛同あらんことを願ひ
いたします。

○坂田国務大臣 防衛庁設置法及び自衛
隊法の一部を改正する法律案の理由及び内
容の概要について御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正につ
いて御説明いたします。これは、自衛官の
定数を、海上自衛隊五百七十八人、航空
自衛隊三百三十六人、計八百五十三人増
加するための改正でありまして、海上自衛
官の増員は、艦艇、航空機の就役等に伴
うものであり、航空自衛官の増員は、航
空機の就役等に伴うものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御
説明いたします。これは、航空自衛隊第三
航空団の司令部の所在地を愛知県の小牧
市から青森県の三沢市へ移転するもので
ありまして、当該部隊の任務遂行の円滑
を図るためであります。

以上、法律案の提案理由及び内容の概
要を御説明申し上げますが、何とぞ、慎重
御審議の上、速やかに御賛成くださいます
ようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました防衛
庁職員給与法の一部を改正する法律案につ
いて、その提案理由及び内容の概要を御
説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一
般職の職員の給与に關する法律の一部を改
正する法律案の例に準じて、防衛庁職員
の給与の改定を行うとともに、営舎また
は船内に居住する一等陸曹、一等海曹また
は一等空曹以下の自衛官の俸給を改善す
るものであります。

すなわち、参事官等及び自衛官の俸
給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校
の学生の学生手当を一般職の職員の給
与改定の例に準じて改定するとともに、
営外手当についても従前の例に準じて改
定することとしております。また、営舎
または船内に居住する一等陸曹、一等海
曹または一等空曹以下の自衛官の俸給を
改善するとともに、営外手当について所
要の改正を行うこととしております。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養
手当、住居手当、通勤手当、医師等に対
する初任給調整手当につきましても、一
般職の職員の給与に關する法律の規定を
準用しておりますので、同法の改正によ
つて同様の改正が行われることとなりま
す。

この法律案の規定中、営舎または船
内に居住する一等陸曹、一等海曹または
一等空曹以下の自衛官に対する給与改善
に係る規定は昭和五十一年二月一日から
施行することとし、その他の規定については
公布の日から施行し、昭和五十年四月一

日から適用することといたしております。このほか附則において俸給の切りかえ等に関する事項について、一般職におけることに準じて定めております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○藤尾委員長 佐々木科学技術庁長官。

○佐々木国務大臣 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力の開発利用は、現下のエネルギー問題に対処してわが国エネルギーの安定供給を確保するため、大きな役割りを果たすものであり、政府としては、その推進に努めてきたところであります。

しかしながら、その安全性については、必ずしも国民から万全の信頼を得ているとはいえない状況にあります。政府は、原子力平和利用の推進に当たっては、まず第一に、その安全性確保のために万全を期し、国民の理解と協力を得なければならぬと考えております。このため、研究開発と安全規制を同一の局で行っている現行の原子力行政体制の中から、原子力の安全規制等原子力の安全確保に関する機能を分離、独立させ、これを強化することにより、安全確保の明確な責任体制を確立することがぜひとも必要と考えるものであります。

なお、これとあわせて、安全を確保するために必要な試験研究等についても抜本的な強化を図り、安全の確保に万全を期したいと考えております。

この法律案は、このような観点から、現在の原子力局の事務のうち、核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事務、原子力利用に伴う障害防止に関する事務等原子力の安全規制に関するものを分離し、これを一体的かつ効率的に処理する体制として、新たに原子力安全局を設置するとともに、その所掌事務を定めようとするものであります。

なお、これらの改正とあわせて、科学審議官の定数を三人以内から一人に減じ、原子力局の次長二人を廃止して原子力安全局に次長一人を置くため、所要の改正を行っております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。原子力の安全の確保の重要性について皆様の深い御理解をいただき、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○藤尾委員長 松澤行政管理局長官。

○松澤国務大臣 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、行政の簡素化及び合理化を促進するために、許可、認可等の整理を図ってまいりました。が、さらにその推進を図るため、昨年十一月六日に提出された行政監理委員会の許認可等に関する改善方策についての答申事項のうち、法律の改正を要するもので今年度分として成果を得たもの及びその後政府内部における検討の結果改善することが適当と思われるものを取りまとめ、この法律案を提出することといたしました。

法律案の内容について御説明申し上げますと、第一に、規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続を簡素化することが適当と認められるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関等において処理することが能率的であり、かつ、実情に即応すると認められるものにつきましましては処分権限を委譲し、第四に、規定の明確化を図る必要が認められるものにつきましましては規定を整備することといたしております。

以上により、廃止するもの一事項、規制を緩和するもの九事項、権限を委譲するもの四事項、規定を整備するもの一事項、計十五事項について、六省庁、十一法律にわたり所要の改正を行うことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

なお、本法律案は、さきの第七十五回国会における御審議を尊重し、同国会に提出いたしました政府案から外国人登録法の一部改正に関する部分を除いたものでございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○藤尾委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○藤尾委員長 引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。鈴切康雄君。

○鈴切委員 恩給法の一部改正の法律案につきましては、すでに七十五通常国会におきまして、衆議院におきましては附帯決議を加えて、そして参議院に送付された、しかし、七十五通常国会の参議院における審議等におきまして、残念ながら恩給法が廃案になってしまった、こういういきさつがあるわけであります。

そこで、七十五国会におきましては、私の同僚議員である鬼木先生が約三時間にわたって詳細にその質疑を行いましたので、あえてその問題について私が細かくお聞きする必要もなからう、同じ法律案でありますので、そういうことを踏まえて、衆議院におきまして最終的にいろいろ附帯決議がこれに付されました、そのこと自体がこの内閣委員会のいわゆる総意であるという観点から、この問題について少し、総務長官としてその後どのような対策を立てられておるかということについて、具体的にお聞きをしたい、このように思う次第であります。

そこで、七十五通常国会におきまるところのこの内閣委員会の附帯決議に対して、政府は、国会における決議を尊重して速やかにこれに対して対処をするということ、検討の上善処を約束されたわけでありまして、そこで、まず第一にお聞きし

たいことは、一番目の問題でございますが「一律アップ方式については公務員の給与改善の上薄下厚の傾向を考慮する」こういうふうになっておりますけれども、結局、上厚下薄であるものを上薄下厚にするように検討すべきであるということについてここで附帯決議をしたわけでありまして、私も、いわゆる五十一年度の改善方式をどのようにに概算要求されたか、それについて伺いいたします。

○植木国務大臣 国会における附帯決議は最大限尊重すべきであるという姿勢をもって臨んでおります。ただいま御指摘のありました上薄下厚の問題につきましては、従来一律アップ方式でありましたものを、何とか実現したい、改善をしたいというところで努力をいたしております。五十年におきましてもそのための努力をしたのでございしますが、大蔵省との折衝の過程におきまして実現を見るに至りませんでした。五十一年度につきましましては、公務員給与の改善傾向をできるだけ反映をするというところといたしまして、その改善傾向を分析した結果に基づきまして、仮定俸給の年額を約七パーセント増額する、という考え方で予算要求をいたしたのでございます。この点につきましましては、五十一年度においてぜひ実現をしたいという姿勢で臨んでおりますので、御協力賜りますようお願いいたします。

○鈴切委員 この一律アップ方式については、公務員の給与改善の上薄下厚の傾向を考慮するというところになっておるわけでありまして、当然概算要求においても、一律アップ方式というのではなくして、それぞれ各号俸によって上薄下厚の傾向を考慮するということがなされなくてはならない、私はこう思うわけでありまして、たとえて言うならば、二十一号俸においてはどれくらいアップのいわゆる概算要求をしたのか、あるいはまた七十九号俸においてはどれくらいアップをしたのかということについて、具体的な事例を挙げて概算要求——これは概算要求ですから、これから大蔵省は認めるかどうかという問題につ

いは別問題であるにしても、具体的にどのよう
にその点の改善をなさったのか、お聞きしたいと
思います。

○植木国務大臣 ただいま例示されました二十
一号俸、これは軍人の階級にいたしますと兵に相
当するわけでございますが、一一・七％アップで
ございまして、七十九号俸は大将の号俸でござい
ますが、七・四％というふうな上薄下厚方式をとっ
ているわけであります。

○鈴切委員 そうしますと、概算要求で出された
わけであつて、大蔵省でこれを認めるかどうかと
いう問題にもまた問題があるにしても、一律アッ
プ方式と、それから上薄下厚で号俸別にその点を
是正するということがなされますと、予算において
大体どれくらい違いが出てくるでしょうか。

○菅野政府委員 きわめて大ざっぱな数字でござ
いますけれども、二十億ぐらいじゃないかという
ふうな思っております。

○鈴切委員 二十億ぐらいの違いであれば、当然
この国会の附帯決議を尊重して、そしてそういう
ふうには正をしていくという方向でやるべきであ
ると私はそのように思うわけでありますけれども
も、その次の「恩給の改定時期については、年度
当初からの実施を目途とする」ということであり
ますけれども、現在は八月にさかのぼっているわ
けでございますが、これについて来年度はどのよ
うにお考えであるか、それから、それ以降につい
てさらに総務長官としてはどういうふうな改善を
加えていかれる御決意であるか、その点について
お伺いいたします。

○植木国務大臣 従来十月でありました実施時期
を九月とし、さらに、ただいま御審議いただい
ております五十年からの改定が実現いたしますと
八月実施になるわけでございます。私もといた
しまして、附帯決議もございまして、また受給
者の立場に立ちましても、できるだけ早い時期に
実施時期を改定すべきであるというふうに考へて
おりますが、五十一年度におきましては御承知の
ような財政事情でございます。しかし、さらに一

カ月間切り上げて七月の実施にいたしたい、こう
いうことで要求をしているのでございます。御指
摘のように、私もとしましては年度当初からの
実現を目途といたしまして今後努力をまいり
たいと存じます。

○鈴切委員 総務長官は、年度当初ということ
で、それを目標として今後やっていきたいとい
うことでありますけれども、私は、やはり恩給問題
については、一カ月上げたからそれで国会の附帯決
議の趣旨に沿つたというのでなくして、やはりこ
ういう問題については姿勢が大切なわけですね。
大蔵省に対する姿勢が大切なのであつて、そうい
う意味から言うならば、当然四月を目途とするな
らば四月を目途とする、そういう姿勢で大蔵省に
臨まなくちゃいけない。一カ月だからというので
やつたということ、それで十分だというふう
にお考えであつては困ると、私はそう思うので
すが、その点についてどうでしょうか。

○植木国務大臣 私も、決してそれで十分だ
とは思つておりません。実施時期の繰り上げにつ
きましては、他の公的年金制度との均衡の問題も
ありますし、また財政面での問題もあるわけでござ
います。しかし、いろいろな困難がありまして
も、何とかして年度当初に近づけたらいいというこ
とで、実現可能な一カ月というものをとりあえず五
十一年度では要求をするということにしたのでござ
います。これとても実現のためには大変な努
力が必要であると思つております。決して十分だ
とは考えておりません。それにいたしまして、

この七月実施が実現をしますように、御協力のほ
どをお願いいたしますのであります。

○鈴切委員 その後の、終りから二番目の「扶
助料の給付水準の改善について考慮する」という
ことが書かれておりますけれども、これについて
はどのように配慮をされて概算要求に盛りられまし
たか。

○植木国務大臣 現行恩給法が制定されました
大正十二年以来、普通扶助料の年額は一貫して普

通恩給年額の二分の一相当額というたてまえをと
つてきておりますが、遺族に對しましては、老齡
者の場合と同様に、基礎俸給の格上げ、加算年の
年額計算への算入等の優遇措置を講じております
ので、実質的には二分の一を超える場合も出てお
ります。

〔委員長退席、加藤（陽） 委員長
代理着席〕

しかし、扶助料の改善について受給者の側に強
い要請がありますし、また附帯決議も尊重せられ
るべきであるという考え方のもとに私もとしまして
はこれに對処してまいりたいと考えているのであ
ります。ただ他の公的年金の動向等も勘案をしな
ければなりません。したがしまして、五十一年度
概算要求に当たりましては一五％の枠いっぱい
の要求を行ひまして、この中で扶助料の改善につ
いて具体的に詰めていきたいということ、いまい
ろいろ検討しているものでございまして、しばらく
の間この内容につきましては御猶予をいただきた
いと存じます。いま何とかしてこれを引き上げる
ための努力をしているところでございます。

○鈴切委員 他の年金とのバランスがあるから、
だからそれを考慮してということでありませうけ
れども、御存じのとおり、厚生年金のいわゆる遺族
年金ですか、これはやはり二分の一であります
ね。ところが来年度は厚生年金の遺族年金につ
いても三分の二に改善したい、こういう言うならば
前向きな声が上がつてきているわけですね。そうい
うふうな問題があるわけですから、年金の受給者
の死亡の場合の扶助料、いまの二分の一は、私は
決してこれがいいとは思つてはいません。ですが
ら、亡くなつて後に残された奥さんの生活が不安
定であるということでは困るわけですから、この
扶助料を具体的にいまどのようにお考へになつて
いるか、それを明らかにしていただきたい。

○植木国務大臣 公的年金の場合も、いまお話し
のような、何とかして改定をいたしたいという動
きがあるわけでございます。ただ、まだ固まつた
わけではございません。私もといたしまして

は、いわばそれと歩調を合わせると申しますか、
同じ考へ方のもとで進めていくということ、
いま概算要求の成案を得べく努力をしているので
ございます。したがしまして、私もがすでに要
求いたしております枠の中で扶助料の改善、改定
ができるという考へ方のもとで作業を進めてお
るのでございまして、何とかしてこれを二分の一で
はないようにいたしたいという考へ方、そしてま
た、いまの概算要求の総額の中で賄ひ得るという
ことで御指摘のように作業を進めているというこ
とでございます。

○鈴切委員 では、こういうふうな判断してよろ
しうございませうか。附帯決議が出されたの
で、具体的にこれはこれから煮詰めるにしても、扶
助料の二分の一については、当然これについて何
らかプラスアルファを加えていきたい、そういうこ
とで前向きに検討しているというふうな判断して
よろしうございませうか。

○植木国務大臣 そのとおりでございます。

○鈴切委員 私もあつたいろいろな質問もあつたけ
れども、いすれにしても、こうやって質問をして
いる間も恩給をいただきたいという方々の要望は
切なるものがあると私は判断をいたしております
です。ですから七十五通常国会においてすでに細
いところまで審議された結論が、言うならば附帯
決議として出てきているわけでありまして、そ
の点について前向きな答弁をいただければ私もそ
れでいいと思ひますので、さらに恩給の問題につ
いて総務長官として今後どのようにこれに取り組
んでいく決意があるか、それだけをお伺いをして質
問を終了したいと思います。

○植木国務大臣 恩給は制度発足以来ちやうど今
年が百年目に当たるわけでございます。公的年金
の先驅的な役割りを果たしてまいりました恩給制
度の充実というものは非常に重要であります。そ
の受給者は老齡者あるいは遺族あるいは傷病者
というふうないわば弱い立場の方々でございます。
私もといたしましては、この内容の充実改善の
ために一層の決意をもつて臨んでまいります。

〔加藤(陽)委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴切委員 それではもう一度、この恩給の受給者は非常に立場の弱い方々ばかりであるわけであり、ところが恩給局というものは非常にチエツクを厳しくしている。恩給はいわゆる情をもつて見ていかなければならぬのをむしろ切り捨てをしていく、そういう傾向のところもあるように私は伺っているわけであり、けれども、恩給局長、あなたはその責任者として、恩給に対してはやはり情ある物の取り組み方をやっていくということをお約束願いたいのです。

○菅野政府委員 私は、恩給局、恩給局長といったしまして、まさにいま先生が言われましたとおり、受給者の立場に立つと申しますか、請求者の立場に立つと申しますか、そういうつもりでいま日夜業務をしているつもりでございます。まあ法制度の上で非常にむずかしい問題がございますし、それから長い期間かかってきている問題でございますので、もちろん法律の枠外に飛び出すわけにはいかないわけでございますが、その範囲内におきましては十分先生の言われましたようなことを心に体して今後仕事も続けていくつもりでございます。

○鈴切委員 以上で質問を終わります。

○藤尾委員長 受田新吉君。

○受田委員 先国会ですでに論議のほとんどが言い尽くされておるわけで、あえてきょうこうした情勢の中で質問申し上げるという点につきましては、観点を新しくしてお尋ねしてみたいのです。

過ぐる国会で、私からも何回かここで問題点を提起してその実践を迫つてまいりましたが、総理府を中心にしてその私が指摘した幾つかの要求に対して具体的な問題を取り上げて予算概算要求をしておられるようです。たとえば、女子公務員が死亡した場合にその配偶者である御主人に年金を支給するという、私が提案した問題であったのですが、それも一応概算要求を出しておられる。また、例の特別による傷病恩給の受給者の場合、

四十六年の改正で誕生したが、これもその遺族に對する年金の支給の提案を新しくしておられる。これらは私自身も、総務長官を中心にして国会の論議の中に出た最も公正な意見を素直に取り上げるといふ態度はみごとであると一応おほめ申し上げておきますが、これらの要望に対して、総理府として、この概算要求は全部完全を実現させたいという熱意には変わりはないのかどうか、お答えをいただきます。

○植木国務大臣 私どもといたしましては、国会における附帯決議を尊重いたしますとともに、質疑の中に出てまいりますいろいろな御指摘、御提案に對しましては誠意をもって臨むべきであるという姿勢でございます。

したがって、ただいまお話しございました女子公務員の夫に対する扶助料の支給条件の緩和及び扶助料を支給されない傷病年金等の受給者の遺族に對する年金の支給、救済に對する年金支給でございますが、この二点につきましては概算要求の中に新規に取り入れることにいたしまして、ただいま大蔵省と折衝に臨みつつあるところでございます。何とかして実現をいたしたいと思つております。

○受田委員 恩給法が古いタイプの恩給的な法規として、非常に厳しい制約のもとに今日までの道のりを歩んできたわけですね。先般、恩給制度の創設百年記念式典に私も参加しまして、その来し方百年を顧みて、恩給法のいかに涙ぐましい変遷があつたかというのを私自身もしみじみと感じ取りました。先般に對しての敬意と、あわせて現役に希望を与えるという意味において、退職後においてわれわれはかく保障されておられるのだという大原則がしっかりと打ち立てられるようにすることが、現役の公務員に對しても希望を持たせることですね。やめた後には悲惨な姿であるぞという、そういう悲惨な先聲を描くことのないように、その意味でこの恩給法というものは、新しくできておる共済組合諸制度というものは非常な意義があるわけですね。この点を十分含みまして、組合管掌による共済組合制度というのが後に誕生したのである

が、その原点は恩給法であるという意味におきまして、恩給法は確固たる現役及びその退職者の一貫した処遇という意味の大きな使命感に燃えて、恩給当局ががんばつてほしいと思ふのです。

もう一つ長官、恩給局、まあこれは厚生省もそうなんです、恩給法及び援護法に基づく諸申請書、この申請書の中には、もう過去にさかのぼって証人を得ることのできないような、たとえば、上司がいまは死んでいない、治療に当たつたお医者もいない、民間の医師に診てもらつたけれどもその医師もいない、公に診てもらつたのと民間へ下がつて診てもらつたのとつながりが思うようにならない、そんなものは余り手厳しくやらぬでも、もう何回も何回も、却下―再申請―却下―再申請とやつた、その人が涙ぐましいほど次から次と

というふうに進んだ資料を出す場合は、高度の政治判断で結論を出すという扱いをして私はいいと思うのです。これは傷病軍人の場合などでもそうですし、それから公務死の方々の奥さんにしても、今日までがんばりがんばつて、却下―申請―却下―申請を何回かやりながら今日を迎えて、余命幾ばくもないというふうな人には、その熱意、その環境、そういうものを考えたときに、これは証人がいないけれども、これはほどまで熱心に要求をしておるのを見ると、これは大体間違ひはないのだという答えを出してあげよう―未処理の案件がどの程度あるのか、私いまこころは資料を要求してないので聞いけません。けれども、この熱心な申請に對して高度の政治判断でその扱いについて結論を出す、恩給局長の決裁がびしっといけるように総務長官がその幅を認めて、厳しい制約による事務処理でなくして、これはほどまで苦勞されて今日を迎えた人だとならば、この環境の中にこれだけの書類があればこれでよからう、ほんとに印判を押す、こうやられたらどうかと思うのです。

○菅野政府委員 ただいまの御質問でございますけれども、もちろん法律制度の中からはみ出すわけにはまいりませんが、先ほどもちよつとお答え申し上げましたように、その制度の中において私

ちは御申請の方の立場を十分考へて、その御申請の方の御主張の心証を得るように最大限の努力をいたしたいというふうに思ひます。

いま、例でいろいろお話しになりましたけれども、公的な資料等がない場合でも、恩給局の職員がそのお宅の近くにお伺いしたり、御本人にお会いしてお話を聞いたり、実態調査等も必要に応じてはやつております。そういう実態でございまして、今後とも仕事を続けていきたいと思ひます。

○受田委員 質問を終わります。

○藤尾委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○藤尾委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出もございませんので、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤尾委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤尾委員長 午後三時より委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後三時二分開議

○藤尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 いま委員長お読みになりましたように、沖縄海洋博にかかわります皆さんの資金もございまして、この委員会でもかつてから審議もしたところでありましたけれども、どうも余り感心した結果になっておりませんために、たくさんの方々の意見が実は方々からございまして、私も沖縄に長らくかかわり合っておりまして、二十六、七回も行ってありますから、最初のいきさつから承知をし、かつ何遍かこの問題は取り上げてきた問題でもあります。

この際、冒頭に総務長官に幾つか承っておきたいのであります。というのは、いわゆる折り返し地点も過ぎた海洋博でございまして、大体見通しもついていなければならぬ時期でもあります。そういう時期でございまして、このままで捨ておけない実情は事情にございまして、残り九十日ないんじやないかと私は思うわけであります。そういう状況の中で、概括してまずもって一体海洋博そのものをどう見るのかということですね。

耕作をやめて海洋博の関係で出てきた方々もたくさんおりますし、いまだに帰農できないという事情の方もあります。沖縄県自体は今日五%ないし六%の失業率でありますから、それに伴う帰農ができないとすれば、さらに五、六%の失業率は上がっていくことになるという問題も抱えております。

ます。本来、坪川さんのときにも関係がありましたが、山中総務長官のときに、ずいぶん彼は一生懸命前に出て物を進めたいいきさつもありました。また小坂さんの時代にもいろいろございまして、小坂さんは、どうも沖縄で海洋博をやることに踏み切ったのは十年ばかり早かったのではないかとこの意見を述べたことまであります。

したがって、そこををたえとて結局現在総務長官をおやりになつていらっしゃる植木さんのところにしか持つていき場所がないわけでありまして、通産省の側にはこれからこの国会で別な場所を承ろうと思つていらっしゃるが、総理府の立場から、出先を沖縄に持つておられますし、自後対策なんというふうになりますとこれまた直接に関係がございまして、そういう意味で総体として、成功であった、不成功であった、いろいろな見方があるが、すけれども、どういふふうになつておられるのか、そして当初予定等からいって、見に行かれる方々も極端に少ない数字が出つておりますが、そこらも踏まえてこの収支はどういふことになるのか、そこらのところもひとつお聞かせをいただきたいのであります。

○植木国務大臣 沖縄海洋博につきましては、いま先生御指摘のように直接は通産省が所管をしておられるわけですが、私も沖縄開発庁を担当いたしております関係上強い関心を持ちますとともに、この博覧会が成功いたしますためにあらゆる施策をとるべく努力をしているところでございまして。

お説のとおりちょうど後半に入つたところでございまして、一体成功か不成功かという御質疑に對しましては、いまの段階では成功ですということは申せない状況ではないかと思ひます。

御承知のとおり、海洋博覧会の事前の投資は総額にいたしまして約三千億でございます。そのうち、公共事業に政府が投入いたしましたのが約千八百億円でございまして、これらの海洋博覧会関連の民間ともによる投資というものが、沖縄の生活基盤でありますとかあるいはまた産業の基盤の

充実に大きな寄与をしたということは、これは長期的に見ていただきたならば評価せられるのではないかと申すのでございまして。ただ、御承知のように石油ショック、経済財政困難というさなかに開かれたわけでございますし、入場者につきましても必ずしも予想したようにはまいらない。八月まで、いわゆる夏休みでございまして、日によりましていろいろ入場者の変動がございまして、大体予想どおりになっておりましたところ、九月、十月にかけて入場者の大変な落ち込みがあつたことは御承知のとおりでございまして。したがって、周辺のいろいろな業者が非常に大きな打撃を受けて、一体これで元が取れるのかどうかというところまで憂慮せられておられる事態がございまして。

それから、那覇市におきましては、比較的、本土から参ります観光客がみやげ物等によりましていろいろ金を落とすとしてございまして、肝心の会場周辺ではなしに、那覇がこれによつて潤つておるといふような現実がございまして。また、大きいホテルはワンパッケージで参りますので、それぞれ旅行業者との契約のもとに一応の採算をとつておりますが、中小ホテルあるいは民宿につきましましては、いろいろ問題が生じているのでございまして。

総額にいたしまして、日銀の調査によりまして、海洋博覧会の前半で、いわゆる飛行機代やこちらから参ります船代というような交通費を除きまして、約五百億円の金が沖縄に落ちた、そういう調査の結果を発表いたしておりました、大体海洋博期間中一千億を見込んでおりました、予想しているというふうな状況でございまして。

十月の二十六日が日曜日でございますが、この日から入場者がまた少しふえてまいりまして、十一月は、ただいまの予想では観客は比較的多くなるのではないかと、十二月、一月にかけては、もう最終を迎えるわけでございますし、また冬でございまして、沖縄の地理的条件は、そういう意味においては観客を誘致するにはよいのではなからうか、そういうふうなことを見込んでお

のでございまして。

そこで、私もいたしましては、いろいろな中小ホテルあるいは民宿、その他の業者で打撃を受けておられる方々につきましては、いまからいろいろ手を打つておりました、これらの宿泊施設にできるだけ多くの人々が宿泊いたしますように、利用いたしますようにいろいろな面でも果とてに配慮いたしまして、たとえば借金の返済を延期しますとか、あるいはまた転業します者につきましては特別の融資の配慮をいたしますとかというふうなことを、特に沖縄振興開発のための金融公庫がございましては御承知のとおりでございまして、これ等を活用いたしまして、ケース・バイ・ケースで対策に当たつておられるのが大体の概況でございまして。

○大出委員 まずもって、どのくらいの入場者があるかという予測が当初ございました。私も質問をいたしました、まあ五百万という指数もありました。しかし、四百五十万ぐらいでしようというお話が出てまいりまして、専門家を動員していろいろ調査もさせた、協会の側でもいろいろ検討をした、総合的にそういうことなんです。しかし、それよりも余計になるのではないかと、そういう政府側の物の言い方でございまして、だから一日三万人からの、当初そういう数字もございまして、夏の休みもございまして、そういう状況でございまして、それなりの恩恵も手伝つて地価が上がつたり、これは七五%くらい本土資本でございまして、そういう意味で大変な広大なショッピングセンターをつくつたりしたわけでありまして、したがって、これは、そういう政府側の予測が結果的に一つの投機熱をおこした結果になつた。ところが関古島が鳴くという。周辺のショッピングセンターを初めとする民宿その他すべてに大きな影響がある。私は実は、開会当日に騒然たる騒ぎがありまして、長らく沖縄を手がけている者の責任というものもありまして、祝賀会場には参りませんで

したけれども、全体の様子は見てきたわけであり
ますが、大変ひどい目に遭いまして、昼、食事を
しようたつて、そば一杯食べるのに一時間半かか
つて、まだできない。与野党問わず来ていた方
々、一様に変な憤慨の仕方、工事も中途半端
ですから、やたらもうもうたるほりだらけで、
これはえらいことになったという。その中から
エキスポ何とか価格なんという話まで生まれて、
大変これは悪評だったわけでありまして、全く
の準備不足だったという感じは受けているわ
けであります。

そういう焦り方をして、しかも大変な予測を世
の中に出して始めたわけでありまして、そうす
ると、地元は大変な国の宣伝に乗って、卑俗な言
葉で言えばベテンにかかったと言う。大変な私財
を投入をして倒産をした方々もある、こういうわ
けであります。そこで、この海洋博周辺に立つて
いる三百七十六軒のショッピングセンター等を含
む店舗、これが現在百八十九軒、約二百軒近いも
のが閉店、残りほとんど全部が営業不振で倒産す
前、こういう状況になっていて、写真などが出て
おりますが、すでに外へ出れば海洋博が終わった
というところでガラスが破れたまま空き家になった
プレハブであるとか、海洋博に入っていく左側な
るかにプレハブがずうとあります、そこらは
まるつきりただ単に資本の投入のしつ放しで損失
だけ残った。一日たつてお客が一人も入らなかつ
たという店もあるというわけです。エキスポ倒
産、負債額で一千万円以上のところが八月に八
件、九月が七件、これは東京商工リサーチの那覇
支店が調査をしております。まさに夢の跡になつ
てしまっているわけでありまして、異口同音に政
府の無責任な宣伝と言う。うまいかないときは
えてしてそういうものではないか、私のところな
ういうことがはね返ってきている。私のところな
ども手紙をもらつておりますが、一体どこに不満
をぶちまけたらいいんだという調子の中身であり
ます。

いまいろいろの手当てについてのお話は聞きま

したが、こういう大型の倒産、大型な負債、夫婦
別れた人も大分あるわけでございますけれども、
も、こういうことに対してやはり政府の立場で一
体どうお考えになるのか。金融措置というものは
借りれば返さなければならぬわけでありまして、ど
ういうわけであつたのか、こういうツケを回される
ことになるのかという怨嗟の聲まさに町に満ちて
いるわけでありまして、その辺のところは一体ど
ういうふうにお考えでございますか。

○植木国務大臣 会場におきます物価の問題等も
一番最初問題になりました、思惑によりまして大
分値段をつり上げていたなどいまして、これは物
価のコントロールなども巡回させまして、県の
方もいろいろ御協力いただきまして、これは短期
間で収拾することができたわけでございます。

それから、先生方おいでになりましたときに
に、大分長い間、食事なども待たされたというよ
うなお話もございましたが、沖縄県民の方々の県
民性と申しますか、一つには、どちらかといいま
すと余り積極的でありまして、むしろこうお客
様に来るのを待つというふうな、何といひます
か、受け身と申しますか、そういう仕事ぶりであ
るというふうな点もございました。こういう点に
つきまして、いろいろ私どもとしましては県と
ともに、やはり積極的な姿勢でお客様を迎えていた
だくようにというふうなことをお願いをしたこと
もあつたのでございます。

それから問題は、入場者がまず第一の問題で
ございまして、予測されましたのは四百四
十五万というのが海洋博覧会の予測でございま
して、本土の方から、百四十万であつたと存じま
すが向こうへ見学に行く、こういう予測を立てた
ようであります。ところが、本土につきましても
この予測の数字に達しませんこと、それから地
元の沖縄県の方々の出足が大変悪いのでございま
す。したが、先ほど申し上げましたよう
に、本土から行った人たちはいろいろな旅行あつ
せん業者などを活用いたしますので、したがつ
て、沖縄県に参りましたも、いわば博覧会は半日

コースだとかあるいは一日コースになつてしま
まして、必ずしも会場の周辺の地元を潤すことは
ない、那覇市内に金を落とす、そういうような姿
でございまして。最近の端端的な例でございまして、
二十六日に三万人を超す入場者があつたわけであ
りますが、これはほとんどが本土からの客ではあ
りません、地元の客が非常に多かつたようであ
ります。と申しますのは、会場内及び会場周辺
の店舗が非常にやっております。あるいは駐車
場がふだんの五倍くらいになるといふような状況
が見えております。したが、私どもとし
ましては、これから通産省、海洋博協会とも
に、あるいは県ともにもやらなければなりません
ことは、本土から参ります客がもつと多くなりま
すこととともに、それらの客が那覇における大ホ
テルに集中することなく、地元をも含めた中小ホ
テルやあるいは民宿を活用してもらつたよう努力
をすること、沖縄県の県民の方々自身も少
し積極的に、この唯一の機会でございますから、
博覧会へ足を運んでいただくよう努力をしないけ
ればならないというところで、いま観客動員の面
におきましてはそういう努力をしているといふこと
でございます。

それから、お説のとおり倒産をした大きな企業
がございまして、この倒産企業につきましてもは県
が積極的に乗り出しまして、県も関係をしていま
面がございまして、この収拾の努力をいたし
ております。それから小さいものにつきましても
は、先ほど申し上げましたように、あるいは後ろ
向けの融資になつてみたり、あるいはまた返
済の延期というふうな面あるいは転業資金の貸し
付け、そういうようなことをいたしまして、打撃
を受けないように、少なくともするようという努力
をしているのでございます。

なお、先ほど失業者のお話がございましたが、
確かに五割を上回つて五・六割という時期がござ
いまして、八月は五割を割りまして、恐らく九
月もそのままの傾向で推移しているのではないか
と思ひます。海洋博覧会だけの問題ではないわけ

でございますけれども、総合的対策として、何と
かして全国平均よりも非常に高い失業率の現状を
打開いたしますために、別途いろいろ努力をして
いることも申し添えていただきたいと思います。

○大出委員 これはいま総務長官の言葉の中にも
あつたのですけれども、どうも私は納得いたし
かねるのです。十月八日に開かれた第十回沖縄経
済振興懇談会、ここで越智さんとおっしゃるの
すかね、協会の事務総長さんですか、出席をされ
て、海洋博不振の原因を四つ五つ述べておられま
すね。不振の原因の第一は、石油ショック以来の
不況である。二番目に、本土から遠いということ
で、なかなか本土の方々の出足がスムーズにいか
ない。それから三番目に、開幕当初、さつき私も
ちよつと触れましたが、エキスポ価格なんという
異名をとつて大変な物価高、そしてまたべらぼう
に暑い。どうも私も暑さにはいささかまいつ
たわけでありまして、そういう問題。それから県
民感情。この県民感情の中に閉鎖的な県民性、こ
う言うのですが、さつき総務長官は、積極性がな
い、そういう県民性だとおっしゃるのですが、私
は別に沖縄の皆さんが閉鎖的だと思つてないし、
積極性がないなんて一つも思つてないのでありま
して、人間というのは積極性を持って条件さえあ
れば積極性を持つております。私も中国大陸に
何遍か参りましたが、昔はマンマンデーという言
葉がはやつたのだが、本来、中国の国民というの
は大変積極的な民族なんだ、それをマンマンデー
にしたのは一体だれだつたのだ、うう言ひ方をい
たしました、マンマンデーにしてしまつた、つ
まり積極性がないのだとすれば、そういうことに
した責任は一体どこにあるんだということになる
のであつて、どうももうまいかないからといって
沖縄の県民性に責任を転嫁するというのは、しか
も閉鎖的な県民性だからと言ひ切る総長がいた
り、総務長官がどうも積極性がないからと言ひ切
つちやつたり、これは私はいたらないという気
がするわけでありまして。私が行つたときには、パ

インランチなんというのをやっている唯一の食堂がありました。大変積極的に飛び回っているのだが、ほかの準備が悪いのでそれから人はそこに集中するから、全く汗みどろでやつたつて間に合わぬ。そば屋さんにしたつてそこしかないのですから。だから、これは異口同音にみんな言つておりましたけれども、そこで働く人は全く汗だくでやつたつてどうにもならぬのですよ、本当に。そんなところでお客さん待たして済ませませんなんて言っているのだけれども、にっちもさっちもいかない。全くの準備不足なんです。

準備不足のところにあつた——一・八倍があるいは三倍が知りませんが、一遍行つた人は二回、三回必ず行くという万博の例を挙げて皆さん計算をされているのだけれども、一遍行つたらこりちやつて、二度と行かないことになつてしまふようなことにしているのだから。そういうミスという点、これは非常に大きなミスですが、最初あれだけの人間が集まつたが、帰つてきてよく言つたのは一人もいない。こんなばかげた話があるかというのが——帰りのバスの中は一緒だけれども、北海道のおたくの議員さんだつて、こんなべらぼうなところで、またこの暑いのにこんなことをするから、これは成功しつこない、何で北海道でやらないのだなんてことを言つておられました。が、帰つたら河本のやろうただじゃおかねえぞなんてなことになつちやつたわけですから。まだそこらは一生涯懸命開発をしている工事の過程のままで、赤土で置いてある。そういうことにするから、私に言わせれば全くの準備不足、おつつけ仕事、やつつけ仕事でやっていると云うのです。至るところそれがある。そういう大きな計画者側のミスがあるわけでありますが、そこらのところは一体どうお考えなんです。

○植木国務大臣 海洋博覧会については私は責任を逃れるわけではございませんけれども、御承知のように通産省が所管をいたしております、博覧会協会がこれを運営しているという状況でございますので、私もいたしましていろいろ不満

がございます。したがしまして、開発庁長官の立場として、あるいは国務大臣の一人といたしましていろいろな面で問題点を指摘いたしまして、こういうことでは成功しないではないかというようなことを積極的にむしろ注文をつけ、開発庁として、むしろ所管外のようなことにつきましても、いろいろ積極的に海洋博覧会を成功させるために努力をしているというところはひとつ御理解をいただきたいと思うのでございます。

準備不足ではなかつたかという御指摘でございますが、いろいろな点について私も指摘をした点がございます。その具体的内容につきましては時間がかかりますから申し上げませんが、御指摘の点が大部分あつたというふうに考えます。

それから、先ほどちょっと私、県民性などにつきまして申し上げましたけれども、これは非常に長い異民族支配の苦役を満ちた歴史の中で、非常に

お気の毒な生活を送つてこられた、そして復讐しまして三年間、こういうことでございますけれども、本土の人たちに比べますといわば昔から守礼の島と言われておりますように、非常に温和な県民性を持つておられるということが一つでございます。それから、それが商売ということになりますと、こちらの方から見ますといわば商売下手、そういうような点がかがわれますので、それを私はちょっと積極的にでないと申したのでございまして、この点は御理解をいただきたいと存じます。その点につきましては県の方々もあるいは県民の方々も、十分その後いろいろな面におきまして指導助言をいたしましたので、最近では私の申します意味での積極性を持つてこられたと思ひます。ただ、お話しのように、せっかく積極性を持つて取り組んでも予想したような事態でないのなら何にもならぬのじゃないか、これはもう私同感でございます。そういう意味におきまして、先ほど来申し上げておりますような本土からの顧客の誘致及び県民の方々の会場への参加、こういう点等を中心といたしまして、いろいろな施策をやつていくわけでございます。

また同時に、海洋博覧会が一月で終わるわけでございますので、ポスト海洋博覧会につきましては、五十一年度予算編成に当たりまして、他の省庁の協力も得まして、県民の生活そのものに直結いたします概要要求を私どもはいたしているのでございます。この博覧会ができるだけあと半分の期間に成功への道を歩んでいきますように、そして海洋博覧会が一番心配されておりますので、この点については、かつての海洋博覧会の関連事業はほとんど三分の二から四分の三ぐらいは本土の方へ金が逆流したのではないかと指摘があり、事実そういう点があるわけでございます。五十一年度のポスト海洋博覧会につきましては、地元へ投資いたしましたものが残りますような配慮をしながら、いま沖縄振興開発に取り組んでいくという状況でございます。御了承をいただきたいと存じます。

○大出委員 私実はそこが心配で取り上げたので

結論にいたしますが、当初屋良さんにお目にかかりましたときも、あるいは時の総務長官ともいろいろなりとりをいたしました。これは善意で取り組むにしても、復帰というところを記念するにしても、うまくいかないとえらいことになる。また、沖縄処分みたいなことになりかねない。いま異民族のお話しやつて、先ほどのお話しは悪意でお話しになつたのではない、善意で物を考えているのだとお話しですが、それはそれでいいのですけれども、その上にまたしわを寄せられただけで終わった、そういう感情だけが残つたのじゃ、具体的にこんなことになつてという問題が残つたのじゃ、これはえらいことになる。そういう心配で実は私もいふん何遍かこれを取り上げてきた経験がある。ところがどうも私が心配したようなことになりかねぬ面がたぐさん出てきている。

わけでありまして、そういう金が動いたわけでありまして。ところで、仮に三千億としても、そのうちの七五％までは本土資本にめぐり吸い上げられたじゃないかという。そして荒廃、中小企業の倒産、農業をやつていた人がみんな農業をやめて、一日千三百円から千五百円という日当たりのものが四千円、五千元にはね上がる、それはだれだつて出ていきますよ。そういうことにしてしまつて、帰農はできない。まして畑まで売つてしまつた家がたぐさんあるわけですね。そういう結果になつて、荒廃だけが残つた。これでは、善意でものを考えられたにしても、当時私も心が配した結果にしかならない。諸悪の根源は海洋博覧会という感情が沖縄県民の中にあるなということを言ふ方がありますが、そう言つてみたところで、当初いろいろな意見があつたことは御存じで始めたわけですから、そうだとすれば、そこらも計算に入つていなければおかしいわけでありまして、そういう意味で——その中で進めようとした屋良さんの立場だつてある、だから、そうだとすると、この振興開発計画というもののつまり所管という責任もある。とすると、ここらの問題で含めていまいからよほどきめ細かにポスト海洋博覧会を立てなければ、これはそれこそまたぬぐい切れない感情が定着してしまふ。そこを私は非常に心配をしまして、一遍調べに行かなければいけないと思つていくわけでありまして。

そこで、そのポスト海洋博覧会なるものの中心は一体どこに置いてお考えになるのか。通産省なら通産省に対して、総理府、開発庁持つておられるわけでありまして、皆さんの側から少し出過ぎてもいいから、われわれも言わなければいけませんけれども、ポスト海洋博覧会という時点でどうすべきかという青写真をいまからつくつてそれを詰め合うという、実はここまでの考え方がいまからないと、結果的に大変なことになるといふ心配をいたします。そういう意味で、ポスト海洋博覧会とおっしゃるのだが、もうちょっと突っ込んだら幾

それから、その背後にあります、いま御指摘の北部の各地域でございますが、リゾート開発とい

それから、何といひましても本島を含めまして離島でございますから、一番大事なことは、離島振興策としての交通機関の整備であろうと思ひます。それは道路でもありますし、あるいは港の問題でもありますし、空港の問題でもございます。これは同時に公共投資にもつながつてまいりました、経済的な落ち込みを防ぎ、また、それぞれの

相当な企業、たとえば電通であるとか三井であるとか三菱とかいろいろございますが、建物によつては大変大きなフロアをつくつてなかなかりつぱな建物でありますけれども、船を置いてあつたりしまして、どういふふうにも転換できるよう感じの建て方のところもいろいろあるわけでありまして、うまくいったとすればその資本効率があがるような転換方法を初めから考へているのじやないかといううなことを記者の方々が言うよりうな建物があるわけでありまして、跡処理の仕方いかんではまたここに問題を生ずることもなりかねないという気がするのでありまして、これ以上多く申し上げませんが、いろいろ立場があつたり意見が違つたりいたしましても、当初計画が立てられて進めておられるわけでありますから、やはり責任の所在というものもございますので、やるだけのことをやり、あとひとつさつき申し上げた結果になりますように、これは十分な御尽力と御配慮をいただきますように、私どもは私ど

○茨木政府委員 一応現物給与をいたします際には俵給との間の調整をするという規定がございますけれども、この場合の実情をいろいろ承つてみますと、営舎外に居住いたしております者と、営舎内に居住いたしております者との均衡の問題もございます。営舎内に居住いたしております間に提供されます食事等については選択の余地というようなものは全くない、こういうような関係もございしますので、本俵自体から差し引いておくという俵給表をおつくりになつておつたわけでございますが、やはりその辺は今回の改善を加えることによつて、昼食とそれから一部夜間の場合についてはそういう調整を行つておるわけでございますが、その他の一般の方でありますれば家庭で食べると、その間拘束された形でもつて営舎内で食事等を提供される、それに関連する経費というもののについては俵給表に戻して現物支給の形をとるとい

うことで全体のバランスがなくなっているという見方をとるといふことは適當ではないかというふうな考へております。一般の職員の場合との関係で、またこういう類似のものがあるかどうかという点も検討させてみたわけでございしますが、いま直ちにすぐ問題になるというふうなものは出てこないのではないか、こんなふうな考へてい

るわけでございします。

○大出委員 官庁なんかでも、朝忙しいもので、食事、遠距離通勤の人が多くなっていますから、食堂に駆け込んでばつと飯を食う、仕事を終えて帰る、共働きで片方も働いているから、そこで三食、管内居住の給食みたいなもので、メニューは幾つかありましようけれども、決まっています。たとえば郵政省の食堂に行つてもらいになればわかりましようけれども、とんでもないものがあるわけじゃないですよ。決まっています。定食などという。定食でないものなんか頼んだ日には、ではしないですからね。だから、やはりそこらの一般の官庁公務員の方々の関係というのはそれなりに納得のできるように理由を説明していただきません、どうも、人事院は賛成でなかったはずの先生方の人権法なんというのも片方にはできています。前総裁は、大出さん私はこれは反対だ、とちゃんとさしておっしゃった。ところが、最初は回答まで出していました、だんだんこれは賛成だと言ひ出したから、何で賛成なんだ、いや決められてしまったから仕方ないという。寄れば大樹のもとということになるのですかと云つたら、そういう言ひ方をすると私は怒られました。だけれども、これは明らかに前総裁が最初に言つたように、給与上体系が大変に混乱をする、これは間違いない。そのところがやはり納得し得る理由を説明をいただかないと、私の方でも、そうでございしますかと言えない。そのところを給与局長と防衛庁の方とで、真ん中に、委員会には尾崎事務総長がおいでになつてい

けです。意図の疎通がなければならぬと思うのですが、これは一体どこで一致してこういう法案を出したにたつたわけでございしますか。いまの理由だけではどうも私は納得し得る理由にならない。

いまのお話はこういうことですよ。現物給与について調整をするという規定は、これは確かにございします。だから、調整をすることになるという。決まったものしか食べられないからというの、いまの茨木給与局長さんのお話なんです、決まったものしか食べられないと言ふなら、遠距離通勤で三食その食堂で食っているのも、これまた決まったものしか食べられぬわけでありましよう、どこに差はないわけでありまして、そうすると、それだけではどうでございしますかと言ひ得ないわけですが、その理由というのをもう少し双方からいただいて納得していただきたいのですが、いかがでございします。

○今泉(正)政府委員 お答えいたします。

私たち防衛庁職員の給与について、直接これを管理しております官庁は総理府の人事局であります。また財務的にはもちろん大蔵省の主計局であります。今回の法案を提案いたすに当たりまして、主として直接的には総理府人事局、大蔵省主計局と協議をいたしたわけであります。

ところで、提案いたします内容でございしますが、その一つは、先ほど人事院の給与局長から御答弁がありました管内の自衛官について食事の選択性がないということがございします。これは重要な一つの要素でございします。

と同時に、先生さつき、朝早く駆け込んでくる例を挙げられましたが、これは、管内の自衛官はともかく管内に法律をもつて拘束されておる、その拘束されておる意味が、一面においては有事に即応した防衛力の確保という点もありますけれども、それに加えて、同じ時刻に起き、同じ飯を食つて、同じ時間に課業をして、同じ時間に寝るという共同生活の積み重ねが、これ

また一朝有事の際にそのまゝのかつこうで出勤する、もちろん管内の自衛官もございしますが、そのまゝのかつこうで出勤する。現在多いのは災害派遣がそうでありましよう。そういう規律を持つて出勤する。それは自衛隊の骨格をつくる上で必要不可欠なことでありましよう。さればこそ、他の場合と違ひまして法律で義務づけている、強制をしている、そういうことに伴う食事あるいは管内の生活経費というものは、これは原則として国庫負担であつてしかるべきではないかという根拠に基づいて提案をいたしました。

○大出委員 ちょっといま最後のところがわからなかつたけれども、つまりこういうことですか。管内居住を義務づけられている、だからそこで食べるものは国庫負担でいいじゃないか、こういうことですか、簡単に言ふと。

○今泉(正)政府委員 簡単に言へばそうでございしますが、管内に居住することが義務づけられておるのは法律をもつて義務づけられておる。他にまたたとえば学生などがいわゆる全寮制ということ、ある種の拘束的な寮の中に入るといふことはありますけれども、それとは違つて、防衛の目的のために法律で義務づけられておるといふ特殊性に基づく食事その他の管内の経費というものは、原則として国庫負担であつていいのではないかと

いう感じを持っております。

○大出委員 ちょっと人事院に承りたいのでありますが、管内に義務づけられている、もちろん出られないのですから食事を出さなければならぬ。食事を出すのはいいですけれども、だからつまり一般の官庁公務員と比べてみて、食事分だけの何%と、こういうことになりましよう、全額お認めにならなかつたわけけれども、しかし中間報告は全額だから、論理的には全額ということになります。それが、それを予算的に削つたわけだから、まあ義務づけられて管内に居るのだから食べることはたゞで国が見る、複雑に言つても簡単に言つてもそういう理屈なんだけれども、その理屈は公務員一般というものをながめて成り立ちますか。茨

木さんどうですか。

○茨木政府委員 その拘束のいかんということにもよるわけでございしますが、この場合は法律に基づく防衛義務といひましよう、そういうところから拘束でございしようが、一般の場合にそういう類似のものがあるかないかというふうにいひ考へてみますと、たとえば研修みたいなものの場合もございします。この場合には拘束、一定の管理規律のもとに研修を受けられるわけでございします。その場合にはやはり食費を徴しておる例が多いと思ひます。そのかわり一定の研修旅費のようなものを支給して、そこから本人は支払うというふうな関係に相なつておる。したがつて、その場合とこの場合と、やはり別途そちらの方はそういう旅費を支給して、その中から本人が食事代を出す、食わなければ大体は割り戻しをするというふうな関係に相なつておると思ひます。本件は本件体系で別にその場合は決めてございします。この場合、従来のやり方は防衛庁の場合は本件との間で調整を加えておつたものでございしますから、いろいろな基礎に本件はありますから、そういうのはね返りまで考へていきますと、そこにやはり少し問題があつたのじゃないかと思ひます。その辺が検討されて、こういう新しい提案になつたものだと思ひます。この新しい提案の姿でそれぞれ本件、それから現物支給のバランスがとれておるといふふうにお考へになつて御提案なさつておる、こういうふうに解すべきではないかと思つております。

○大出委員 そうすると、自衛隊の皆さんは隊内に研修にでも行つていようことになるのです。これは十日とか半月とかじゃなくて、二年なり何なり研修に行つてしまつていふことになるわけですな、人事院の解釈は。そういうことですか。

○茨木政府委員 研修とは即同じようには申し上げてなかつたつもりでございしますが、こちらの方は法律に基づく管内居住義務を課せられて防衛の一端を担当される、こういうことでございしまし

うし、研修の方はそうじゃなくて、場所によりましては通勤で研修を受けさせるという場合もございいますし、それから合宿研修を受けさせるという場合もございいます。それらはそれぞれの各省庁の研修所なり、私の方もそうでございますが、それの考え方によって合宿研修がよいという場合には合宿研修をさせるということでございいますから、それを承知で研修を受けられるということ、そういう特別の拘束下に入っている、こういうことだろと思ひます。ですから、いろいろ拘束力の点からいきましても、根拠からいきましても、防衛庁の自衛隊の場合と一般の研修の場合とはとてもやはり比較にならぬ段階のものじやなからうか、こんなふうに考えられます。

○大出委員 いままで給与の方から落としていたわけですね、そうですね。今度はそれを戻すわけですね。そうすると、いづれにしても形の上では給与はふえる勘定になるのですね。そうでしょう。公務員給与と名がつきますと、たとえば学校の先生の場合でもやりたくない人事院にともかくやれと言つて決めて、義務づけて、人事院が勧告をすることになった。そうすると、今度はその人事院勧告との関係というのは、自衛官の方々の給料が上がることは、一般の皆さんの人事院勧告が前提になつて上がつていくわけですね。そうすると、いまの話からすると、これは全く人事院勧告に關係はないということになるのですか。茨木さん、いかがですか。

○茨木政府委員 こちらの方の所管外でございいますから、そういう意味では人事院勧告と直接の關係ありということではないと思ひます。あとは、實際上そちらの方でどのような基準でそれをお決りになつて御提案されておるかという問題になるんじゃないかと思ひます。

○大出委員 世上なかなか、防衛を考える会だ何だとかやましいのがありますが、さっきのお話は、私からすれば理由にはならぬ。つまり自衛隊の方々の優遇措置だということになるとすると、これは賛否の議論は別として、話はわかるのです。

よ。義務づけられて隊内において、国の防衛に当たっているのだから少し何とか優遇してやろうじやないかという議論なら、これは立場は違ひますから賛否は分かれまゝ。分かれまゝけれども、それならそれなりに論理としてはわかる。ところが、わが方の所管外だからといって、本俸に戻つてきて本俸がふえるという形のを、所管外からおやりくださいとなると、これは将来に向かつて人事院の所管外だということだから、そうなるとお手盛りで、どこもその機関はないんだ。何とか委員会が何か知らぬけれども、これはいやなものですね。何か国会に正規に出てきたわけでもない。ごそごそどこかでやつていた、ところが、この辺で少し上げておこうじやないかということになると、もう出てきた。人事院は所管の外だといふんですが、総理府は所管の外じやないと思ひます、これは事給与ですから、ここに法律が出てくるんではない。

総務長官に一言承つておきたいのですが、大変奇妙な感じがするのです。私は賛否分かれてもいいが、それなりに皆さんの立場が立場なら構わぬが、筋の通つた話なら話として受け取るわけですよ。そこで、いまの人事院勧告を例にとりました。が、何となくどこかで事務総長が入っているんだけれど、これは人事院の事務総長で入っているわけじやないのです。尾崎事務総長には違ひないけれども、人事院の事務総長ということに入っているのではない。学識経験者か何かで入っているんでしよう。そうすると、外から見るといふと、もつともらしく見えるんだ。人事院の事務総長が入つていふんだ、事務総長としての個人尾崎何某というところで、人事院所管の公務員の方は勧告でございまして、これだけども、こつちは構わぬ。だとすると、これもさういふ無責任な話で、そこらは一体総務長官、どういう理解をわれわれはすればいいんですか、それを聞いています。

○植木国務大臣 この性格づけにつきましては、人事局また財政当局であります大蔵省、それから防衛庁がそれぞれ協議をいたしております。人事局長から詳細について説明させます。

○秋富政府委員 ただいま防衛庁の人事教育局長からお話がありましたように、防衛庁の給与法につきましては、総理府の私の方も御相談にあずかつておるわけでございます。私たちがいたしましては、一般職につきましては、人事院の勧告の完全実施ということで人事院勧告どおりにいつてもおきます特別職の給与に関する法律、これにつきましてもやはり似た一般職との横並びということをお断りしませんが、防衛庁職員につきましても、やはり同様に一般職との均衡ということにつきましては十分配慮したつもりでございます。まして、ただいまの糧食費の問題でございますが、たいてい申しますと、お昼の分というものは、一般の公務員でございましてやはりそれぞれの庁舎におりまして食事をするというたてまえでございまして、これは現物支給の対象から外すとか、あるいは土曜日の午後でございましてとか日曜とかいったような法的拘束力から外れている場合、これも外すというふうな、一般職との均衡という面につきましてはいろいろと影響もございまして、十分検討して御相談にあずかつたものでございます。

○大出委員 だから秋富さん、さつきから順序を追つて聞いていたので、何でも一体糧食費だけ落とすのですかと言つたら、茨木さんからは研修の例が出てきましたね。そうすると、二年なら二年、自衛隊の皆さんは研修に行つていて勘定になる。それしか理由がない。あとは隊内にいることを義務づけられているから、とこう言う。だけれども、物を食へば、それは幾らであつても金がかかつていふんだから、さうでしょう。いまあなたがおつしやるの言へば、さつき私が例に挙げたように、朝昼晩食堂で食つていふやつもたくさんいます。決まつたものしか食えない。通勤の時間の関係でそれしか方法がないからやつていふ。朝行つてごらんない。郵政省の食堂に行つたつて一ぱい列をつくつていふ。それじや、日曜はいいか、一般の官庁でも、朝昼晩官庁のお仕着せを食つていふ人たちは、それだけひとつ俸給表に積み重ねてくれませんか、いかがですか。

○秋富政府委員 遠距離通勤の職員の場合にはあるいはそういったそれぞれの官庁の厚生福祉施設を利用するという場合も考えられるわけですが、しかしその場合には選択性があるわけでございます。営舎居住の場合にはそういった選択性がない、いわばあてがひと申しますか、あてがひされたもの以外にはできない、こういうところ、勤務の場合でも就寝の時刻あるいは起床の時刻といふものにつまみしても、これが一定の規則に基づきまして行われているという拘束性という面をとらえましてのあれでございます。

○大出委員 そうすると、選択性がないとその分だけは俸給表を上げようというわけですか。選択性と給与とはどう關係があるのですか。それじや給与とは何ですか。給与法にどう書いてありますか。

○今泉(正)政府委員 提案いたしました私の方からお答えさせていただきます。俸給は、俸給の中に本来食事その他の生活費が入つておるといふことは確かなことでございます。そういう意味では確かに処遇改善の面が今回の案の中にはございまして、ただそれを、先ほどから申しておりますように、営舎内に法律で拘束をしておるといふ特殊性、それはたとへば、民間でも船員が乗船し、船務に従事する期間には食事代が出まして、それで御飯を食べるときにその食事代をもつて充てるわけでございますが、そういう実質的には無料の制度がとられておる。また公務員でも海上保安官、それからまた私のところの幹部の海上自衛官、営外におります海上自衛官も、乗組員として艦船に乗り組んでおります場合にはその間食事を無料で支給するというような例もありまして、そういった部分についてこれを国庫負

担とするのは度を越えた処遇改善ではないのじやないか。逆に言いますと、さつき総理府の人事局長の答弁にありましたように、普通の勤務日の昼食の部分、あるいは外出いたします場合の外出直前の夕食の部分、そういったものは一般の公務員と変わりありませんので、そういったものは実質的に有料とするというものでございます。

ところで給与との関連でございしますが、これは、もとよりわれわれ自衛官の俸給も一般職の公務員を基準として決められておるものであります。が、一たん決まるとしますと、曹士のクラスについては営舎内の経費をそこで決める際に差をつけて決める方式をとっておりますために、かつこうとしてはここで俸給を上げるといふかっこうをとりまされども、その俸給が上がりまされども、俸給だけについて申しますと、一〇〇%上がりました一般職のそれと対応するものと均衡のとれた額になるわけでございします。ただ一面、自衛隊という特殊性から、ある人間から、きょうの食事は有料だ、きょうの食事は無料だといううな、そういうチケット制をとることが非常に困難でありますので、便法として俸給による調整をやっております。その点によつて誤解を与えかねないものでございしますけれども、そういった意味で一面においては処遇改善である。しかも、それは他の例からして度の過ぎた処遇改善ではないのではないかとというのが提案の趣旨でございします。(発言する者あり)

○大出委員 これは別に、いまま意見があります。が、給与というものと、食事というものの違いは現物給与というものは本来次元の異なるものです。だからさつきから申し上げているように、優遇措置だというのならわからぬわけではないのです、立場は違いますが、中曾根さんが防衛庁長官になったときにもいまの問題に触れられた。何とか優遇してやりたいという表現をした。それなら、賛否の意見が分かれても、わからぬ筋合いじやない。海上勤務なんかやっている人の場合には、いろいろな意味で優遇措置を講じているのです。飛

行機だつてそうです。だからそれならそれで、勤務の態様等からいって優遇措置を講じたいというのならわかる。ところが、それを給与と絡まして物を言うから、そうだとすると給与には給与の理論があるのであつて、人事院の所管ではないと言つたつて、横並びと秋富さんいみじくも言つたが、横並びでなければこれはおかしいわけですよ。地方公務員まで、地方自治法があるのに今度ラスパイレスがどうだから下げたという世の中で皆さんが優遇措置だとおっしゃるならそれでもいい。賛否の議論が分かれるだけだ。ところが給与と絡めると、これは給与の論理があるわけですから、給与とは何だということに帰ってくるわけです。納得いたしかねる、こう申し上げておるわけです。

念のためにもう二つ、三つ、時間がありまされんが聞いておきますが、税金はどういうことになるのですか。旧来、現物の場合どうなつていたのか。本法に入れた場合にはこれはどうなるのかという課税の問題がございします。それからもう一つ、退職年金とか退職手当などかというものの関連が、何事も本法が基準とさつきどなたかがおっしゃいましたが、ならばこれはいろいろある。そこらの関連というものは、包括的に見て一体どうお考えなのか。その二つをとりあえず先に答えてください。

○今泉(正)政府委員 お答えいたします。

最初の課税の点でございしますが、これは今回の案のように仮に成立いたしますと、その上がつた分については、もちろんこれは俸給でございしますからその部分は課税の対象になります。一面、現物をもつて支給されておる食事は、これは従来からもそうでございしますが、課税の対象になっておりません。

それから、俸給が改善されて上昇することに伴います退職手当あるいは退職年金へのはね返りは、これは結果としてそうなつてまいります。この点につきましては、一般職の公務員との均衡は

図りながら、また将来均衡を欠くような場合にはこれは是正する必要があるかと思ひます。

○大出委員 ですから、さつき私は人事院に聞いていたのです。所管外だと言つたつて、これははね返つたら何だというものは、これは総理府の所管には違ひない。退職手当だつて恩給だつてそうです。だけれども、人事院が調査して資料は総理府へ出しているわけですから、総理府から私のところへ退職手当を上げるときに一案、二案、三案とお持ちになつたのだけれども、総理府が調べたのじやないのだから、皆さんは質問一つわからないうのだから、資料はみんな人事院が持つていて、だから、さつき、関係ないわけじやないのです、さういふ意味で。だから、さういふばらつきが出てくるということになると、そこまで慎重に三者お話し合ひの上で納得されてくれと私は申し上げておるのだ。これは賛否の意見はある。だから、優遇措置だというのならそれでわかるというわけだ。それならそれでばらつきがないような措置をどうするかといううな問題が残るわけです、その上で賛成反対という議論が残るだけですね。

ところが、さつきから順番に聞いていいたら、茨木さんの答弁は、決まつた物しか食べられないからだと。研修の例を挙げられていた。しかし、これは二年間研修に行つておるわけじやないんだから。さうでしょう。それから、横並びなんだけれども拘束性が強いからと。秋富さんは拘束性と言う。横並びなら横並びでいい。ところが、拘束性が強いからさういふものは上げるんだと。さういふ。今度は防衛庁の皆さんの方は、船に乗つておる人は食事をくれるのだから、まあ、そのくらいはいんじやないかと。さういふ。あ、そのくらゐ、論理的にはどうも事給与といつたら筋は通らぬ。つまり結果的に、中曾根さんがかつて私に言ひましたが、国防という大変な仕事に携わつておるんだからもう少し優遇してあげたいと言う。必要上拘束してあるんだからと。これは一番根本にあるのは国防という仕事であつて、緊急を要する、だから拘束している。つながつておるわけですよ。つまり、これは優遇措置だ。だから、それならそれでそのところは整理しておいていただかぬと、公務員給与というもののそのものの本体からいくと妙なことがでさうする。人確法だつてさうだ。私は、日本で一生懸命に働いておる人の給料が上がることにについては反対はしないけれども、そのかわり人事院総裁に、その分だけ差ができたのだから後で何とかしろと必ず言ひますけれどもね。先生も、上がるころまでは賛成しますが、上がったしまへば一般職どうするんだと私は言ひますので、この間答弁でございせんとおっしゃつたが、これはどうして答弁してもらひますから。それは差がついたのだから。オギャーと生まれたときから焼き場まで持つておる和田さんのところのような組織もあるんだから、これだけは何ともしてもらわなや困るわけでありまされども、さつきさつきはつきりしませんけれども、以上の点だけ私は指摘しておきたいわけでありまされども、それが財政赤字云々で赤字国債まで出さうというわけですから、さうなつてくると、将来赤字国債の中から出すなんてことになりかねない相関性だつてあるわけでありまされども、一言申し上げておきたいと思つたわけでありまされども。

次に、防衛庁の皆さんに一つだけここで、この間の引き続きでございしますから簡単に伺ひたいのは、次の機会にもう一遍申し上げますけれども、その山王ホテルのところから米軍の将校集会所であるとか宿舎であるとかいふうなものがあつてもうこの間細かい中身は申し上げましたから多くを申し上げませんが、零細なわずかな土地を、しかもお年寄りの女性の方で持つておる方などもある。実はこの間お話を聞きまして、売りたいんだというわけですね。ところがいまのままで売れない。解除されれば売りたい、さういふ方々もいる。

それで私はさうも、この間申し上げたような契約のあり方で延々といまに至るも、しかも裁判を

やつて国が負けて上告をしているという、そういうものをいつまでも放任しておくというのは——それは確かに中には大林組だとか日交だとか安全自動車だとかいろいろあります。ありますけれども、これはどこから考えても性格上納得できない。その後もいろいろ調べてみましたが、何としても納得できない。きょうはよい時間は使いません。私はあれだけ申し上げたのだが、一体こんなことがいまの世の中に存在しているはずがない。終戦以来今日まで何年たっているんだ。個人の土地がいまだに米軍の宿舎であるとかクラブであるとかなんとかに使われつつ放しになっているというふざけた話はない、国の接収地じゃないんだから。だから、そういうふうなところについての結論を出せというふうに申し上げているのですけれども、それ以後やれ青山のなをとかという話は、いままでいろいろございましたが、一体どういふことになっているのか、一遍ここで聞かしていただきたい。経過だけ承りたい。

○銅崎政府委員 山王ホテルを地主の皆さんに返還することにつきまして、お話のように裁判にもなっておりますし、私どももできるだけそういう線でお返ししたいということいろいろ検討しておるわけでございます。一案として、赤坂のプレスセンターにこの山王の機能を持っていくということも考えたわけでございますが、それをやりますと大変たくさん経費がかかる。それから、あの地区が建築基準法第二種の住居専用地区になっておりまして、ホテルを建設する場合いろいろな手続がございます。たとえば周辺の住民の方々の意見を聞くために公聴会を催すとか、建築審査会の同意を得る必要があるとかということ、実現まで大変時間がかかると思います。いろいろな難点がございます。それで私どもとしては、その後も引き続き米側に条件の緩和を申し入れたわけでございます。地理的条件の緩和といいますが、都心にどうしてもなければいかぬのかどうか、それから移設する規模は分離できないのかどうか、ホテル施設と支援施設との機能を分離してそれぞれ別の所に置けないか、いろいろそういうことで再三米側と折衝を重ねたわけでございますが、一部に緩和を認めたものもございますけれども、最も問題となっております移転先については、やはり都心でないといふことを言われておるわけでございます。

そこで、先ほど裁判の話もございましたが、この裁判の方も、東京高裁ですが、昨年の十一月五日から、和解しようという勧告がございまして、現在まで八回の和解手続が進められております。それで、そういうことで和解の方ももう何回か、八回以上もやっておりますので、やはりこの二回の間におきまして、国側としては具体的な和解の条件を出す時期に来ておるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。それで、また改めて、国有地で何か適当な所はないかというところで、いま洗い直しをやっております。それから、民間施設の借り上げとか買取とかいうこともできないだろうかというところで、もう一度見直して、そういうものを調べて適当な所がないかどうかというところをやっております。それから、やはり国有施設によりまして費用がたかさんかという点も、そういう条件を満たす適地がないかどうかというところで、国有財産の関係のところという話し合いをやっております。いろいろ話し合ひをやっております。そういうことで、非常に問題がございまして、私どももどうやって解決したらいいかというの実は悩んでおります。苦しんでおるわけですが、いままでの経過からいまして、やはり年内には具体的な解決案を出さなければならぬ時期に来ておるということ、いま鋭意部内で進めておる段階です。

○大出委員 これは皆さんの方が和解をけるという筋合いのものじゃないと私は思っているのです。相手は国ではなくて、さっき申し上げたように、大変お年をおとりになった女の方まで、零細な土地を持つておるわけですからね。それは大きいところも、申し上げたように大林だとか日交だとか安全自動車とかあります。ありますが、その中に小さいものもあるわけですから。しかも、これは一番で国が負けているわけですから、筋が通らぬのです。したがって、それで裁判長は、二審の結論を出すすべしまた一審のようなことになつてしまふから、皆さんに和解を勧告しているわけですね。だからやはりこれは——まあその中には持っているうちに亡くなりになるなどという方があつた場合に、大変人道上の問題にもなります。目の黒いうちに何とかしてやっています。だからやはり急いで精力的に動かして——この間実は私、平井参事官から少し事情を聞きまして、が、ぜひひとつ、いまお話しした年内には決着をつける、それが先々、二年かかるというふうなことがあつてもそれで和解が成り立たないわけじゃないのですから、何とかひとつ年内に決着をつけるというところ、これはお進めいただきたいのです。また機会があらますれば、もう少し細かく物を言おうと思つておりますけれども、とりあえず、ひとつ和解の決着を年内なら年内というめどでつけてしまふということでお進めいただきたいのですが、いかがでございますか。

○銅崎政府委員 先生のお話を体しまして、年内決着を、具体的な条件を提示できるように誠意をもつて努力したいと思ひます。

○大出委員 それでは、あと人事院総裁に承りたいのですが、今度の給与をめぐりまして、閣僚の給与、それからかつて私がここで長い時間しゃべりましたが、寄附というのは、これから一体どういふことになるのですか。

○植木国務大臣 閣僚の給与は、今回、総理大臣、国務大臣ともに据え置きということにしたのでございまして、これは据え置きにいたしました。私どもが考えました、なだらかな上薄下厚の人事院勧告との見合いで均衡はとれるという観点から、据え置きにいたしました。これは四月から御存じのとおり各閣僚の自発的申し合わせとして実施

しているのでございます。今後どうなるのかというところでございますが、今後につきましては特別職の職員に給する法律の改正が行われまして、場合、具体的に各閣僚の自由意思はどうであるかというところをもう一度聞く必要があるかもしれない場合もあるかと思ひます。

○大出委員 これは自由意思じゃないのです。総理のツルの一声と書いてあつて、何人もの閣僚の方がぶつぶつ言っているのが、簡抜けて、後でみんな新聞に載つていくじゃないですか。そうして、これは、昭和五十年四月十五日の閣議申し合わせの趣旨により、昭和五十年四月から当分の間、各月の俸給月額の一割に相当する金額を国庫へ寄付する。氏名を書いた、内閣府長官あてに出した。これまた妙な話だ。この間、私取り上げてみました。時間がなかつたから全部言つていないのですけれども、つまり、だれかが強制をするというところは許されぬことになっていふのです。二十三年の閣議決定もあつたのです。だから、どうも、しきりに閣僚の自由意思で自由意思でとおっしゃるけれども、寝耳に水で言う人もおつたり……。私、直接聞いてみたら、どうも善行というものは言つてしまつてはだめですよというところから始まつて、いろいろな意見を吐く人がおるわけですよ。だから、余り妙なものを——これで今日の財政危機が救われるわけじゃないのですから。だから、やはりどこかでこれは整理をしておいていただく必要がありはせぬか。というのは、事給手に関しては、余り妙な先例をつくつてはだめだ。これは太政官布告が財政法のときに廃止されたりしまして、あと今度閣議決定しました。いろいろなことをしてきています。吉國さんの解説までありますけれどもね。最近では公

○大出委員 これは自由意思じゃないのです。総理のツルの一声と書いてあつて、何人もの閣僚の方がぶつぶつ言っているのが、簡抜けて、後でみんな新聞に載つていくじゃないですか。そうして、これは、昭和五十年四月十五日の閣議申し合わせの趣旨により、昭和五十年四月から当分の間、各月の俸給月額の一割に相当する金額を国庫へ寄付する。氏名を書いた、内閣府長官あてに出した。これまた妙な話だ。この間、私取り上げてみました。時間がなかつたから全部言つていないのですけれども、つまり、だれかが強制をするというところは許されぬことになっていふのです。二十三年の閣議決定もあつたのです。だから、どうも、しきりに閣僚の自由意思で自由意思でとおっしゃるけれども、寝耳に水で言う人もおつたり……。私、直接聞いてみたら、どうも善行というものは言つてしまつてはだめですよというところから始まつて、いろいろな意見を吐く人がおるわけですよ。だから、余り妙なものを——これで今日の財政危機が救われるわけじゃないのですから。だから、やはりどこかでこれは整理をしておいていただく必要がありはせぬか。というのは、事給手に関しては、余り妙な先例をつくつてはだめだ。これは太政官布告が財政法のときに廃止されたりしまして、あと今度閣議決定しました。いろいろなことをしてきています。吉國さんの解説までありますけれどもね。最近では公

職選挙法の話まで閣議で出てくれば、またえらいことになるわけでございましてね。だから、これはやはりすつきりした方がいんじゃないかという気が私はするので、御検討いただきたいところですよ。

それから人事院総裁に承りたいのですけれども、時間短縮、週休二日という問題でございすけれども、何かどうも少し、しりすばみの感じでございす。

〔加藤陽〕委員長代理退席、委員長着席
私は一般論として申し上げれば、こういう不況期というのは、レイオフであるとか、いろいろな問題が出てきておられますけれども、こういう時期には、当然民間企業等においては時短の問題なり週休二日という問題は積極的に進められていい時期だという気が私はする。民間の組合の中でそういう問題を取り上げているのも幾つもあります。したがって、前に私が何遍か承っておりますけれども、また何遍も御答弁をいただきましたが、ここまで参りますと、人事院が後退されることはどうもはなはだ心外だという気が私はする。したがって、これ一体どういうふうにお考えなのか、私はいまままでに具体的に承っておりますけれども、年内に、十二月までに基準をお示しになることになつて、こういふ総裁の御答弁でありました。そうして一月という時期に試行を考えたい。そのことに関連をしていろいろな意見等々があつて、人事院総裁に就任をして、総裁として、もう一遍ここで人事院が前に出て物を言わなければならぬ、そういうことを痛感をするという御答弁も実はありました。人事院の、給与勧告の中でという考え方はよろしくないのではないか、別に勧告なり、やむを得なければ意見なりというきまつたものをお出しいただくべきではないかという私の質問には、総裁は賛成をされました。ところが人事院勧告の中に報告としてお載せになつておられますから、この点を人事院当局に私が承りましたら、時期的な判断もあつてこの中に入れたんだという御説明がございました。しかし、私は

そのこと自体非常に不満足でございまして、やはりこれだけの問題でございすから、後ほど総務長官に承りますけれども、関係の各段の部会で総理府の側でもいろいろ議論してきたことでもございす。そういう意味ではつきりすべきだ、実はこういう考え方で不納得なんでありすけれども、現在の時点では一体どういふふうにお考えでございすでしょうか、はつきり承つておきたいのであります。

○藤井政府委員 いわゆる週休二日制に関します人事院の態度というものは別に変つておるわけではございせん。本年を含めまして過去三回にわたつて、漸次前向きに進んでまいるといふ姿勢で対処してまいつておりますことは大出委員も御承知のとおりでございす。ただ、いまお話の中にもございしましたですが、実際にこの問題を具体的に進めてまいるといふことに相なりますと、各省庁それぞれのいろいろな問題点があることも事実でありますし、また職員団体側の意見というものも十分調整をとるといふようなことの必要もございまして、これらを中心に見下鋭意調整を進めておる段階でございす。

ただ、卒直に申しまして、私の当初の思惑よりも若干作業がおくれております。これは事実でございす。事柄の性質上、大変重要なこととございすので、十分調整を圖つた上で、無理のない入り方をしてまいりたい、かように考えておる次第でございす。

来年初から試行計画を具体化するということにつきましては先般の報告でもお出しをしておるところでございす。したがって、その方針には変わりはないと申さなければ、どういふ形で、どういふような範囲でやつていくかというようなことにつきましては、さらに各方面との折衝を重ね、調整をとりまして、できるだけ早い機会に試行計画の基準というものをお示しをして、これに基づいて、報告にも触れましたような段取りで入つてまいりたい、かように考えております。

○大出委員 それでは少し具体的に承ります。人事院は旧来の方針を変えていないとおっしゃるわけですから、私が何遍も質問してきておりますが、ざつと読み返してみましたが、そのときとときと総裁の答へになつておりますが、一貫してございまして、私の質問も総裁の答へも変わつていない。ここでもまたそのおっしゃいますから変わつていないんだと思う。この点を確認をした上で承りたいのですが、まず、基準は十二月までにお出しになるというふうにお答へになつておりますけれども、その理解してよろしうございすか。

○藤井政府委員 そういう御理解で結構でございす。

○大出委員 そこで、この試行、つまり試みにやるといふ試験的な実行でございす。試行というのはいちと申す。いろいろな詰めの中で一月の中ごろというやうなやりとりになつておりますが、それもそういうふうにお理解しておいてよろしうございすか。

○藤井政府委員 まだその時期等について最終的な結論は得ておりません。しかし、来年初を目途としていふやうなことを言つておりますので、日にち等につきましてはおのずから出てくるものがあるのではないかと申します。

○大出委員 そう変わつていないという御答弁でございすね。

そこで、やり方の一つでございすけれども、試行、試みにやられるわけでありすから本当の実施ではない。そこで、年次有給休暇なんというものはもつてのほかだといふ話を私にいたしました、それはそうだとお話しになつておるわけでありす。そうすると特別休暇とかあるいは職務専念の義務免除だとかいろいろな問題がついてまいりますが、そういう形をとらなければできないと思うのでございすけれども、そこらのところはどうかでございすか。

○藤井政府委員 これも従来から答へを申し上げておりますように、年次有給休暇を活用すると

いうことは考えておりません。したがって、お話しになりましたやうな職務専念義務の免除あるいは特別休暇、どちらかというところ、いまだ最後まで着詰めておりませんが、感じのいたしましては職務専念義務の免除でいく方がよいのではないだろうか、そういうふうにお考えしております。

○大出委員 私も実はその感じを持つて前から承つておるのですが、どつちにしてもやらなくちゃならないと私は思つてございす。

そこで、銀行法十八条等との関係もありまして私は大平大蔵大臣にも直接質問いたしましたし、それから森秀政政務次官にも何遍もここに書いていただいて詰めてまいりました。したがって、山田町目君の質問等、大蔵委員会でも大平大蔵大臣答へております。来年初ごろを目途とする、こゝまで言つておるわけでありす。この委員会でも私がそれを再確認を求めましたら、大勢には逆らいたいと思つたという御答弁だとか、全体の流れということもございす。それにさおはさせませんという答へ等が出てまいつております。これは、もちろん郵便局等の関係その他小切手法等の関係も出てまいりますから、そういう大蔵との関連があるものでありますけれども、それらと絡みまして試行をやつていく。さて、そこから先はどういふふうにお考えでございすか。

○藤井政府委員 テストと申し上げますからにはおのずから大蔵の期間的な見通しも持つていかなければならぬと思つて、現在のところでは、目途としては大体一年ぐらひはやつていくということの必要性があるのではないかと。その結果をいろいろ検討いたしまして、どこに問題点があるかというところを見つけてまいらなければならぬ。この中で、期間としては一応は一年というふうにお考えでございす。

○大出委員 いまのお話によりますと、試行期間は一応一年ぐらひ必要であるというふうにお考えでございす。こういうことでありますが、これは総裁がおつしやることをとりあえず承つておこうと思つ

ていま質問しておりますから、それについての意見は後ほど申し上げたいと思います。

そこで試行の範囲というところがもう一つございす。一体どういう範囲で試行をやっているかとお考えなのかという点、このところははいかがでございましょうか。

○藤井政府委員 この点が実は一番問題でございまして、われわれも頭を悩ましておるところでございす。これにつきましては、各省庁の実情等もございすので、もう少し詰めた段階において御答弁をさせていただきたいと思ひます。

○大出委員 総理府総務長官に承りたいのですけれども、この試行の範囲は、総理府が所管をしておやりになっている各部会の議論との関連も実はあるわけでありす。そこで、私ここに記録がございすけれども、総理府が扱っておられる幾つかの部会の中におけるこの試行の範囲という問題をめぐっている議論というのは、一体どういうことになっているのか承りたいわけでありす。

○秋富政府委員 これは、全体としましては関係閣僚会議がございまして、事務局は総理府の審議室でございまして、これは一部から四部までございまして、さらに銀行の関係をございまして五部になつておるのでございす。

○大出委員 私が聞いたのは、部が五つあるというのを承つたのじゃないのですよ。つまり、総理府が所管をしておられる審議室が事務局になつておりますが、第一部会が非現業公務員の部会です、第二部会が三公五現の部会です、第三部会が教育、第四部会が民間、それにいまの銀行関係、こういう部会ですね。そこで、おのの所管の省庁が決まつておりまして、たとえば非現業公務員の部会なども何回も会議をおやりになつておられる趣旨を承つております。そこで、それなりの話し合いの結果を人事院にも伝えてある、こう言うわけなんですけれども、このところは一体どういふ話し合いの結果になつておるわけですか。

○植木国務大臣 いま人事局長が総理府審議室と申しましたが、いまの関係閣僚協は内閣審議室の

所管になつておるのでございす。したがういまして、私の直接の所管ではないということございす。ただ、私がここで申し上げられますことは、人事院におきまして各省と協議を重ねながら具体案を作成中ではございす。これはいま人事院総裁が話し合ったとおりでございまして、私どももいたしましては、人事院が具体的な実施基準を策定せられますのを待ちましてこれに対応してまいりたいというふうに考えているのでございまして、人事院からは、いまお話がありましたように、まだその成案を示されていないという状況でございすから、私どもとしては、この際こういうふうにするということをお願いする段階には至つていないのでございす。

○大出委員 これは五回ばかりおやりになつて、ここに記録がありますけれども、いま総務長官おっしゃる通りに内閣審議室、ここに各省事務連絡会ですか、週休二日制関係省庁連絡会議、そこに第一、第二、第三、第四という部会があつた、こういうことなんです。そこで第一部会等の——これは私はかつて人事院に伝えてあるのかと言つたら、人事院にもオプザーバーで入つてもらつてゐる、なおかつまた伝えてある、こう言うわけですが、ここでこの試行等をやるについては各省一斉に、全官庁、門を完全に閉めてやつてもらいたい、それからやさしいところからやつて、むずかしいところは残すというところからやつて、こういうふうないろいろ話し合った結論があつて、そのことを人事院にも十分伝えてある——これは私が当時皆さんに承つたとおり書いてあるのですけれども、そのときの記録を持ってきたわけですから、ですから、私はいま範囲という問題を取り上げておりますので、こういうふうにご皆さんが話しになつたから、そのとおり書いたのですから、これがもし間違ひだと言ふならば、これは改めて審議室長さん以下呼んで質問しなければいけませんけれども、ここにちゃんとこういふ中身になつたのでこれを伝えてある、こう言うわけですから、間違ひがないかどうかという点を、審議室長

さんおいでになりませんか、承つておきたいのです。

○秋富政府委員 ただいまお尋ねの問題は、第一部会のいわば非現業の問題につきまして、私もこの春でございまして、この席においてお答えしたことがございす。これはいづゆる本実施と申しますか、週休二日を実際に施行するにつきて、それそれ関係省の意見を合したとき、全官庁がこれを行われるようにして、むずかしいところを取り残しにならないように、こういう気持ちであるということをお願いしたのでございす。

○大出委員 そこで人事院に承りたいんですけれども、この総裁の答弁の中の、いま範囲と言ひましたら、非常に慎重な答へになつて、そこが実はと言ふ。何か人事院が勝手に一人でやつてゐるようなことになつたんじゃないかと思つて、いまの問題を実は取り上げてゐるんですけれども、私も審議室長さんにも聞いてみたいろいろしてゐるわけですが、つまずき、部会が銀行もあるから一つふえて五つになつて、そこでそれなりに責任官庁も決まつて、そうして話し合はれてきてゐる。試行でも実施でもそれはいいですよ。秋富さん、おっしゃつてゐるんですから、そのとおりでもいいですが、ともかく難易の度合いにおいて、ここはやりいからやるとかいうようなことはやめてくれと言ふ。人事院だけで一人やるといふんじやなくて、関係各省庁も人事院と密接な連絡をするという前提もあつて、こういう部会があつて話し合いをしてゐるわけですから、何も人事院がほかと相談なしに進めてゐるわけじゃない。内閣の審議室でちゃんと部会をつくつてやつてゐる。だから、そのところをあわせ考えますと、私はやはり人事院の立場がなかなかむずかしいことはわからぬわけじゃない。わからぬわけじゃないけれども、少なくともここで後退するがごとき印象になることは、私は断じてこれは不賛成でございまして、そういう意味で、実は細かい中身をここにいろいろ持つておりますけれども、余りどうも細かい中身までここで取り上げて、一々根つ掘り葉つ掘りやる気はありませんが、少なくとも大きな筋として、いままでのやりとりをしてきたこと、これは変えていただきたくない。

そこで承りたいんですけれども、試行の回数、これは隔週、一週間置きという意味で、これは隔週実施するということになるかとすると、月二回なんです。いままでのやりとりは、隔週というふうな言い方の答へが出てきてゐるわけでありすけれども、この辺のところは一体どんなふうなことになるわけですか。

○中村(博)政府委員 先ほど総裁からも申し上げましたように、関係方面といろいろなお話を申し上げておるわけではございす。そこで、そのときにお話し申し上げる段階で私も申し上げておりますのは、試行をいたします場合に、大体試行日といひますか、その試行を行う日は、月の第一と第三土曜日でございす。こういふことで御意見をいただいておりますのでございす。いろいろこれにも御意見がございまして、先ほど総裁が申し上げましたように、今後やはり至急詰めていきたいというところで、いま私どもは努力をいたしておるつもりでございす。

○大出委員 これはたとえば自治省なんかにしても、私もいろいろなところから承つておりますが、おのの具体的な仕事を所掌してゐる面から、それらしい意見が出てくることは当然予測されてゐることもあり、あり得ることなんです。たとえば、消防をどうするとか警察をどうするとか。だから、非現業部会の第一部会なんかでも、警察、消防の議論も出てゐる。人事院だけが議論してゐるんじゃない。だから、そこは予側をされてゐるところなんです。多少の意見がそこにあつたからといって、あるいは行政管理局なんというのがありますから、これは改めて行管に承りますけれども、いろいろな意見があることは、初めから予測できないわけではない。だから前に出て物を言わなければならぬと総裁がお考

えになった御答弁をいただきましたが、つまり、そこらのこともあって、総裁がもう一遍、この辺で人事院がはつきりさせておかぬといかぬのだという、そういう意思を御就任直後にお持ちになったのだと私は思っている。というふうなことがあつたからといって、四項目の確認というようなことがございまして、何遍も言ってきたから繰り返してませんが、やはりやる以上は、人事院の方針を変えていないのですから、いろいろなことがありまして進めていたのだというわけでありまして、いま私が申し上げたような隔週という言い方を旧来されておられましたから、それならば仮に月二回ばかりやるとすると、年に二十四回か二十六回か知りませんが、そのくらいの試行をやることになる。そして最終的に残るのは範圍という問題になるわけですが、これが最後の詰めでございますけれども、もう一遍ひとつ、直接おやりになっておられる局長さんからでも結構でございますけれども、そこを一体どういう判断をなさつておられるのか承りたいと思ひます。

○中村(博)政府委員 先ほど総裁からも御答弁申し上げましたように、先生もおっしゃいましたように、いろいろな御意見があるわけでございます。それで、できるだけその御意見の、もちろん職員団体からも大変な御意見がありましたので、それをできるだけ早く調整したい、でき得べくんば双方の一致した御見解があればこれは大変スムーズにいくわけでございます。しかし、現在のところいろいろな情勢がございまして、これは先生も御承知のとおりでございます。

とにかく週休二日制の試行につきまして、私も大変熱意を燃やしておるつもりでございます。ですから、国民の御批判を賜つて、そしてもうそんな試行ならやめろということが言われないうちに、最初は規模は小さくともとにかく試行に入る。各方面の御了承を得つとにかく試行に入つて、そしてまたその後の情勢変化はそれに対応していこう、こういうことで、とにかく入りたい

ということでも熱意を燃やしておるつもりでございます。またそのような姿で、とにかく入るとお約束しました来年入りたというところでいろいろな案を御提案申し上げておるわけでございます。それで、先生もこれはとくに御承知でございます。もしやれども、最初十分の一とかいろいろなことを申し上げておりますけれども、それはそれなりに、何もしみつたれたことという意味ではなくて、現状に即した、私どもの入り方がスムーズにいくという、その視点に立つての考え方でございまして、いろいろ御意見があることは御承知のとおりでございます。その辺を、こいねがわくは大きな国民からの御批判を受けずに、とにかく試行することによって自後措置を考えていくというところで御納得いただけませんかということをお最中でございます。

○大出委員 先にこの話が出てまいりましたが、したがってそこをめぐらぬ細かいいろいろなことがありますが、そのことは、こまごまは入ることは差し控えることと先ほど申し上げたわけなんです。つまり、この試行をやつても、意欲を燃やしていろいろなことがある中で割り切つてやろうという前向きな御意思はわかるわけですが、けれども、だがやつてみたら、試行とは名ばかりであつたということであつては相ならぬという気がするわけでありまして、だから冒頭言つたようにいまの不況と言われる世相というものがあつた。ありますが、その中で帰休だ、やれ何だという問題が起つておられますけれども、組合の側は、だから二日制に移行せよという、激しい意欲で労使間でやりとりしているところもあり、私の知つてるところでも二日制に踏み切つているところもあり、ですから私の側から言われば、こういう時期だから悪いということではないので、これは、機械化が進んでいく中で時短というものは生まれてきたものでございまして、だから操業短縮という形が二〇%、多いところでは三〇%あるところもあります。それだけに、一体労使間で

どうこれを扱うかという議論の中に二日制という問題も出てきておるところもあります。だから、余りそのことを消極的にお考えはいただきたくない。さつき幾つか、警察だ消防だ、例を挙げましたけれども、やりにくいところがあることはわか。行管などの意見のあることもわかる。がしかし、それにもかかわらず、こまごま来るとあえておやりをいただかなければならぬという、こういう段階だと私は思つてゐる。だから、その一〇%などという、何だか知らぬけれども、やつてみたら名ばかりじゃないかということになったんでは意味がない。

だから、どうかそこところは、当該団体等々もあるわけでありまして、ましてスト権だ何だ、私は冒頭に申し上げましたが、団交権の範圍内というものを考えるといふいろいろなことになりかねない時期でもございまして。だからひとつ人事院の側で、総裁御就任以来一貫して、いろいろあるけれども、人事院としてはやる、こう割り切つて進めてこられておるわけでありまして、足らなければ、もう一遍勧告するなり、意見を出したつてどこも聞いてくれないなんてたわ言を言わないで、意見を出さずなり、ずばりあえてやつても進めていくという姿勢になつていただきたい、私はこう考へてゐるのでありますけれども、そこらの決意のほどをひとつ承つておきたいのです。

○藤井政府委員 基本姿勢はいままでどおりでございます。何ら変わらないということでございます。が、これは御指摘にもございましたように、人事柄の性質が他の人事院のいろいろの仕事と違ひまして、ほかならぬ、これは各省がその気持ちになつてやつてもらわなければならぬ。これはわれわれの方で引つ張つてやるというわけのものではないでございます。そこところが非常にむずかしいところでございますので、大変苦慮をいたしておるのでございますけれども、しかし三回にわたつて報告に触れましたその基本姿勢というものは、これはそのまま貫いてまいる所存であることは申すまでもございません。

ただ、いろいろな民間の不況その他の事柄もあり、また地方財政が大変困難な時期でもあるというふうないろいろな背景がむずかしいものが加わつておるといふ実情もございまして、それだけの立場からいろいろの意見が出てゐるということ、これは事実でございます。したがつて、それらの点を十分に調整を図りながら、やる限りはやはり円滑にうまくやつてまいりませんと、国民の批判というふうなことで、これが大きなつまづきになるといふようなことになつても困りますので、それらの点を十分見きわめながら考へてまいりたいと思ひます。

いまの範圍の問題はまだ微妙な段階でございますので、この席上で申し上げることはもうしばらくお待ち願ひたいと思ひますが、一割云々ということにつきましては、これは実は組合側だけでなくて、事務局の部内でも、果たしてそういうことで試行と言へるのかといった議論もございまして。したがつて、私はいまこゝで幾らというふうな申し上げることは差し控へますが、しかし一割というときには別にこたわつてゐるわけではないという点につきましては、申し上げておきたいと思ひます。

○大出委員 総務長官にお願いをしておきたいのですが、これは御存じのとおり長い懸案であり、民間で言えば銀行協会と全銀連の間では、文書による取り決めまでしているわけですが、ただ、取り決めた後で銀行側は政府に物を言つて、郵便局との関係あるいは小切手法だ為替法だとの関係もある、銀行というのは土曜日もやることは十八条で明定されてゐるのだというふうなことで政府に申し入れてゐる。大蔵省自体は銀行法全体をいじられることは困るという考へ方があつて、だがしかし、一つ間違つてそつちの方へ流れていくよりは、十八条だけで片づけばその方がいいかもしれぬという判断も、ある人が私に言いましたが、あつて、来年の六月ごろというふうなことで大平さんの答弁になつたといういきさつもある。それぞれあつちへ行つてもこつちへ行つてもいろいろな

障壁のある中を、文部大臣の言い方なんかでも、外国にあったように、学校の方だけは教育だといつて休まないことにした、ところが親の勤めてゐる会社の方は休みなつてしまつたから、子供のために休んだが休めないというばかなことになつて、改めて学校もというやうなことになつた歴史もあるから、だから文部大臣は賛成する、週休二日いいじゃないか、文部省としてもそれに対する対応策は考へていきたいというやうなことまで言つてゐるわけですから、いろいろな障壁は具体的にいふならばあるわけですが、さういふ障壁は、また不況だからというものが一つひつかかるのです。さういふニュアンスもなくてはならないが、さつき申し上げたように、民間の場合を例にとれば、だからこそ進めてゐる、進んでゐるというところもあるわけでありまして、そういう点を御考案をいただき、かつ、これは全く名ばかりじゃないか、やるやる、やるやると言つてきたからちよつとやつてみたという、それでもやつたんだなというところからというやうなことでもやつたんだなというところになる、これは逆の結果になります。したがつて一〇〇などというものは、これはもう願ひ下げにしていただくまで——こたわつてゐるわけではないとおっしゃるから、その意味では一〇〇だと言つてゐるわけではない、こたわつてゐない、いやというなら、一体どこがこたわつてゐないことなのかという中身を聞きたいけれども、範圍の問題との関連もありますから、そこまでは詰めません。どうかひとつ關係諸団体の方ともやりとりを切らずに、何遍もおやりになつてゐるわけですから切らずに、さつき御説にありましたように、働いてゐるのは、その団体に属する方々が働いてゐる大多数ですから、ひとつ納得し合へるところまでこれは御努力をいただき、詰めていただいて、そしてやる以上、確かにおつしやるとおきスムーズでなければなりません。そういう点も、期間はありませんけれども、人間お互い横着でございいますから、せつば詰まらぬとなかなかいい知恵は出ないものであります。だからその意味では、期間

がないと言つてもきやうのやきやうのことではないのですから、最後の詰めなんですから、そこをひとつ誤らずに踏み切つていただくように、これは総務長官が所管でございまして、総務長官に、人事院を含めましてそういう御配慮をいただきましよう。よろしくお願ひいたしますが、いかがでございますか。

○植木国務大臣 人事院がたゞいま作成中でございます実施基準につきましては、各省庁と詰めて入つてゐる段階でございまして、私もどなたかしてしまつても、速やかに成案を得ますように、調整と申しますか、まづめのための努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○大出委員 予算との関係もございまして、防衛庁長官のお見えになる時間、五時ごろということでございますから、この辺で私の質問を終わらせていただきます。

○藤尾委員長 中略雅弘君。

○中略委員 今年の賃上げ配分において、本俸の重視、それから組合員層は一律配分になつてゐますし、諸手当の改善についても生活給的な要素の強いものに限定されてゐますし、こういう点では職員団体等の要求も一定程度反映されたものになつてゐるわけですが、特に職員団体の皆さんからも強い要望のあります問題で、職員団体では指定職については据え置き、上位等級は四〇あるいは五〇以内、四等級以下は同率配分を基本にして六、七等級に上積みする、七等級は八等級を上回る引き上げ率にしてはしい等の要求が出されてゐますが、こういう要求から見ますと、今回の場合に、管理職手当の一〇〇カットをすることを明らかにしてゐるだけで、指定職は六・五〇、上位等級を一〇〇近く引き上げ、六、七等級への特段の配慮も避けてゐるなど、いままでの上厚下薄の現行給与体系そのものを改善するといふ点では、全体の引き上げ水準の低さとともに十分満足できるものではないと思ひます。

特に、最初に何点か御質問したいのは、特権官優遇の給与体系が、昇格の優遇処置とともに職員団体の中でもない非常に大きな問題になつてゐるわけですので、この点について二、三御質問したいと思ふのですが、先日結成された国公務連の新聞を見ますと、なかなかうまいことが書いてあると思ひましたが、こういう記事が出ています。特権は新幹線の超特急のやうな勢いで昇格してゐるが、一般職員は特急、急行待ちの多いローカル線普通列車並みで、差別がひどい。しかも問題なのは、新幹線のレールの上はローカル線の列車が絶対に走れない仕組みになつてゐるというやうな記事が出てゐました。大変うまい言い当ててゐるのじゃないかと私は思ひます。

たとえばこれを、人事院の国家公務員の給与実態調査による行(一)の等級別在籍者数を昭和三十一年七月と五十年一月とを比較しますと、三十二年には三等級以上が三千五百五十五名あつたものが、昭和五十年には指定職を含めて一万六千五百十六名と、その増加率が四・七倍にも達してゐるわけですが、これは行(一)の職員全体の増加率一・四倍の三倍強にもなつてゐます。これでは政府や人事院の人事行政が特権官の優先と言つても仕方がないと思ひます。最初、こういう職員団体からの指摘があるいは私が取り上げました事実、こういう点についてどのようにお考えですか。

○茨木政府委員 行政職(俸給表及び指定職俸給表全体を含めて)の運営の問題でございまして、これは三十二年のときに一応新俸給表になつて、その後さらに三十九年に指定職俸給表ができてきたわけですが、この間に人事の構成が大変変わつてきたといふこともやはりお考えいただかなければいかぬ問題だらうと思ひます。二十年当時で、約四十二、三歳で次官が大体任命されておつたわけですが、三十年ころになりますとそれが約二歳ぐらゐ上がつてまいつた。これが最近でございまして五十二、三歳といふことで、その間に十年以上年齢が上がつてまいつております。

その間に、逐次その処遇を考えながらその俸給表を運営してきたわけですが、たとえば、たとえ俸給表の構造上でも特三を入れますとかいうやうなことをやつたり、あるいは号俸を延長しまつたり、いろいろなことを対処しながらやつてまいつたわけですが、その一環として指定職俸給表もつくられてゐたといふ、そういう経過でございまして、それは何れも上の方の人たちだけを処遇するといふことではなくて、逐次上の方へ抜いていきました。下を逐次上げてまいつたといふことであるわけですが、でありますから、係長クラスあるいは課長補佐クラスの辺がずつと順次上の方に上つてまいつたといふ、こういう処遇をしてまいつてゐるわけですが、でございまして、大體四十年代、三十九年のころは一番人員の多い層が七等級にあつたわけですが、それが数年で六等級に上がり、さらに現在では五等級の方に一番多いところが上つてまいつたといふやうに、こぶが二段階そこをすつと上がつてきてゐるわけですが、

そういうやうなことで、公務員の人員分布というものが、終戦当時入りました方がそのまゝすつと上がつてきてゐるというやうなこともございまして、いわゆる中高年問題と言つてゐる様子を示してゐるわけですが、さういふものの対応のためには、やはりさういふ措置を講じなければいかぬのでございまして、いま一つの指摘をされましたやうな意味のいわゆる特権官優遇を処遇するためにさうしたといふことではなくて、さういふふうになつてまいりませんと、全員がやはり頭押さえになつて上がつてまいらない、さういふやうなことに相なるわけではございまして、さういふ点をひとつよくお考えいただきたいと思つております。

○中略委員 いまの問題を、職種別、学歴別の賃金格差を見ますと、たとえば行(一)の上級甲の場合、具体的な例で一つお話ししますと、たとえば二十二歳で入省し、初めは七の二で八万五百万、三十歳勤続八年で十三万二千七百円、四十歳十八

年で二十万六千六百円、五十五歳三十二年で六十六万六千というようにどんどんと拍子で上がつてくるわけです。初級の場合で見ますと、二十歳勤続四年で七万四千六百円、三十歳十二年で十万五千六百円、四十歳二十二年で十五万六千四百円、五十五歳三十七年で二十四万七千六百円というぐあい非常に大きな格差がつけられていくわけです。私は、いま言ったこの職種別、学歴別の賃金格差を見て、特権優先の姿勢というのは非常に歴然としていると思うわけです。

たとえばその実態を、これは資料であります。通産省の本省で見た場合に、ちよつと年限は古いのですが、昭和四十四年の一月現在における通産省の本省内部の部局における管理職員の実態で見ますと、管理職員の百三十二名のうち高文または上級甲が百二十五名というようにほとんど独占しています。一般の採用者はわずか三名であつて、しかもそのポストは管理官、大体専門官どまりという状態です。そしてこういう事態は今日においてもほとんど改善されてない。これは決して通産省だけじゃなくて他の省庁においてもほぼ同じような状況ですから、こういった一、二の例を見ても特権優先の姿勢というのは私は隠しようがないんじゃないかというふうに思うのです。先ほど人事の構成が変わつていとお話もされましたけれども、いまの私が挙げたこういう実例を見ても、これは歴然じゃないですか。

もう一つ、これは具体例を挙げて、名前を挙げて失礼ですが、これもある新聞に出ていたから取り上げますと、たとえばいまの電源開発総裁、前の通産省の事務次官岡角さんの場合をずっととってみますと、昭和十七年の九月に東大の法科を出て、十七年十一月通産省へ入省ですね。二十四年十二月に大阪府の商工課長、二十八年十二月大臣官房審議官、二十九年の一月に大臣官房調査課長、三十一年六月審議官、三十二年八月大臣官房企画室長、三十二年にフランス大使館一等書記官、三十六年企業局第一課長、三十八年大臣官房総務課長、四十年六月企業局次長、四十

一年三月に鉱山局長、四十三年五月官房長、四十四年十一月企業局長、四十六年六月に事務次官、現在電源開発総裁というふうな、この昇格の超特急ぶりは、この事実を見ても私は非常に明白だと思ふのです。同じ年齢で初級採用の職員は、そのほとんどは課長にもなつていませんし、大体補佐の高位号俸に格上げされているのが実情だと思ふのですが、具体的などういふ例を挙げれば切りがないわけですが、いま二、三実例を挙げました。こういう特権優先の姿勢というのは否定したい。こういう特権優先の姿勢というのは否定したい。この点どうお考えなのか、またこういう点の人事行政をやはり本格的に検討し、改善していく必要があると思ふのですが、この点についてのお考えを聞きたいと思ひます。

○茨木政府委員 いま、初級採用の者とそうでない者との昇進の仕方等について実例を挙げてお話しなさいましたが、私の方の給与制度をどう決めていくかということは、大きな点では官民比較をしながらやつていっていただくべきです。初級の初任のところが、あるいは中級試験、それから上級試験というふうなそれぞれの対応のところで初任給を決め、それからその後の状況等も、係長クラスなり補佐クラスなり課長クラスなり部長クラスなりというふうな対応のところを、それぞれの民間と比べながら、対応の処遇を考えていっていただくべきです。そういう面を言えども、やはり同じような官民の間で人事採用をやつておるわけですから、特段にこちらを抑えておるわけでもないから、特段にこちらを抑えませんでしたというふうなことは、人材がこちらの方に集まらぬということになつてしまふわけではございません。やはりその点も考えながら、民間の処遇とこちらの処遇とを対応をしながら考へていくというふうな持っていかなければいかぬものだらうと思ひます。

そういう点から見ますと、いろいろな給与関係の雑誌等にあらわれております民間の、そういういま御指摘なさいましたような処遇の点等についても、いろいろ棒グラフ等で書いてあるのを見ま

すと、それぞれの一般的な昇給ラインと申しますか、そういうものは、やはりそれぞれ相違がございます。そういうものは、やはりそれぞれ相違がございます。そういふものを踏まえながら、こちらでも考へておるわけではございません。特段にそれじや国家公務員の方が民間に比べて対応のところでよろしくなつておるかというところになります。決してそうではない。むしろ一般に言われますのが、初級採用の方が得をし、大学出の方が損をしているというふうな、公務員の関係では言われる場合がある。そういうふうなことに実は相なつておるのではありません。

また御案内のように、毎年の俸給表の改善でも、上下の関係では率でいけば上薄下厚というところになるわけであつて、そういう点で言へば、三十九年当時は、指定職の、要するに次官相当のところと初級の初任のところが、今に比べて倍と、十七倍程度の差があつたものが、現在では十倍というふうな差が圧縮されておるという関係になつております。まあ御指摘のような見方で評価されますことは、私も私としては大変心外な気持ちでございます。

○中略委員 官民比較の対応だというお話が出てくるわけですが、これは後でもう少し……。まあ私は比較の仕方について問題があると思ふのですが、もう一つ具体的にお尋ねしたいのですが、たとえば人事院の標準職務表の変遷で見てみますと、特権と一般職員の昇格格差、これは非常に歴然としていて私は思ふのです。昭和三十三年の四月と昭和四十九年の四月と対比させてみますと、特権は二階級特進しているわけですが、一般職員は据え置きまたは一階級しか上がつていない。たとえば本省について見ますと、いまの昭和三十三年の四月と四十九年の四月と対比させますと、事務次官は三十二年は一等級であつたわけですが、四十九年には指定職甲、部長は二等級から指定職乙、課長は三等級から一等級、それぞれ二階級特進しています。ところが補佐は四等級から三等級、係長は五等級から四等級に上がつておるにすぎないわけですし、一般職員はそれは

推して知るべしという状態ですね。末端の出張所等をとつてみますと、五、六等級の所長、七、八等級の係員はそのまま据え置きで、一部が七等級から六等級へ上がつておるにすぎないわけですから、改善の跡はほとんど見られない。ここにもやはり先ほどの一貫した姿勢が浮き彫りになつてくるんじゃないか。

私たちは職務給の体系には反対ですが、人事院は特権を優先するという余り、いま例に挙げましたように、この職務給の体系自身をみずから崩している点があるのではないかともし修正をするならば、みんな二階級ずつ上げるという必要があると私は思ふのですが、この点はどういうふうにお考えですか。

○茨木政府委員 この見方でございますけれども、先ほど特三というが、三十九年に課長補佐クラスを二つに分けたというのを申し上げたわけですが、その影響で見かけが二段階ずつ上がったように見えますが、実質的にはやはり一つしか上がりは上がつていないわけでございます。

これは先ほど、一番最初の御質問にお答えしたときに申し上げたのでございますけれども、一般の職員の方は昔から六十歳前後のところまで行けたわけでございます。この点は従前と現在と変わつてないわけでございます。ところが上の方は、先ほど申し上げましたように、次官のところは四十二歳くらいで首を切られておつたわけでございます。それを合わせると全部首を切られておつたわけでございます。どこかに流れておつた。それが十年以上も延びておりますから、漸次それがはば二十年の間に、処遇を考えながらそういうふうなことがおさるようになってきたわけではございません。そういう関係からいろいろ処遇上の問題を考へていかなければいかぬ点があつたことは事実でございます。

そういう意味で、別にこの層だけを特に上げたというのではなくして、先ほど申し上げましたように、各等級別人員分布の山が七等級から六等級、五等級というふうなすでもう二つもずれ

上がつてきているという事で、おわりのように、全部が年齢が上がつてまいりましたものと相呼応しまして、そういうような人員分布も変わつてまいりました、こういうように解釈いただかなければいかぬのだというふうに考えております。

○中略委員 じゃ、たとえば別の角度でもう一つ資料を挙げますけれども、政府関係の法人の天下りといひますか、これで見ても、その特権官僚の優遇の問題というのは私は非常に明白だと思ふので、七四年の十月に政務協が調査した資料が手元にあります、これを見ますと、六十四の法人の中の役員四百十九人のうちの実に八〇％近く、七八・三％が天下り組で独占されています。部内からの登用はわずかの割合程度しかありません。役員数百二十三名のうち、内部登用が五名、民間登用が四名です。これは七三年十一月から昨年十月までに就任した役員なんです、これを見ても、その八五％が天下り組だということ、しかもこれらの人たちは大体数年間いて数千万円に上る退職金をもらつて、また関係法人を渡り歩くというふうなもの、この経歴を見ますとあるわけですね。この政府関係の法人、直接的には総理府の人事局の所管ですが、こういう点を見ても、全体としてこの特権官僚の優遇問題というのは、職員団体から指摘されているように、この姿勢というのは共通をして

いるのじゃないかというふうに私は思うのです。先日、十月二十四日ですが、この問題で国公務連職員団体の皆さんと森参事官が交渉をされていますが、この席上で国公務連の方から、特権と一般職員との昇格格差について合理的な理由をひつ示してほしいという事に対して、森参事官の方から、職務の複雑、困難度が高まったということ、先ほどから答弁にありますが、民間との対比だということをお答えになっていますが、十分な説明ができなくて、改めて十月三十一日に公式見解を出すということになったという事に私は聞いています。この点で十月三十一日に公式見解を出すという約束をしておられるそう

ですから、この点についてはぜひ約束を守つていただきたいと思います。この特権と一般職員との昇格格差が非常に大きいという問題についてこの理由です、森参事官はきょうお見えになっていませんが、皆さんの方からこの場でこの問題についての見解もお聞かせ願いたいというふうに思っています。

○茨木政府委員 三十一日はほかの審議会に出席するため、当初しばらくの間私もお会いという約束になっております。後は次長に引き継ぐつもりでございまして、その際よく話を承つて、大体いとお答えしたような筋道には相なることだろうと思ひますが、よくお話をしておきたいし、またさまたいというふうに考えております。

ただ、いろいろ採用の窓口がそれぞれ試験の種類ごとにございまして、それで各省の人事当局もそれぞれ省の方針に基づいて人事の運用をやつていらつしやるわけにございまして、それぞれ係長以上という事になりますと、やはりその人の適性、能力、勤惰、そういうものが総合的に勘案されて、非常に激烈な競争の過程に置かれてから選抜されていくというのが実情だろうと思ひます。必ずしも当初入りやす入り口が、何も初級、中級、上級であるからそれぞれルートが完全に決まつておるわけじゃなくて、初級でも上の方に行かれる方もございまして、中級、上級でも途中で足踏みになってしまうという方もございまして、それはやはり大変な競争であることは私は間違いないと思ひます。そういう過程に昇格されておるわけにございまして、給与の面からのみ大数の観察で一括これを論議するといふわけにもなかなかない面があるものではないかというふうに考えております。

○中略委員 先ほど官民対比ということもお話しになりました、国公務連職員団体の皆さんとの交渉の席上でも、民間との対比でござるんだと参事官が発言しておられるようですが、私はこれをいまの理由にするというところに非常に問題があるんじゃないか。これは給与問題が出てくる

たびにたびたび問題になっているわけですが、人事院の皆さんが官民対比ということをやつておられる対応のさせ方ですね。第一番に、職務分類を公務の場合は等級別区分だけにして、民間の場合は規模と職名の組み合わせになっているわけですね。そして第二番目に、公務の場合は同一職名であつても二つ以上の等級にまたがっているにかかわらず、一つの等級にまゝとされているわけですね。民間の場合は本社、支社、支店、営業所などの組織区分、これを度外視して、職務評価を同一職名一本にくくつて、という対応のさせ方になっている。そして具体的な対応のさせ方になると、三等級以下になると、対応を一ランク落として、しかも平均年齢が十歳も若い民間労働者と並べているわけですから、この対応のさせ方ですね、この問題の改善がないと、やはり民間対応でこうなるんだということが理由づけにならないんじゃないか。この問題は、お話を聞きますと、職員団体の皆さんの交渉でもこういう点が出まして、森参事官も、この問題は頭の痛い問題だといふ発言をされていたという事を聞いていますので、すけれども、私はその点で人事院にお尋ねしたいのですが、職員団体の方から出していますこの対応のさせ方、基準職務表の準則と標準労働者の比較というより合理的な提案にもう少し耳を傾けて積極的な検討をなさるべきじゃないかという考えを

持つていくわけですね。この職員団体からの提案について、この点では公制審の答申でも、四十八年だったですか、「国家公務員の給与については、」

「その基礎となるべき調査等に、職員側および当局側の意見を聴く制度を設けるものとする。」という事が言われていますが、やはりこの方向に沿つて、職員団体が提起している問題について十分耳を傾けて、改善について検討されていくということが必要ではないかと思つておるわけですが、ひとつこの点についても御答弁をお願いしたいと思ひます。

○茨木政府委員 勧告の調査段階でも、各組合及び任命権者側のそれぞれの要望をお聞きいたしま

して、調整をしながら調査方法等も最終的に御決定いただいております。この対応関係の問題は大変むずかしい問題でございまして、比較いたしますときに、いま十歳も若いところと比較してということをやりましたが、具体的に比較いたしますのはそのようございまして、同一職種の同一年齢のところの民間の平均給与が幾らになっているかというその給与を、こちらの同一年齢の公務員数のところにぶち込むわけにございまして、そんな十歳も違う層を斜めに給与比較をするという事ではございせん。平均給与の比較は、年齢別、地域別等いろいろありますが、そういう対応別にいたしました細かい比較をやつておるわけにございまして、層によりまして、こちらの方が大変人事が促進している層は、民間よりも早い年齢のところが上の方に上つていくということもございまして、逆に上の方が詰まつておるようなところは民間の方が早いという場合もあり

ます。同じ民間でも、最近の会社でございましてと人事が非常に早い。しかし、大手の明治以来の会社みたいなところでもございまして、ほとんど全くこちらと同じような年齢対応になるようなところもございまして、そういうふうな会社別に見ますとやはりいろいろございまして、そこでこちらの方は、対応年齢のところの同じ年齢のところのものを

持つてきて比較する、こういうことをやつておるわけにございまして。

あと、組合の方から森参事官との折衝の際に出ました問題等は、これまた別の機会によくお話をしてみないといふかぬだろうと思ひますが、これは標準職務表からんだ話も出ておつたようござい

ますが、そういう問題でございまして、やはりいまの人員分布が、標準的なものであるかどうかという事をよく考えながらやはりやっています。と、そのことが過ぎてしまふはまた通常の状態に返るわけにございまして、その辺のところを考えると、標準職務表の方はやはり考えていかなければならないものだろうというふうに考えており

ます。

○中路委員 いまの問題で、もう一度一言だけお聞きしておきたいのですが、先ほど言いましたように、公制審の答申でも、こういった問題について、給与等については、その調査については職員側、当局側の意見を十分聞く制度を設ける問題について答申も出ているわけですから、いま職員団体が一つの提案をしているわけですから、この点については、やはり十分検討していただく、そしてより合理的な改善をひとつ図っていただく、というふうな考えのわけですが、この点についてはもう一言、ひとつ積極的な姿勢を示していただきたいと思うのです。

○茨木政府委員 この調査及び対応比較の問題については、職員側、それから各省側、それから地方の人事委員会等からもそれぞれ意見が出されておりますし、それから一般のやほり世論というふうなものもいろいろございます。なかなかそれぞれ立場で有利な方を主張されますから、やはりその辺の調節をとりながら、国民の納得の得られる調査方法を決めていきたいと思います、私どもの給与勧告がいろいろの方面に使われておるといふこともあり、また、私どもの層は大体税金で賄われているというところもございまして、その辺のことともいろいろ考えながら持っていかなければいかぬので、毎年苦心しながら考えておるわけでございます。

御趣旨のように、意見聴取制度についての公制審の御意見もございまして、特に専門の参事官も設けていろいろ意見を聞き、それらの意見のございしましたものは全部院議に、こういう意見がございしましたというのを書類にいたしましてずつと一覽表でお目にかけて、御審議いただいておりますようにさせておるところでございます。また、その時期には十分よく意見を聞きながら運営してまいりたいと思っております。

○中路委員 時間が限られていきますので先に進みますが、もう一つ、いま大きい問題になっていきます中だるるに問題について幾つか御質問し

たいのですが、これも表で見ますと、行(一)のたとえは各等級別の間差を見ますと、間差減額対象者です、それと、第二双子上位該当者は、五等級、六等級の場合、これを在籍者数に対する比率で見ますと、この両者の合計で、これは七五年の資料ですが、五等級で八・九・一、六等級で八・九・五というふうな最も高くなっています。また、これを六五年に比べても、その比率は大変ふえていますし、これを見ても、行(一)の五等級、六等級の高位号俸に格づけされた者がふえていて、昇格の頭打ちがはつきりこの表の中にも出てくると思えます。しかも人員で見ますと、ここにその圧倒的部分が集中しているという状態になっていますが、この点も、先ほど御質問しました特権の優遇ぶり比べて、見過ごすことができない問題だと私は思います。このような問題について、現状を放置しておいていいかという問題ですが、どのようにお考えですか、今後この改善について……

○茨木政府委員 この点については、昨年あたりからこちらの委員会でもいろいろ意見を申し上げておるわけでございますが、ことしの俸給表の改善でも、相当中堅層の改善に重点を置いておるわけでございます。昨年度もそうでございますが、……、そういうことで、ことしはなにかは、特に各等級の各号俸の引き上げ率がほとんど類似の引き上げ率になるというふうなことをとっておるわけでございます。それからもう一つそのほか、毎年俸給表の等級別の人員分布がどういふ号俸に分布しておるかということを院議で御検討いただきまして、そのピークのところがどういふずれを示しているかというところを見ながら、号俸延長のようなものもやってまいっておるわけでございます。号俸延長をいたしましたり、それから昇給間差額のいわゆる折れ曲がり申しますか、そういうところを起こしてまいったりというふうにしながら、この俸給表というものを改正する案を御提案申し上げておるわけでございます、そういうことで、中堅層というもののについては、さう

ん配慮をしまいたったわけでございますが、ただもう一つ私どもとしてやはり見解がございしますのは、総体が比較較差の中の配分になりますから、初任給とまたこの中堅層との間の配分をどうするかというところが、大変組合の内部でもいろいろことしあたり御議論があったようでございますが、私どももやはりさういう目で見まして、いろいろ考えていかなければいかぬ問題があるというふうに考えております。ことしも、昨年の際の附帯決議の問題もございまして初任給にもある程度配慮しなければいけなかった点もございしますが、事情の許す限り中間の職員のところ配分をしまいたるというところで、六等級、五等級、四等級、この辺にも相当手厚い配分をやった結果が、先ほど申し上げましたような各等級内の各号俸ごとにとほとんど類似の昇給引き上げ率になったというふうなことに相なつておるわけでございます。したがって、たとえば例示をいたしますと、五等級と四等級の俸給表の構造を比較していただきますと、五等級のある号俸と同じ金額のものを四等級のところでも吟味していただきますとわかりますように、引き上げ率では五等級の同じ金額の号俸のところの引き上げ率の方が大きくなつておるといふような限度のところまで、さういふいろいろの処遇を考えた俸給表構造を御提案申し上げた次第でございます。

○中路委員 いまの問題をもう一つ間差率で見ても非常にさつきり出てきていると思うのです。四、五、六等級の間差率を行(一)の各号俸別に見ますと、四の十五、それから五の十五、六の九以降になりますと、級別の平均間差率をずっと下回つてきているわけですね。しかも構成で見ますと、この四、五等級などこの部分に職員が集中しているというところで、この間差率で見ただけでも中だるるみか四等級、五等級にきているということも非常に明白な事実で、統計が出てきていると私は思いますので、やはりこの点の大きな改善がぜひとも必要だと思ふのです。

か例で質問を続けていきたいと思ひます。先ほどの特権と一般職員との問題にも関連しますが、昇格で見た場合、たとえば特権と一般職員の昇進の実態をある省の例で見ますと、上級・高文の事務系をとって見ますと、二十四歳、経験二年で係長、それから二十八歳六年で局長、三十八歳十四年で課長、四十八歳二十六年で局長、五十八歳十八年で次官になっておるわけですが、一般職の職員の場合、男子をとりましますと、早い者で二十八歳十年で係長、遅いのは三十九歳三十三歳十八年で係長、班長になれるのは早い者で三十九歳三十一歳、遅いのは三十九歳三十四歳二十六歳もかかっているわけですね。しかも課長以上には上がないという状態です。女子になりますと、その差別はもっとひどい。三十九歳三十一歳でやつと係長になれるだけで、それ以上には上がないようになつておるわけですね。こういった昇格の格差、非常に大きな格差がつけられていますが、こういう問題についても抜本的な改善の検討が必要ではないかと私は思ひますが、この点についてもひとつ御意見をお伺いしておきたいと思ひます。

○茨木政府委員 ただいまの問題は、給与上の問題というよりも任用上の問題だろと思ひますが、先ほどもちよつと触れたと思ひますけれども、入り口がいろいろな種類があつて、やはりそれぞれの役付段階等から順次その力量を見ながら上げていっていただくわけでございます、その辺のところは、幹部養成と申しますか、さういふものをどう考えていくかというそれぞれの省の御方針もございまして、一律にどうこうというふうな給与上の問題からだけこれを論ずるというわけにはまいらぬ問題だろと思ひます。実態としましては、先ほど申し上げましたように、それぞれ人の力量によつて、初級で入りましても上に上がる方もあれば、中級、上級で入りましても途中で足踏みするといふのも実態でございまして、やはりそこは各省ごとにそれぞれ人材抜できという気持ちで人事を運用されておるものだというふうな考

えております。

○中路委員 これは私は総裁にも少し答えていた
だきたいのですが、一般職の給与が適用されてい
る職員の採用年次別の構成の表を見ても、これ
終戦後大量の職員が採用されたわけですが、これ
らの職員の人たちは戦後のあの混乱の時期に行政
を支え、また今日の行政水準をつくり出してきた
中心でありまして、また今日でも中堅職員として
行政を支えている人たちだと思ふのです。これ
らの職員が大体四十歳から五十歳の間に集中して
大きな山をつくっているわけですが、先ほど幾つ
かの例で挙げましたが、これらの職員の人たちが
現行の職務給の体系のもとで大体行(一)の五、六等
級、行(二)の二、三等級の高位号俸に格づけされ
まま放置されているというのが現状だと思ふので
す。人事院もこの山を切り崩すためにいろいろの
方策を考えられているわけですが、たとえば定年
制の導入の問題とか、退職勧奨の運用の強化だ
とかありますけれども、私は、この職員の待遇改
善の問題というのは、たとえばこういう方法では
なくとも根本的な改善が必要なので、ポ
ストとポストをふやすというだけでは、ポ
ストをつくって救済措置をとるというのでは余りにも
多くてどうにもならないというのが現状だと思
います。思い切つてやるとすれば、十年くらいの時
限立法で暫定定数を設ける以外に解消の道はない
と思ふのですが、これは人事院としても大きな決
断を要する問題だと思ふますし、そう簡単なこと
じゃないと思ふのです。このいわば中堅職員の中
だるみ、この是正についていま特段の配慮が必要
になってきていると思ふのですが、この問題につ
いてひとつ総裁から具体的なお考えをお聞きした
いと思ふのです。

○藤井政府委員 職員の構成の問題の中でいま御
指摘になりました点は、これはわれわれも大変重
大な関心を持って対処をしてみなければなら
ぬ問題であらうかと思つております。ただ、その
点は、ただ単に給与だけというふうなことで処理
のできる問題でもございません。しかし、また他

面そういう構成の中で、非常に集中してきている、
たくさん集まっているというものにつきましては
何らか根本的な対策というものが並行して考へて
いかなければならないというところがございませ
しとして、中だるみの解消のためだけというこ
とではございませんが、たとえば五等級にいたし
ましても、主任制度というものを設けて、そこへ抜
けていくような方策を、われわれとしてはできる
限りの措置として考へて運用しているというよう
な面もございませう。それと別問題といたしまして
は、いまお話しにもなりましたような定年制の問
題等を含めまして退職管理の問題、あるいは勧奨退
職の問題、それらの点もひとつ並行いたしながら
考へていかなければならぬ問題であらうかと思
つております。われわれといたしまして、この問
題は放置をいたしてよいというふうな考へておる
わけではございませんで、いろいろな角度から検
討を加えて、できる限りの配慮を将来ともども考
えてまいりたい、かように考へておる次第でござ
います。

○中路委員 私はこの問題と関連して、まだ行(一)
の問題や男女の差別の問題で、取り上げたい
と思つたのですが、防衛庁職員の問題もきょう一
緒に審議をするというお話で、これはどうしても
一言物を言わなければならないと思つていますの
で、ちょっと先へ進みますが、「国家公務員の給
与改善に関する要望」というのが、五十年の七月
四日に各省庁の人事担当課長会議というもので要
望書が出されているわけですね。この要望書を見
ますと、具体的に提起されていますが、

さきに当会議は、「人事行政に関する関心事
項」において、職員構成上のひずみを指摘し、
その適正化のための整合性ある人事施策の実施
を求めたが、現に存在するひずみに対処し多数
の職員の勤務意欲の維持、高揚を図るために
は、勤務条件の根幹をなす給与の面の充実、改
善をゆるがせにはできない。当会議は、以上
のような観点から、本年度の国家公務員の給与

に関する勧告に当つて配慮されたい事項につ
いて、次のとおり要望する。」
というところで、具体的な要望が出ています。
一つは、俸給表の改善ですね。行政職俸給表(一)
について

本俸給表適用職員については、中位等級(三
六等級)に典型的にみられるように、中堅層職
員の高位号俸化傾向が著しいので、職員構成の
ひずみが解消されるまでの間、昇進管理の適正
化を図るため次の諸措置を実施すること。

イ 等級別標準職務基準の改訂
ウ 号俸数の増加及び昇給間差額の拡大
それから、行政職俸給表(一)、すなわち行(一)につ
いて

本俸給表の適用を受ける職員の職務において
経験や習熟度が果たす役割が大きいことにかん
がみ、等級構成を簡素化するとともに、昇給間
差額の改善、格付に当つての部下数の制限緩和
等その処遇の改善を図ること。

等その処遇の改善を図ること。
等その処遇の改善を図ること。
等その処遇の改善を図ること。

○茨木政府委員 人事課長会議の代表の方が五
六名参られまして、それぞれの要望内容について
御説明なさいました。直接総裁等にお聞きいた
いたわけでございます。

それらの要望の中で、実現できずものはそれ
ぞれの段階で実現していくということで先ほどい
ろいろ——いま提案されております勧告の内容の
中にも盛り込まれまして、先ほど言ったような
それぞれば四等級、五等級、六等級というよう
なところの俸給表の改善の考え方、あるいは号俸延長
あるいは間差額の改善、そういうところからこの俸
給表の方としてはそれぞれ取り入れられておるわ

けでございます。
それから、級別定数に關します御要望もござ
いますけれども、そういうものはこれから予算時期
にどう考へていくかというところを検討をしてい
くというところに相なうということでございます。

それから、俸給表については、等級については
今度は新設を一つ御提案申し上げておるわけ
でございますけれども、統合というような問題も出
ておるようでございます。これはなかなかそう簡単
にいく問題ではないので、一応いまの中ぶくれの
人員構成の縮小的な意味で、いろいろの要望が出
ておるといふふうには考へておりますけれども、
それそれの関連事項ごとく決めてさしていただ
いて、実現できるものから実現を図り、あるいは提
案を申し上げておる、こういうことでございま
す。

○中路委員 この問題と関連してもう一点だけお
聞きしておきたいのですが、この要望の中にも行
(一)の問題について、たとえば格づけに当たつての
部下の数の制限緩和等処遇の改善を考へてほしい
という要望が出ていますが、昨日二十七日の国公
労連との話し合い、交渉で、森参事官が出席され
ておりますが、行(一)の問題で部下の数で格づけを
制限しているという問題に関連して、運転手に何
人の部下があるかということが格づけの重要な要
素になるといふのは制度的におかしいのじゃない
かということ、これは検討すべきであるという
意見が出たわけですね。これはいまの人事担当課
長会議の人事院への要望書の中にも出ておる問題
ですが、この問題については、昨日は森参事官の
方はほとんど説明できなかったというお話です
が、ことしの昇格の運用でこういう問題を検討さ
れるのかどうなのか、この点をもう一点お聞きし
ておきたい。

○茨木政府委員 その問題は、ここ二、三年、行
(一)の關係の問題としては出ておる問題でござい
ます。それは車庫長の問題でございまして、運転手
そのもの問題ではないわけですね。車庫長でござ
いますから、その格づけをするのにどの程度の運

る縮減をされる検討をされているという中で、あえてこの問題を二月からどうしてもというところで出される緊急性といいますが、一般職員との対応も考えると、この点について私は賛成できないわけですが、長官の方から、この問題をいまの時期にどうしてもこの改正案の中に織り込んで出されたという理由、それについて一言お聞きしておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 私、防衛庁長官になりまして、防衛庁職員給与制度等研究調査会、この中間報告で、特に本答申を待たずして緊急にやるべきであるという御答申も受けたわけでございます。それからもう一つは、本年度の予算を策定いたしますときに概算要求が出ておりましたので、どう考えてみましても法律で居住を拘束されておるといふのはほかの職種にはない、この点をわれわれ重視いたしまして、それからまたもう一つは、これをやることによつてはなほだしく他官庁の職員等に影響を与えるというようなことがあつてはならない。それからいま一つは、たとえば光熱、水道、トイレ、トベーパーといふものすらも引かれておるといふことで、やはり名実ともに實質的に食事がただだというにすることするのが素直だ、こういう観点からやつたわけでございますが、何分にも大蔵省の壁が厚うございまして、私としては半年度分というふうな要求をいたしたわけでございしますが、それが二カ月分というにおさまつたというところでございます。

○中路委員 私は、あえてこの時期にどうしてもということではこの改正案を出される緊急性といふ問題については納得できないわけですが、ぜひこの問題については検討をしていただきたいという強い意見を持つてゐるわけですが、それでなければ、職員の給与法が一般職員の改善に及ばない、対応した形の改善であれば、その点については、先ほど言ひましたように家族を抱えた物価高の中の生活ですから、この改正案についてあえて正面から反対するという気持ちはないのですが、この問題については、いまここで問題を出された根拠に

ついてどうしても納得できないという意見だけは述べておきたいと思うわけですが、

時間になりましたけれども、あと一、二問だけ……。

週休二日制の問題について一、二点、簡潔にお尋ねしておきたいのです。試行基準案の提出の時期の問題ですけれども、これまで人事院の皆さんが九月中旬に出すとか秋に出すとかおっしゃつていましたし、ことしの八月の公務員共闘と人事院総裁の交渉の中でも、総裁自身が、九月中旬に基準案を示すという方針について、いかなる情勢の変化があつても既定方針で実施したいというふうな答えられておりますが、まだ出ていないわけですが、余りぎりぎりになりますと、各省庁もいま検討がされているわけですから、試行計画が不十分なまま試行に入つた場合にはその結果についてもいろいろ影響を与えますし、また各省庁が独自のテストの計画を進めているわけですが、最後の詰めの段階になると、人事院の基準案が出てからというところで最後の段階に踏み込めないという状況にあるわけですね。その点で一点、まずお聞きしますが、人事院が試行基準案の提出時期を明確にするべきだと私は思うのですが、いつ、お考えになつていますか。

○藤井政府委員 先刻もお答えをいたしましたところでございますが、現在各省庁あるいは職員団体関係と緊密な連絡をとりながらいろいろ具体案について調整をやつておるわけでありまして、私の当初の予定よりは若干その作業が手間取つておるといふことは事実でございますけれども、テストの実施は来年からという一つの期限がございまして、それとにらみ合わせで、できるだけ速やかに試行基準案といふものを作成して正式に各省庁にお示しをしたいと思つております。実際上の作業は何回もやつておりました十分連絡がとれておりますので、試行基準ができましたならば、それに基づいて具体的な各省庁の案もそれほど長期間を要せずしてでき上がるものというふうな期待をいたしております。

○中路委員 もう一点だけお聞きしておきます。先日、月二回、一〇〇程度の職場または職員で実施するというような話が出ていますけれども、一〇〇程度ということになりますと、平均しますと、一人、五カ月に一回休日があるわけですが、やないかという意見もありますし、年休の転用にほらないかというのをたびたび言明しておられますけれども、これでは実質的には年休の計画的な転用と同じじゃないかという意見もあります。制度的には職免といふことを考えておるようですが、職免を年間二、三日ふやすだけじゃないかというふうにも私は思うわけなんです、この問題については改めて撤回をして、検討し直していただくというのが、これを進めていく上で大事じゃないかというふうに私は思ふのですが、事務総長ですか、一〇〇という発言がありましたが、この問題についてもう一度検討し直していただくという問題ですね、ひとつ総裁から御意見を伺つておきたいと思ひます。

○藤井政府委員

これも先刻も申し上げたところでございますが、ある段階において一割という線を出したことは事実でございます。しかしこれが最終的なものではございません。私といたしましては、なおこの点については、それにこだわらず各省庁と調整を図つていきたい。いまここでどのぐらいにするかというところは決めておりませんので、もししばらく時日をおかし願ひたいと思ひます。

○中路委員 では終わります。

○藤井委員 受田新吉君。

○受田委員 国務大臣が一人残つておられますので、まず国務大臣に質問をいたします。

坂田生先、陸上自衛官が海上自衛官あるいは航空自衛官になる場合はどういう場合でございしますか。

○今泉(正)政府委員 お答えいたします。

きわめてまれな例でございしますが、たとえは幹部候補生になります場合に、陸上自衛官から

海上自衛官に転官を希望する、逆のような場合もありますが、ほとんどそういった例は現実にはございません。

○受田委員 海上自衛官から陸上自衛官、航空自衛官になる場合は同じですか。

○今泉(正)政府委員 同じでございます。これは各自衛隊の自衛官、それぞれ職種がございまして、非常に下位の階級の場合にはそういうことも実際不可能ではございませんけれども、それまでの経験等からして、転官と申しますか、自衛官になることはきわめて至難なことです。

○受田委員 防衛庁長官、あなたの各幕傘下にある自衛官が、相互に入れかわることが可能であるというのです。そういうことをあなた御存じでしたか。初めて聞いたか、御答弁を願ひます。

○坂田国務大臣 初めて聞きました。

○受田委員 防衛庁職員給与法の第五条にそのことが明確に書いてあるのでございます。これは実際問題として、どういふふうなその実例があるのかないか、例示していただきたいと思ひます。いいですか。幹部候補生といふことになって、陸上自衛官が海上自衛官あるいは航空自衛官になる、また航空自衛官あるいは海上自衛官が同様のことになるというの、いまの幹部候補生——幹部候補生といふ表現ではこれは納得できないのです。

○今泉(正)政府委員 突然のお尋ねで、記憶に定かでない点がありますが、かつて、防衛上の観点からナイキは航空自衛隊、ホークは陸上自衛隊が担当しておりますが、そのナイキ、ホークの兵器体系を入れた際に、航空自衛官が陸上自衛官に、陸上自衛官が航空自衛官になった例がございします。

○受田委員 それは部隊編成の異動によつて、つまりナイキ、ホークが航空か陸上かという所属、これはアメリカと日本はちよつと違つておるが、それが陸に属するか空に属するかで、途中で体制を変更するという場合に起こる問題ですね。

○今泉(正)政府委員 そういった要請もありましたが、防空について陸上自衛隊と航空自衛隊とが

協力の度合いを増すという意味での人事交流的な意味もあつたように記憶しております。

○受田委員 そうしたら、海上はどうですか。海上が陸上とか航空とかいうものはどうなんですか。

○今泉(正)政府委員　海上自衛官が陸上自衛官あるいは航空自衛官になった例は記憶しておりません。ないのではないかと思います。

○受田委員　そうしますと、実際に防衛庁職員給与法なるものがせつかくできておりまして、そして給与法の第五条に明確に「陸上自衛隊の自衛官が海上自衛隊の自衛官若しくは航空自衛隊の自衛官となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となった場合」とちゃんとここにあるのですけれども、これが海上の場合は死文化しておるわけですね。

○今泉(正)政府委員　現在、死文化ではありませんが、不可能ではありませんので、さつき私が申しました幹部候補生などの場合にありますが、この条文は航空自衛隊が発足いたしましたときに、陸上自衛隊あるいは海上自衛隊から航空自衛隊へというような場合に非常に有効な規定だと思ひます。

○受田委員　すでに発足は終わっておるのです。そしてもう固定化したのです。それが海が陸にかわつたり空にかわつたり、途中でそういうことをやると指揮命令系統も乱れてくるし、たとえはホークとナイキの部隊が陸に属するか空に属するか、その場合は特例ですよ。原則的な規定がここに生きておるのです。つまり、陸が空になったり、海になったり、海が空になったり陸になったり、今度は空が陸やら海へ行ったりするようなことがいつでもできるような原則的な規定がここにあるのがおかしいじゃないですか。そういうことは陸海空の分別が明確でない。

○今泉(正)政府委員 その点では、先ほど私が申しましたように、幹部候補生などになります場合にわずかではありますが例がございますので、そ

ういった場合に、同一階級で、対応する号俵でかわれるということを述べておるといふ意味で、非常にわずかながら意味があらうかと思えます。

○受田委員 最近は海からか変わったのはおらぬというお話でした。スタート当時しかない。ところが、これは今後どういう場合が予想されるのですか。これは大団陸の系統と海の系統と空の系統とびしっと分かれておる。それは連合作戦をやる

ときは、またそれは作戦上の連合であつて、指揮命令系統というのはそれぞれ分かれてゐる。それがいつでも入りまじれるような規定がそこに書いてある。これは特例か何かでやるのなら別ですが、原則的な規定の中にあるのもちょっとおかしいじゃないですか、もう済んだんだから。

○今泉(正)政府委員　その点では、確かに先生のおっしゃるとおり、原則的にはない規定でありますけれども、最近の例で、実はこれもわずかな例

でございますけれども、婦人自衛官が陸上自衛官から海上自衛官になったという例がございました。たまにしか起きないのでございます、そういう場合にはこの規定があるために円滑転官できるというわけでございます。

○受田委員　だからこれは例外的な規定であつて、原則的な規定じゃないわけなんです。それがこういう原則的な規定としてここに挙げであるというところに一つの問題があるわけです。これはひとつ検討してもらいたい。この条文だけから見ると、陸海空いつでも入りまじつてやれるようになるわけです。

それから、参事官あるいは事務官が自衛官になった最近の例がごいますか。

○今泉(正)政府委員 最近では例がございませ

ん。

○受田委員 それから、自衛官が参事官あるいは事務官にかわつた事例が最近ありますか。

○今泉(正)政府委員 これはときどきございまして、停年で退職しました自衛官のうち、きわめて特技を持っておる者を、その特技を買って引き続き技官として任用するというような事例はとき

まございます。

○受田委員 「参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、」参事官等が自衛官となるということ

う規定は外した方がいいですよ。

○今泉(正)政府委員 参事官等が自衛官になるという例は、最近ではほとんどございません。ただし、事務官になる例は、たとえば内部部局から付

属機関にかかりますと、これは参事官が事務官になるという例はしばしばございます。

○受田委員　そこで、ここに明確に、防衛庁職員給与法第五条に「参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、」とあるのです。だから、参事官等が自衛官となる規定がここにあるのです。参事官

等が自衛官にならないのなら、またこれをしては指揮命令系統上適切でない、文官と武官との混同になるということであるならば、参事官等が事務

官等になるということならそれはいいけれども、「若しくは自衛官となり、」という参事官が自衛官になるという規定、事実問題として今後やらぬのなら、これは削除した方が明確になるのですよ。文武の別を明らかにする。参事官等が自衛官

になる。すれば、参事官のところまでいっておれば、少なくとも自衛官の一佐もしくは二佐ぐらいのところへ突然持つていかなければいぬわけです。

参事官は等級で言うところからどこまでか、ひとつ……。

○今泉(正)政府委員　参事官は指定職でございます。

が自衛官になるといふならやはり一佐じゃない、
陸将か海将か空将かならなければならぬが、
急に局長が空将になつてうわつというわけにいか

ぬじやないですか。もうこれは今後――坂田長官、参事官等が自衛官となるという規定が給与法、に生きておるのです。そういうことは、あなた、いま思われてもおかしいでしょう。指定職の参事官が今度自衛官になるといえば、大佐や中佐じや

だめなんですよ。やはり将補でなくて将ですよ。将になるということが実際あり得ますか、長官。あり得ないでしょう。ここにあなたの内局の人が、今度各幕の将になるというようなことができますか。事実問題は局長さんどうですかね。

○今泉正三 政府委員　ほとんど考えられません。

○受田委員 考え得る場合が例外としてありますか。

○今泉(正)政府委員 きわめて特殊な場合はない

かと言われますと、それはいいと言えませんが、しかしこれだけ定着といいますか、歴史ができてきました場合に、ちよつと考えることはできないと思います。

○受田委員 局長さんが空幕の幕僚長になるとい

うようなことが考えられますが、訓練も得ていない、教育も受けておらぬ。あなたがいま急に自衛官の陸将の制服を着ていばったって、敬礼の仕方からわからねでしよう。事実問題であり得ぬことですよ。参事官等が自衛官となるということはあり得ぬことです。あり得ぬ規定は法律を改正すべきですよ。これは非常に奇妙な規定がここに残っ

鳥屋へは行くような訓練を、そういう面では得ておられるかもしれぬが、昼夜を分かつたざる勤務をされるところは、お互いそういう平素の文官の生活をした人はなかなか行けませんよ。これはびりつとしたところに急に行けませんよ。行けないようなことなら、この規定を削除せねばいかぬ。参事官等は自衛官となるというのではやめる、こういうことをびりつと、この法改正を提案しておきます。

○今泉(正)政府委員 ただいま先生、参事官が将来なる例を言われましたが、もつとも「参事官等」という中には部員まで実はございます。たとえば、考えられる例で、内部部局の衛生関係の部員が衛生関係の自衛官になるということは、最近例がありませんけれども、若干考えられないではありません。いすれにしても、御指摘になりました点はじっくり検討させていただきます。

○受田委員 局長さん、「参事官等」参事官がつかうおるんです。部員ならいいよ。部員等がつかうならいいがね、「参事官等」自衛官となるという規定ですから、これは問題ですよ。部員は指摘されたが、参事官が上についておるでしょう。だから、それをひとつ研究していただく。

長官、私、中路先生がいま指摘された問題は逆の考えを持っておるんです。自衛官の待遇を改善して職務に精励してもらおう。これは非常に大事なことだと思っております。特に土曹の階層にある皆さんは、自衛隊に入隊以後、日なお浅くして、しかも特別の訓練を受けて、昼夜分かつた苦勞をしてる。これまた自由がきかない生活。あの年齢であれば、一般の公務員なら、きょうも焼き鳥屋へ行こう、マージャンをしても——自衛隊の中でマージャンは頻繁に行われておるのかどうか、ちょっと……。

○今泉(正)政府委員 勤務場所であるところではマージャンは禁止しておりますが、たとえば隊員クラブのようなそういう娯楽的な施設の中では禁じておりませんし、現実に行っております。

○受田委員 それからゴルフへ行きますか、どうですか、自衛隊。

○今泉(正)政府委員 勤務時間外であれば、また営舎外居住の自衛官であれば、外出のときであればそういうことをやることも差し支えありません。

○受田委員 週休二日制が自衛隊に施行された場合に、自衛隊はどういうことになるのですか。

○今泉(正)政府委員 これはいろいろの態様がございまして、内部部局に勤務するような者は、一般の官庁にはほならぬいいことだと思えます。それから自衛隊の一般の部隊では、これは訓練、演習その他からして、確実に毎週週休二日ということが、五日勤務して二日連続して休むということが必ずしも確実にできるかどうか知りませんが、年間を通じてそういう方向へ持つていくということは可能だと思えます。

それから、これは自衛隊に限りませんが、交代制勤務で、勤務としては四六時中やっている部署、たとえばレーダーサイト、そういったところでは週休二日に移行します場合にいろいろ問題はあると思えますが、しかしそれじゃ不可能かと言えどもでもないと思えます。

○受田委員 非常に問題があるわけですが、週休二日制の実行は、いま人事院が、目下テストの答えをどうするかというところできつから論議されておるような問題は、自衛隊にはこれは非常にデリケートな問題があると思えます。週休二日が施行される場合に、自衛隊にいかにかこれを施行するか。事実、いつ急迫不正の侵略があるかもしれない。そういうときに、週休二日制を実行中に急迫不正の侵略があったときにはなかなか間に合わぬということもあるというように、自衛隊では週休二日制についても特別な御苦勞があると思えます。そういう、つまり常時昼夜を分かつたざる勤務をしなければならぬ形態が自衛官なんです。確かに自由を束縛されておるのです。自由を束縛されて、国家、国民のために勤務しているのが自衛官であるとならば、国土、国民を守

り、その上に立つて自由を束縛して奉仕しているという人に対して、その待遇を大いに優遇してあげることは、これは当然のことです。したがってその待遇を引き上げる、つまり教職員、教育という崇高な仕事、その方々に対する人材確保法というものが施行された、自衛官もまた生命をささげて国土、国民を守る職能であるということであれば、それに相当する待遇をしてあげること、これは当然です。その待遇の仕方が実物支給、現物支給というふうなところでいく場合と、給与でいく場合とがあるわけだ。そして被服は、三尉以上は被服は支給が支給ですかね、そうなっていたんじやないかね。

○今泉(正)政府委員 三尉以上は、任官した場合に一回限り官給であります。それ以後は自弁という事です。

○受田委員 一回限り官給というのがある。それからそれ以下の者は貸与、借るのです。そういう一つ優遇方法がある。それから食費というものをどう計算するかというのが今度問題があるわけなんです。私、これはやり方としてはいろいろ問題があるが、実際に給与を高めるといふ点において、九千七百円というものが一律に、食べるのは位がどうあると同じほど食うわけですから、位が上へ上がるほどよい食うような自衛官というわけにはいかぬです。食費は全く同格、九千七百円、これはこのままでよろしいという意味で、営外居住者との調整も一応図っておるという点で、私の案を一応肯定します。が、これよりももっとまだ別の方法で自衛官の処遇を改善してあげる方法はないのですか。

○今泉(正)政府委員 もちろん、こういった以外に処遇改善の、考えなくてはいけない方法がずいぶんございまして。たとえば、自衛隊はまだ発足後二十年しかたっておりませんために、官舎などにおいて他の官庁に比べて非常におくれております。今後はまた、営舎外居住の自衛官の官舎といった面でも大いに努力をしないかぬと思えます。

○受田委員 宿舎が余りふつり合いに悪いです。これはわれわれが内閣委員会各地の自衛隊の施設を拝見しても、もう往年の、戦前のあの惨めな寝台などを拝見をさせていただいておる。人間らしい寝台じゃないのです。こういうところは、とにかく自衛官の誇りを感じて勤務される皆さんに、日常の生活にもどこか人間らしいものを与えてあげる必要があるという意味で、今後そうした現物支給等をさらに住宅等にも振り向けて、あるいは営外居住者などは住宅が完全に満たされるというふうな、それは何といたしてもいい個所へ——何年も何年も長期にわたって、しかもそれは町場でなくして町外れで遊び場所はまことに少ない、焼き鳥屋へもなかなか行けないようなところに勤務される人がたくさんあるわけなんです。そういうことも考慮して、自衛隊の特殊事情に基づいて処遇改善というところでやってあげて。いまや自衛隊もようやく公務員の中へ定着して、国民的規模で御苦勞さまというところになっておるし、また災害出動等では非常な貢献をしておる自衛隊であるという事です。長官構想の中に、そうした災害出動等を自衛隊の最も主要な任務に持つていきたいというふうな、サービスというものでなくして本質的な任務だという構想をお持ち——私この問題は、かねてから私自身からこの委員会でも何回か提案した問題であります。そういう問題といよいよ取組もうという、量よりも質、質をしっかりと、隊員の数をふやすよりも隊員は少なくして内容を充実していくという、九千師団を七千師団にするなどという提案も何回かしたわけなんです。そういう方向へ漸次前進しつつあるやに承っておりますので、増強でなくして内容を充実するという方向へチェンジするとなれば、これは国民の支持がまた大きく起こると思うのです。長官、そういう構想の転換をあなた御自身がなされつつある。量よりも質、質の転換、そうして国土、国民を守る自衛官として国民が——それは一部の反対はあります、けれども大半が、できるだけ多くの者がこれを感謝して迎えるというためには、

そうした国民への奉仕というより、なまの部位をうんと高めて、うんと高めた構想転換をお持ちと了解してよろしいかどうか。

○坂田国務大臣 非常に御激励を賜りましてうれしく思います。

私も就任いたしましたから、本間に国民の中に溶け込んだ自衛隊の育成というのを一つの大きな柱に考えております。その意味合いにおきまして、正面装備も大切でございますが、同時に抗たん性、後方支援あるいは基地対策、そしてまた処遇の改善ということ、これを重視していこうと、ポスト四次防につきましましてはそういう考え方で、小規模ではあるけれども質の高い自衛隊をつくらうというふうに考えておるわけでございます。

特に御指摘のございましたように、世の中が非常に自由な社会になってきておる、その中において法律でもって二十四時間拘束されておるのとは自衛官のみである、ここに私は着目いたしましたわけであります。お互い、いろいろ自由を拘束されるということがどんなにいやなのかという意とは痛感されることとございますが、そういう意味で、しかしながら職務として、しかも自衛官の一番下の階級の人で曹士、しかも士はほとんど全部、そして曹は半分という人が二十四時間拘束されておる、食事も一緒のもの、寝起きも一緒とこのように、外出についても、いろいろ普通の人間とは違った制約を受けておる、こういうのはほかにはないのだ、しかも有事の際においては、命を投げ出して国家、国民を守るんだ、こういうことでございまして、そういう人たちに對してやはり隊舎についても、私行つてみましたけれども非常にまた悪うございまして、一般の民間のいろいろな建物はよくありませんけれども、われわれの隊舎は非常に貧弱でございます。あるいはまた二段ベッドの解消を考えておりますけれども、まだまだそれと十分とはいえない状況にございまして。しかも、そういう拘束された人たちに、せめて公務以外の時間、自由に団らんのできるような場所というものも非常に狭隘であるし、あるい

は、私文部大臣をやりましたからわかっておりますが、小中高におきましては最近温水プールとかあるいは普通のプールとかあるいは体育館とか、かなりなところまで整備をされてきたわけでございまして、しかしわが自衛隊におきましては、僻地においてはこれにございませぬし、こういうようなこともおいおい充実していかななくてはならないのではないかと、いうふうには考えておるわけでございます。

この問題につきましまして、就任いたしましたして答申も出ておる。それから、この委員会においてもそのような御指摘もあるということであるならば、ひとつぜひともこれをやり遂げたいということと、本年度の予算折衝におきましまして大蔵大臣と折衝して、来年の二月から施行されるような三十八億の予算を認めていただいた、そしてまたこの法案を用意をしたということとでございますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○受田委員 自衛官が外出してびりつとした規律ある行動をしていくことは、これは非常に国民にいい印象を与えるのです。だらつとした青年のとかく多くなりがちな中で、びりつとした行動というのは青年に一つの夢を与えるという意味では、自衛官がそうした一般社会に飛び出したときの態度など非常に大事なことで、その平素の訓練を、より対外的影響のある訓練をしつかり今後やつてもらいたいということを感じるわけです。

同時に、その自衛官の中におかしな行動をして国民に迷惑をかけ、ひんしゅくを買うようなことが相次いでおることもこれは事実で、こういう者はやはり待遇をよくして任務を自覚せしむるような平素の教育が必要で、今後そういう者を、待遇の改善とあわせて、国民のひんしゅくを買うような自衛官を撲滅する。撲滅するということとは殺すという意味じゃなくして、なくするということ意味ですから、ひとつ長官、そこはあなたは一緒に考えなければいけませんよ。やはり自衛隊の行動が国民に与える影響は非常に大きいのです。

だから、そこからまた国民に奉仕する自衛官ということになれば、また増強でなくして内容を充実する質的の転換だとなれば、自然に予算その他の困難な情勢の中で、自衛隊に對する、災害出動等の協力力がより大きなウエイトを占めることと、理解が加わってくるわけです。

私、あなたにきょう基本的な問題をお尋ねして、法律よりもちよつと逸脱したようなことになりましたが、もう一つ、今度は一般文民に関する給与の問題です。さっき中略さんから質問をされて、私も非常に共感を呼んだことがあるのです。それは行政各部の職員がエリートコースという皆さんに榮進が限られて、一般の多数の公務員の夢を抑えているという問題です。これは全く私同感なんでございまして、ちよつとここで人事院の定めた規則を例示してお尋ねをしてみたいのです。この人事院規則九—八に等級別資格基準表がありまして、その行政職階給表(一)等級別資格基準表に正規の試験、上級甲、上級乙、中級、初級、こうなっております。そして学歴免許等で、大学卒、短大卒、高校卒、中学卒、それで、上級甲は職務の等級が六等級で零、五等級で五、四等級で九、三等級で十三、十三年で三等級と、上級乙は十五年で三等級、中級は十八年で三等級、初級は二十一年で三等級、しかも五等級あるいは四等級、三等級の各等級にとどまる年限は全く同じです。四年、四年、四年、全部四年、こういう規則をつくっておられる。

もしこれを忠実にやろうとするならば、いままのような大学卒、上級の甲だけが特に優遇されて、乙や中級、初級になると冷遇されるということが救われるわけです。そして、成績が優秀な者はその二割以内を短縮することができるという規定がある。そういうものが乱用をされるのが上級甲の人には多いのではないかと。たとえ初級であっても、等級の五等、四等、三等に在職する期間は皆同じなんです。同じとおりにいくんなら課長以上にならうと初級の人はもとより高等学校出たらすぐやるんですから、大学出るまでは四年やつておるし、

短大は二年やつておる、その上へ今度は上積みしていくんでありますから、そう大きな差がなくして、同じ等級には在職年数が同じなんです。結果的には三年か四年の差で課長にも局長にもなっていくべきじゃないですかね。それが上級甲だけを優遇していくのだから、そのほかの等級の者が事実問題として抑えられてきておる。精励格動しても上がとまっております。それではもう職務に精励する意欲を失いますよ。初級でも中級でも、精励格動すれば課長にも局長にもなれる、そういう道を開いておけばみんな張り切つてきますよ、大多数は初級、中級なんです。その初級、中級の職務精励意欲を喪失させるような、せつかく人事院規則がこういふようにできておるのに、この運用を誤つて、各省の指導を誤つて、結果的にいまのような一部の人だけが処遇を豊かにしてもらうというふうなことになるてきておる。これはもうこれをきちつとやれば、大体課長以上は上級が三分の一、中級が三分の一、初級から上がった者も三分の一、局長から上の方にはその比率がもっと今度は初級が少なく、中級がその次に少なくなるとはあつてもいいが、課長クラスぐらゐまではこの三つが同じぐらゐに進んでいいと思うのです。そういう方法を幾らでもとれる。各省を指導すればいいでしょう。そしてその指導の責任者は、総理府の人事局長が責任者として各省のそうした行政人事の調整役を果たしていけばいいのです。そのために秋富さんは局長のポストにおられるのです。そういうところをびしつと押さえていけばまことに調子よくいくのだ、私はいま中略さんの質問を聞きながら、なるほどといまうなずいて、私もかつてこのことを指摘したことがあるのですが、その根拠に、この等級別の資格基準というものをすかつと守つていくことで事は解決しますよ。御答弁。

○茨木政府委員 資格基準表は最低年数をここに決めておるわけでございますが、その前にやはり任用行為がございまして、先ほど

も触れましたように、係長、課長補佐、課長というような段階がございますが、それぞれところに級別定数等もございまして、そのポストの数も組織上ございまして、その中で、だれを任用していくかという事はやはり任用行為として各省庁で真剣に選抜をされておることだろうと思つてゐます。その選抜をされた者が任用された際に給与をどう決めていくかという場合に、この資格基準表は生じてまいります。その際に、最低それだけの年数がたつておればその等級に給与上の格づけをいたします。特に勤務成績のよい場合にはその八割の年数で結構でございますよ、こういうふうに決めてあるわけでございます。

でございますから、あくまでもやはり任用行為が先行するわけでございます。先ほどの答弁の中にも触れたのでございますが、私の所管からは多少出るかと思つて、そういう目で見ますと、各省それぞれ相当激しい競争過程の中から、やはりそれぞれのポストに任用をされておるものだというふうに私は見ておるわけでございまして。でございますから、先生がいまおっしゃられますように、初級でいきましても課長にすつと上つていかれる方もあります、さらに上まで行かれる方もあります、中級でもあるは上級でも途中でとまられる方もあります、こういうふうな中では、やはり競争はそれぞれの省内において行われておることは事実だろうと思つて、ただ、人数の多寡ということになりますと、上級自身でも相当人数探つて、そうしておいてむしろ途中段階でだんだん落としていくような人事になつておると思つて、そういう意味では初級で一番上まで上がるというのはなかなかむずかしい関門にはなるだろうと思つて、そういう道が全く閉ざされておるというものでもないというふうに考えております。

こちらの方の給与は、冒頭に申し上げましたように一応任用が先行しまして、そのポストに任用

された者の給与をどうするかということを決定する場合の必要な経験年数、こういうふうにお考えいただきたいと思つてゐます。

○受田委員 それでは局長さん、明後日まで、課長以上に在職する官庁職員で上級、中級、初級の職員数を示してもらいたい。そして、上級、中級、初級職員の総数の上で課長以上に何人なつてゐるか、上級も総数の上で何人なつてゐるか、それを明確にひとつ示していただきたい。そして、その上級の中で東大と東大以外とを学歴別にひとつ分けていただきたい。そういうものをちよつと資料として見せていただきたい。

つまり、初級、中級の皆さんが課長以上に相当出ておる、それから上級でも、おかしいのは下がつてきておるということでございますが、その上級、中級、初級別の人数の中から課長以上に何人なつておるか、中級の合格者で課長以上に何人なつておるかというのを見れば、そこに人事行政上の何かまずさがある。つまり、上級だけが重要ポストを占めて、そして各省の人事はの上級の一部が担当して上級を優遇することに力を注ぐ、初級や中級はお粗末にして、こういう人事行政の欠陥があるのではないかと。そういうようなところはやはり人事院が締めていくと同時に、人事局長がそういう各省の大体を見て、その中で初級、中級を優遇する手はないか。試験で人生を決めていくという事は非常に問題があるわけだ。もちろん、一応の試験で資格を取つた者を普通の形で所遇することはいいけれども、その一部だけを優遇するということでは——特に公務員というものは国民全体の奉仕者である、その全体の奉仕者が公平な国の恩恵に浴して、そして公務に精励できるように。初級出身者などというものはもう局長以上にはほとんどなれないのだというふうな、道を閉ざす形はいけな。初級といえども、家庭の都合などでそれ以上行けない、それでも精励協働して、もう上級以上のりっぱな実績を示しておる人には、むしろ上級でもなれない事務次官にしてもいいわけなのです。初級の事

務次官がおつていいのです。そのぐらゐの道を開くべきですよ。そこにいまの日本の官界の大きな欠陥がある。人材を吸収するということが同時に、もう一つは、公務の執行上すべての職員に希望を与えるということ、両面を考えていくべきである。これについて人事局長の御所見を伺いたいのです、総務長官には私は退出を許したのですから。

○秋宮政府委員 先ほどから先生の御指摘の点、私も拝聴いたしました。いろいろと教えられるところもあつたわけでございます。ただいま人事院の方から話もございまして、給与の問題と任用の問題と両方のものがあると思つて、ただいま御指摘のよう、一つにはやはり官界にいい人材を集めるということが大事なことだと私は考えています。同時に、官界に籍を置く職員が、士気の高揚、職務に精励してさらに望みを持つということもやはりきわめて大事なことでございまして、いたずらな懸平等は避けることも、やはりできる方は抜けていくという人事というものは当然に考えられるべきものでございまして、そういう点につきましては、かねがね各省人事課長会議あるいは人事管理官会議におきましても問題となることでございまして、私たちとしても、今後ともそういう点につきましても十分注意してまいりたい、かように考えております。

○受田委員 その資料を拝見した上で——さつき給与局長が民間との比較でお話をしておられたが、民間ではもう奮励努力する幹部が小学校だけでもほとんど出でる。そういう意気込みが違ふのです。官界はエスカレーター式にいつて萎靡沈滞の風潮も起こつてくる。国会は国権の最高機関であるにかかわらず、国会を自分たちが動かすような心得違いをする官僚もあらわれておる。(けしからぬ)と呼ぶ者あり)けしからぬ。そういうところで、そこに自然に国民全体の奉仕者であることを忘れて、国民の前に官僚としていばることを研究する方々が出てくるということになると、

これは問題なんです。われわれ国会議員は国民に對しては最敬礼です、主権は民の上に立つわれわれは。しかし、われわれは国権の最高機関として憲法第四十一条に保障されておる。行政権の担当者である皆さんの方は、今度国会に對しては非常に低姿勢であるが、国民に對しては高姿勢であるというふうな、そこに循環作用が行われておるといふ世間のうわさがある。われわれは、そこを行政の優秀な皆さんにひとつ行政革命を願いたいのです。暴力革命の方じゃないのです。民主的な革命を官僚の責任者の皆さんが、大半を東大が占めておるという形じゃなくして、他の国立大学にも私立大学にも人材をできるだけ分散し合つていくような体制、上級、中級、初級、これがバランスがとれて、それぞれの道で大きく前途が開けてくるというふうな、みんなに希望を与えられるようなものをひとつ十分人事院、政府で検討しておいてもらいたい。それを要求して、資料があつて出るから、その資料に基づく質問を一部残さしていただき、きょうの質問を終わらしていただきます。

長時間御苦勞までございました。

○茨木政府委員 いま資料の要求がございましたが、あつてまでということになりますと、ちよつと各省全部というわけにいかないのです、恐らく省庁の例示的なもので……

○受田委員 そうそう、それでいいです。ある限られたので大体大勢がわかりますから。

○藤尾委員 よろしいか。

○茨木政府委員 はい。

○藤尾委員長 次回は明後三千日本曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時六分散会

第七十五回国会内閣委員会議録附録中正誤

ページ段行		誤	正
二	三	元	2
二	四	五	3
三	一	毛	リーダーサイド
三	四	末	新発駐とん
三	二	元	新発田駐とん
四	二	元	(5)
五	一	三	4
五	五	4	(4)

昭和五十年十一月七日印刷

昭和五十年十一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局